

阿南社会福祉会館改修工事のうち建築工事

No	Title	Scale	No	Title	Scale	No	Title	Scale
T-01	特記仕様書1		A-14	矩計図2(改修前)	1:50	A-36	建具キープラン1	1:100
T-02	特記仕様書2		A-15	矩計図2(改修後)	1:50	A-37	建具キープラン2	1:100
T-03	特記仕様書3		A-16	矩計図3(改修前)	1:50	A-38	建具キープラン3	1:100
T-04	特記仕様書4		A-17	矩計図3(改修後)	1:50	A-39	既存建具表1	
T-05	特記仕様書5		A-18	1階平面詳細図(改修前)	1:50	A-40	既存建具表2	
T-06	特記仕様書6		A-19	1階展開図1(改修前)	1:50	A-41	新設建具表1	
T-07	特記仕様書7		A-20	1階展開図2(改修前)	1:50	A-42	新設建具表2	
T-08	特記仕様書8		A-21	1階平面詳細図(改修後)	1:50	A-43	家具・厨房機器キープラン	1:100
T-09	特記仕様書9		A-22	厨房断面詳細図	1:30	A-44	家具詳細図1	1:20
A-01	配置図兼附近見取図	1:100	A-23	1階展開図1(改修後)	1:50	A-45	家具詳細図2	1:20
A-02	仮設計画図	1:100	A-24	1階展開図2(改修後)	1:50	A-46	家具詳細図3	1:20
A-03	1階平面図(改修前・後)	1:100	A-25	1階展開図3(改修後)	1:50	A-47	サイン詳細図	1:10, 1:100
A-04	2階平面図(改修前・後)	1:100	A-26	2階平面詳細図(改修前)	1:50	A-48	部分詳細図(改修)	1:5, 1:10, 1:30
A-05	4階平面図(改修前・後)	1:100	A-27	2階展開図1(改修前)	1:50	A-49	部分詳細図(解体)	1:5, 1:10, 1:20, 1:30, 1:50
A-06	5階平面図(改修前・後)	1:100	A-28	2階展開図2(改修前)	1:50	A-50	既存鉄骨階段詳細図	1:10, 1:20, 1:50
A-07	P1階平面図(改修前・後)	1:100	A-29	2階平面詳細図(改修後)	1:50	A-51	現状・改修伏図、各リスト	1:50
A-08	立面図1(改修前・後)	1:100	A-30	2階展開図1(改修後)	1:50	A-52	スラブ取り付け詳細図	1:30
A-09	立面図2(改修前・後)	1:100	A-31	2階展開図2(改修後)	1:50	A-53	型枠デッキプレート標準図	
A-10	立面図3(改修前・後)	1:100	A-32	4・5階平面詳細図(改修前・後)	1:50	A-54	外構平面図	1:100, 1:10
A-11	立面図4(改修前・後)	1:100	A-33	4・5階展開図(改修前・後)	1:50	A-55	外構詳細図	1:10, 1:20
A-12	矩計図1(改修前)	1:50	A-34	1階天井伏図(改修前・後)	1:100			
A-13	矩計図1(改修後)	1:50	A-35	2階天井伏図(改修前・後)	1:100			



I. 工事概要

1. 工事名称	阿南社会福祉会館改修工事のうち建築工事										
2. 工事場所	阿南市富岡町今福寺										
3. 建物概要	<table><tr><td>建物名称</td><td>阿南社会福祉会館</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>鉄筋コンクリート造 地上5階</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>494.70 (㎡)</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>1,309.97 (㎡)</td></tr><tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>16項イ</td></tr></table>	建物名称	阿南社会福祉会館	構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上5階	敷地面積	494.70 (㎡)	延床面積	1,309.97 (㎡)	消防法施行令別表第1の区分	16項イ
建物名称	阿南社会福祉会館										
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上5階										
敷地面積	494.70 (㎡)										
延床面積	1,309.97 (㎡)										
消防法施行令別表第1の区分	16項イ										
4. 工事種目	<table><tr><td>種 目</td><td>工 事 概 要</td></tr><tr><td>建築一式工事</td><td>外壁改修,外装改修,1・2階内装改修,1・2・4・5階便所改修,建具改修,外構改修のうち建築工事一式</td></tr><tr><td>電気一式工事(別途工事)</td><td>上記工事に伴う電気工事一式(別途工事)</td></tr><tr><td>管一式工事 (別途工事)</td><td>上記工事に伴う管工事一式 (別途工事)</td></tr></table>	種 目	工 事 概 要	建築一式工事	外壁改修,外装改修,1・2階内装改修,1・2・4・5階便所改修,建具改修,外構改修のうち建築工事一式	電気一式工事(別途工事)	上記工事に伴う電気工事一式(別途工事)	管一式工事 (別途工事)	上記工事に伴う管工事一式 (別途工事)		
種 目	工 事 概 要										
建築一式工事	外壁改修,外装改修,1・2階内装改修,1・2・4・5階便所改修,建具改修,外構改修のうち建築工事一式										
電気一式工事(別途工事)	上記工事に伴う電気工事一式(別途工事)										
管一式工事 (別途工事)	上記工事に伴う管工事一式 (別途工事)										
5. 猛暑を考慮した工期	本工事は猛暑を考慮した工期設定の対象外工事である。 猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 (1)作業不能日数：0日間 (2)観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_蒲生田地点 (3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_蒲生田地点におけるWBG値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 (4)作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。										

II. 共通仕様書

- (1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一 章 共 通 事 項	① ① 適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針 令和4年版 ③電気設備工事監理指針 令和4年版 ④機械設備工事監理指針 令和4年版
	② ② 優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書等
	③ ③ 工事実績データの登録	(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

章	項 目	特 記 事 項
	④ ④ 工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。
	⑤ ⑤ 工事の着手	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。
	⑥ ⑥ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、総合図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。
	⑦ ⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） ◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。
	⑧ ⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
9.	電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎工事用力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

章	項 目	特 記 事 項
10.	⑩ ⑩ 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試験を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 ◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 ◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 ◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 ◎受注者は、工事施工途中に工事的目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。 ◎当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選任するものとする。（労働安全衛生法第30条第2項）

項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
⑪ 撤去時の資機材残置の防止	◎足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。	一 章 一 般 共 通 事 項	◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコーリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コーリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにコーリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、コーリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。	⑭ 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ・県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ・県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。 また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ・県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ・県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ・アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。		
⑫ 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある		◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の継続状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 ◎建設発生土の最終搬出先の記録・保存 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先からの搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） (2) 他の建設現場で利用する場合 (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード				
⑬ 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び価値材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びD票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（ 施主 ・ なし ）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。 ＝また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。＝なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。						

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項													
⑮ 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	⑰ 仮設トイレ	◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 (注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 (注) 快通トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	⑲ デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。	⑲ 火災保険	◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。													
⑯ 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は阿南市産業部商工戦略課(22-3290)へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければならない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	⑲ 設計変更箇所確認	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	⑳ 公共事業労務費調査	(1)当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2)調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (3)公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 (4)受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	㉑ 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除	(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「阿南市公共工事標準請負契約約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。													
⑰ 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。	㉒ 工事検査及び技術検査	◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table><tr><th>当初請負対象額</th><th>一般（指名競争）入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>3千万円未満</td><td>—</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>—</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></table> (注)低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去される前に、足場解体前中間検査を実施すること。 ◎2.4.5階の便所改修完了後、部分使用検査を実施し、引渡しを行うこと。	当初請負対象額	一般（指名競争）入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	㉒ 事故報告書	◎受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。
当初請負対象額	一般（指名競争）入札工事	低入札工事																		
3千万円未満	—	1回																		
3千万円以上5千万円未満	—	2回																		
5千万円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
18. 遠隔臨場の試行	◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。 ◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。	㉓ 完成図等	◎電子納品：対象外 ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。 ◎提出書類 ・しゅん工図（製本3部、電子データ1部）（サイズ：A2 2部、A3 1部） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（1部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・保全に関する資料 ・阿南市建築工事様式集で監督員が指示した図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は、竣工図に反映させること。																	

建築改修工事特記仕様書（項目は、番号に○印が付いたものを適用する。特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。）

① 施工条件

◎施工条件は次による。

- ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ・工事期間中、2階（阿南ファミリーサポートセンター）、3階（子ども第三の居場所「あすきら」）、3階トイレ、4階（教育支援教室「ふれあい学級」）は、常時利用がある。工事車両の出入りや施設利用者の安全管理を徹底すること。
- ・施設利用者の出入口を確保するため、正面玄関は出入できるように足場を設置すること。また、落下防止のため足場開口上部に安全ネット張り、衝突防止のため足場側面部にベニヤ養生を建築工事で行うこと。
- ・四国旅客鉄道株式会社と線路近接工事に関する協議を、工事着手前に行うこと。協議に1か月半程度見込むこと。
- ・2.4.5階改修時の作業員の動線は、利用者の動線と重なるため、安全管理を徹底すること。
- ・2.4.5階便所は、12月からの施工とする。また、施設運営に必要であるため、令和8年度内に部分使用中間検査を行い、阿南市へ引渡しを行うこと
- ・外構工事時、利用者の出入口を確保するため、正面玄関出入口部と1階店舗出入口部のどちらか通行できるようにすること。
- ・1.2階の機械警備の取外し・移設等は、工事期間中に別途業務として実施する。
- ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と協議の上、施工すること。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

② 重要備品等

◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）

③ 施工調査

◎調査期間
本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
調査期間は1週間とする。

④ 交通誘導警備員

◎交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に12日間配置すること。
・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられていない。
・警備員は、延121人（昼121人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。
・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

⑤ 産業廃棄物の処理

◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。
（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	車両	所在地 処分地	運搬距離 (km)
無筋コンクリート 有筋コンクリート 7ス7フル 石膏ボード	有限会社青藍	4t	阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	12.0km以下 D1D有り
金属・石膏くず 廃ア 金属くず(有価) サッシ(有価)	(財)徳島県環境整備公社 橋処分場 虎尾商事有限公司	4t	阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町東中浜174 阿南市橋町東中浜174	17.0km以下 D1D有り 7.0km以下 D1D有り
木くず	株式会社日徳	4t	阿南市橋町南新田10-29 阿南市橋町南新田10-29	9.0km以下 D1D有り
7スフル含有材 (木く)	株式会社明和ケン	4t	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	120km以下 D1D有り
残土	株式会社ヒックス	4t	那賀郡那賀町小仁宇 阿南市加茂町黒河22-10	27km以下 D1D有り

・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

⑥ 建設発生土の処理

・建設発生土の処理は、場外搬出適正処分とする。

◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。

- ・最終処分場
排出土：砂質土
会社名：株式会社ヒロックス 太龍鉱山建設残土処理場
所在地：阿南市加茂町黒河22-10
処分単価：1m³当たり1,000円(税抜き)
運搬距離：27.0km以下を見込んでいる。
備考：増額変更の対象とはしない。

民間の残土処分場へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。

◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

⑦ 他工事との取り扱い

◎他工事との取り扱い区分

	建築工事	電気工事	管工事		その他
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○		
同上穴埋補修		○	○		
スリーブ開口補強（鉄筋）	○				
同上（リンブレン等）	○				
床、天井点検口	○				
設備機器天井開口墨出		○	○		
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁			○		
空洞部分のモルタル埋め					
縦樋（GLまで）	○				
盤、便器等の箱入れ		○	○		
同上補強	○				
給排水ガラリ取り付け			○		
空調機器類の基礎工事		○			

◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
採取器具は受注者にて用意すること。

測定対象室	測定箇所数
観光案内・物販スペース	1
厨房②	1
事務室	1
多目的スペース①	1
多目的スペース②	1

測定は、次のいずれかにより行う。
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3（3）「ロ 測定の方法」において定められた方法
・パッシブ型採取機器を用いる方法
パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
(1)30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。
(2)5時間閉鎖
(1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
(3)測定
イ(2)の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。
ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
(4)分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
(5)測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。

◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合は、監督員と対応方法について協議すること。

⑨ 技能士の適用

◎技能士の適用については、 次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等果が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	◎とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工 コンクリート圧送施工	◎型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・構造物鉄工作業
防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴムシート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業 ・かわらぶき作業
金属工事	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	◎左官作業
建具工事	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ◎ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業
		・表具作業
	表装	・壁装作業
配管工事	配管	・建築配管作業
植栽工事	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業

⑩ 列車見張員等

◎工事着手前に、阿南社会福祉会館改修工事に伴う近接工事について四国旅客鉄道株式会社と協議を行い、必要に応じて、列車見張員及び工事管理者を配置すること。

◎列車見張員を12人、工事管理者を12人見込むこと。

◎列車見張員及び工事管理者の配置予定日は、JR営業線に近接する範囲内の足場（養生・仮囲い共）設置及び解体時とする。

特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項																	
① 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	① 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督員の承諾を受ける。 ◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	① 一般事項	◎コンクリートの種別 ・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度																
② ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(北東側満天)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。	② 排水																			
③ 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。 届け出を行った場合は、監督員に報告すること。 届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。 また、監督員から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 ◎外部足場(種類：次世代足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート：養生シート防災Ⅱ類、設置期間：4ヶ月程度) (種類：次世代足場、仕様：1枚布、D=60cm、シート：養生シート防災Ⅱ類、設置期間：4ヶ月程度) (種類：単管本足場、仕様：1枚布、D=40cm程度、シート：養生シート防災Ⅱ類、設置期間：4ヶ月程度) (種類：ブラケット足場、仕様：1枚布、D=40cm程度、シート：養生シート防災Ⅱ類、設置期間：4ヶ月程度) (種類：ブラケット足場、仕様：1枚布、D=40cm程度、シート：養生シート防災Ⅱ類、設置期間：1ヶ月程度) ・壁つなぎ間隔(水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5.0m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎朝鮮養生：西、南面に設置すること。(設置期間：4カ月程度) ◎開口部養生(安全ネット張り、仕様：防炎ポリエステル、設置期間：4ヶ月程度) (ベニヤ養生、設置期間：4ヶ月程度) ◎内部足場(種類：脚立足場、設置期間：5ヶ月程度、設置箇所：1.2階店舗) (種類：内部仕上足場、設置期間：2週間程度、設置箇所：スラブ復旧部) ◎仮囲い①(仕様：成形鋼板、H=2.0m、L=46.3m、設置期間：5ヶ月程度) ◎ゲート(有・無、仕様：キャストゲート W=4.0m H=1.8m、設置期間：5ヶ月程度) ◎仮囲い②(カラーコーン、コーンバー、ウエイト共、設置期間：1ヶ月程度) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ・砂利は、(切込砂利 ・ 切込碎石 ・ 再生クラッシュチャラン)とする。 <table><tr><th>種 別</th><th>使用部位</th><th>厚 さ</th><th>粒 度 範 囲</th></tr><tr><td>切 込 砂 利</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>切 込 砕 石</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>再生クラッシュチャラン</td><td>ｼﾝｸﾞﾙﾛｯｷﾝｸﾞ t80下、緑石下</td><td>t100</td><td>RC-30</td></tr></table> ・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。	種 別	使用部位	厚 さ	粒 度 範 囲	切 込 砂 利				切 込 砕 石				再生クラッシュチャラン	ｼﾝｸﾞﾙﾛｯｷﾝｸﾞ t80下、緑石下	t100	RC-30	② 構造体コンクリートの仕上り	◎部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3iによる。 ◎コンクリートの仕上りガリの平たんさは標仕表6.2.5iによる。
種 別	使用部位	厚 さ	粒 度 範 囲																		
切 込 砂 利																					
切 込 砕 石																					
再生クラッシュチャラン	ｼﾝｸﾞﾙﾛｯｷﾝｸﾞ t80下、緑石下	t100	RC-30																		
④ 養生	◎既存部分の整理清掃片付けは図示による。	① 材料	<table><tr><th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>種類の記号</th><th>径 (mm)</th></tr><tr><td>JIS G 3112</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SD295</td><td>10、13</td></tr><tr><td>—</td><td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>JIS G 3551</td><td>溶接金網及び鉄筋格子</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	10、13	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	—	—	③ 普通コンクリート	◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種)とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎アルカリシリカ反応性による区分は A B)とする。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4iによる。 ◎試験率は(行う ・ 行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 ◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。
規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	10、13																		
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																		
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	—	—																		
⑤ 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度) ・ 設けない)	② 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																		
⑥ 工事用電気設備、工事用給排水設備	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。	③ 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は、(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。																		
⑦ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。	④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕各部配筋参考図【1階基礎及び基礎梁の配筋】～【7階梁貫通筋及びその他の配筋】による。																		
⑧ 建設用防護管	◎本工事の建設用防護管は次のとおり見込んでいる。 <table><tr><th>品名</th><th>数量</th><th>備考</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>電線防護</td><td>7本</td><td>ｸﾞﾗﾌﾞﾙｰﾊﾞｰ</td><td>図示による</td></tr><tr><td>機器防護</td><td>1箇所</td><td></td><td>図示による</td></tr></table> ◎防護管施工会社等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。 ◎防護管施工会社から建設用防護管取付サービス料として支払いが完了したことを証明できる書類(領収書、利用明細書等)の受領後、速やかに監督員へ当該書類の写しを提出すること。	品名	数量	備考	設置場所	電線防護	7本	ｸﾞﾗﾌﾞﾙｰﾊﾞｰ	図示による	機器防護	1箇所		図示による	⑤ 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。	④ レディミクストコンクリート 工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督員の承諾を受ける。				
品名	数量	備考	設置場所																		
電線防護	7本	ｸﾞﾗﾌﾞﾙｰﾊﾞｰ	図示による																		
機器防護	1箇所		図示による																		
		⑥ あと施工アンカー工事	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を(行う ・ 行わない)。 ◎あと施工アンカーは(金属系アンカー ・ 接着系アンカー)とする。 ・接着系アンカー：アンカー本体の径、埋込深さは図示による。 アンカーの種類はカプセル方式の回転・打撃式とする。 ・引抜耐力：13.8kN/本 ・剪断耐力：13.5kN/本	⑤ 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。 <table><tr><th>型 枠 の 種 別</th><th>仕上げ種別</th><th>塗装の有無</th><th>材 質</th><th>厚 さ</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>6.8.2 (2) (イ)</td><td>普通型枠</td><td>な し</td><td>型枠用合板</td><td>12mm</td><td>無収縮ﾀｲﾌﾟ施工箇所</td></tr></table>	型 枠 の 種 別	仕上げ種別	塗装の有無	材 質	厚 さ	適用箇所	6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	な し	型枠用合板	12mm	無収縮ﾀｲﾌﾟ施工箇所				
型 枠 の 種 別	仕上げ種別	塗装の有無	材 質	厚 さ	適用箇所																
6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	な し	型枠用合板	12mm	無収縮ﾀｲﾌﾟ施工箇所																
				⑥ 床コンクリート直均し 仕上げ	◎施工箇所(2階床ｽﾗﾌﾞ 復旧範囲)																

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																																							
七章 鉄骨工事	① 一般事項	◎製作工場は、国土交通大臣の認定による（ J ）グレード工場とし、その証明となる資料を監督員に提出する。 ◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（ 置く ・ 置かなくともよい ）。 ◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した表示板（30～35×45cm）（H.4.9.30 住指発第347号）を掲示すること。 ◎鋼材は次による。 <table><tr><td>種類の記号</td><td>規格番号・規格名称等</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>JIS G 3192</td><td>SS400</td><td>形状及び寸法は、図示による。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎床構造用のデッキプレート ・形状及び寸法は図示による。 ・フラットデッキ（SFデッキ t=0.8 Z12同等品）とする。 ・床型枠用鋼製デッキプレートの製作所： 評価名簿による。 ◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	JIS G 3192	SS400	形状及び寸法は、図示による。							十章 建具改修工事	① 一般事項	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。 ◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。 ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。 ◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。 ◎防犯建物部品の適用は、建具表による。 ◎防火戸の指定は建具表による。 <table><tr><td>区 分</td><td>新設工法</td><td>撤去工法</td></tr><tr><td>撤去の範囲</td><td>図示</td><td>図示</td></tr><tr><td>既成建具の種類</td><td>図示</td><td>図示</td></tr><tr><td>新設建具の種類</td><td>図示</td><td>図示</td></tr><tr><td>建具周囲の補修工法及び範囲</td><td>図示</td><td>図示</td></tr><tr><td>シーリングの種類</td><td>図示</td><td>図示</td></tr><tr><td>サッシアンカー</td><td>図示</td><td>図示</td></tr><tr><td>養生範囲</td><td>図示</td><td>図示</td></tr></table> <table><tr><td>種 別</td><td>耐風圧性</td><td>気密性</td><td>水密性</td><td>枠の見込寸法</td><td>使用箇所</td><td>表面処理</td><td>防火認定</td></tr><tr><td>B種</td><td>S-5</td><td>A-3</td><td>W-4</td><td>70</td><td>AW-12, AW-13</td><td>B-2</td><td>無</td></tr><tr><td>B種</td><td>S-5</td><td>A-3</td><td>W-4</td><td>70</td><td>AW-3a</td><td>B-2</td><td>有</td></tr></table> ◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント（JIS K 5629）を1回塗りする。 ◎製造所： 評価名簿による。 <table><tr><td>気密性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td><td>面内変形追従性</td><td>使用箇所</td><td>備 考</td></tr><tr><td>A-3</td><td>T-2</td><td>—</td><td>—</td><td>図示</td><td>焼付塗装</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎鋼板類の種類、厚さは、建具表による。 ◎製造所： 評価名簿による。 ◎建具材の含水率の種類は、（ (A) ・ B ）種とする。 ◎見込み寸法は、（ 40 ）mmとする。 ◎フラッシュ戸の表面材の合板は、（ 普通合板 ・ 天然木化粧合板 ・特殊加工化粧合板 ・(MDF) ）とする。 フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 その他は、改標仕5. 7. 2(2)による。 ◎フラッシュ戸の表面板の厚さは、（ 3 ）mmとする。 ◎かまち戸のかまち及び鏡板の材質は、（ スルース ）とする。 ◎枠及びくつずりの材料は、（ 杉、桧 ）とする。 ◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発生量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。 ◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。 ◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。 ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。 ◎マスターキーは、既存マスターキーに併せて製作する（ 2 組）。その他の鍵の製作本数は（ 2 組）	区 分	新設工法	撤去工法	撤去の範囲	図示	図示	既成建具の種類	図示	図示	新設建具の種類	図示	図示	建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示	シーリングの種類	図示	図示	サッシアンカー	図示	図示	養生範囲	図示	図示	種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	防火認定	B種	S-5	A-3	W-4	70	AW-12, AW-13	B-2	無	B種	S-5	A-3	W-4	70	AW-3a	B-2	有	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備 考	A-3	T-2	—	—	図示	焼付塗装													⑦ 自動ドア開閉装置	<table><tr><td>設置場所</td><td>観光案内・物産スペース入口 AW/12</td></tr><tr><td>駆動方式</td><td>電気式</td></tr><tr><td>センサー</td><td>光線スイッチ</td></tr><tr><td>ドア開閉装置の種類</td><td>引戸用自動ドア装置</td></tr><tr><td>ドアの開閉方式</td><td>片引き</td></tr></table> ◎製造所： 評価名簿による。 ◎板ガラス <table><tr><td>種 類</td><td>品 種</td><td>厚 さ</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="3">複層ガラス</td><td rowspan="3">JIS規格品</td><td>Low-E6+A6+FL6</td><td rowspan="3">飛散防止フィルム</td></tr><tr><td>Low-E6+A6+FL3</td></tr><tr><td>FL5+A6+PW6.8</td></tr><tr><td rowspan="2">型板ガラス</td><td rowspan="2">JIS規格品</td><td>FL5</td><td rowspan="2">飛散防止フィルム</td></tr><tr><td>FL8</td></tr></table> ◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。 ◎ガラス留め材の種類 <table><tr><td>建具の種類</td><td>材 種</td><td>ガラス溝の大きさ</td></tr><tr><td>鋼 製</td><td rowspan="2">シーリング</td><td>建具製造所の仕様による。</td></tr><tr><td>アルミニウム製</td><td></td></tr><tr><td>ステンレス製</td><td rowspan="2">シーリング</td><td></td></tr><tr><td>木 製</td><td></td></tr><tr><td>樹脂 製</td><td></td><td></td></tr></table> ◎防火設備のガラス留め材は、防火設備認定品とする。 ◎シーリング材は、改標仕様3.7.1による。 ◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 <table><tr><td>名 称</td><td>種 類</td><td>張り面</td></tr><tr><td>ガラス飛散防止フィルム</td><td>第2種</td><td>室内側</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎品質はJIS A 5759による。	設置場所	観光案内・物産スペース入口 AW/12	駆動方式	電気式	センサー	光線スイッチ	ドア開閉装置の種類	引戸用自動ドア装置	ドアの開閉方式	片引き	種 類	品 種	厚 さ	備 考	複層ガラス	JIS規格品	Low-E6+A6+FL6	飛散防止フィルム	Low-E6+A6+FL3	FL5+A6+PW6.8	型板ガラス	JIS規格品	FL5	飛散防止フィルム	FL8	建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製	シーリング	建具製造所の仕様による。	アルミニウム製		ステンレス製	シーリング		木 製		樹脂 製			名 称	種 類	張り面	ガラス飛散防止フィルム	第2種	室内側				⑧ ガラス	
	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																																																																																																												
	JIS G 3192	SS400	形状及び寸法は、図示による。																																																																																																																																												
区 分	新設工法	撤去工法																																																																																																																																													
撤去の範囲	図示	図示																																																																																																																																													
既成建具の種類	図示	図示																																																																																																																																													
新設建具の種類	図示	図示																																																																																																																																													
建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示																																																																																																																																													
シーリングの種類	図示	図示																																																																																																																																													
サッシアンカー	図示	図示																																																																																																																																													
養生範囲	図示	図示																																																																																																																																													
種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	防火認定																																																																																																																																								
B種	S-5	A-3	W-4	70	AW-12, AW-13	B-2	無																																																																																																																																								
B種	S-5	A-3	W-4	70	AW-3a	B-2	有																																																																																																																																								
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備 考																																																																																																																																										
A-3	T-2	—	—	図示	焼付塗装																																																																																																																																										
設置場所	観光案内・物産スペース入口 AW/12																																																																																																																																														
駆動方式	電気式																																																																																																																																														
センサー	光線スイッチ																																																																																																																																														
ドア開閉装置の種類	引戸用自動ドア装置																																																																																																																																														
ドアの開閉方式	片引き																																																																																																																																														
種 類	品 種	厚 さ	備 考																																																																																																																																												
複層ガラス	JIS規格品	Low-E6+A6+FL6	飛散防止フィルム																																																																																																																																												
		Low-E6+A6+FL3																																																																																																																																													
		FL5+A6+PW6.8																																																																																																																																													
型板ガラス	JIS規格品	FL5	飛散防止フィルム																																																																																																																																												
		FL8																																																																																																																																													
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																																																																																																													
鋼 製	シーリング	建具製造所の仕様による。																																																																																																																																													
アルミニウム製																																																																																																																																															
ステンレス製	シーリング																																																																																																																																														
木 製																																																																																																																																															
樹脂 製																																																																																																																																															
名 称	種 類	張り面																																																																																																																																													
ガラス飛散防止フィルム	第2種	室内側																																																																																																																																													
八章 防水改修工事	① 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ <u>行う</u> ） ・ 行わない ）。 ◎種類及び施工箇所 <table><tr><td>記 号</td><td>材 質</td><td>既 存</td><td>施工箇所</td><td>改修工法</td><td>寸 法</td><td>接着試験</td></tr><tr><td rowspan="3">MS-2</td><td rowspan="3">2成分形変成シリコン系</td><td rowspan="3">除去</td><td>外部サッシ廻り</td><td></td><td>15mm×10mm</td><td rowspan="3">簡易接着性</td></tr><tr><td>外壁</td><td>再充填工法</td><td>10mm×10mm</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr></table> ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験）を行う。 ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。 ◎既存笠木は再利用とし、外壁改修時、取外し・再取付を行うこと。	記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験	MS-2	2成分形変成シリコン系	除去	外部サッシ廻り		15mm×10mm	簡易接着性	外壁	再充填工法	10mm×10mm	その他			十章 内装改修工事	③ アルミニウム製建具		⑨ ガラス用フィルム																																																																																																																					
	記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験																																																																																																																																								
	MS-2	2成分形変成シリコン系	除去	外部サッシ廻り		15mm×10mm	簡易接着性																																																																																																																																								
外壁				再充填工法	10mm×10mm																																																																																																																																										
その他																																																																																																																																															
② シーリング																																																																																																																																															
③ アルミニウム製笠木																																																																																																																																															
九章 外壁改修工事	① 外壁改修の施工数量及び調査方法	◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、市単価で行う） ◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。 ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。 ◎タイル張り仕上げ外壁 <table><tr><td>工 法</td><td>ひび割れ部</td><td>欠損部</td><td>浮き部</td><td>目地部</td></tr><tr><td>アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td><td></td><td></td><td>エポキシ樹脂 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/m² 指定：25本/m²</td><td></td></tr></table> ◎接着剤、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎外壁複合改修工法は、ネットバリヤー工法P1（株式会社リノテック）同等品とする。 ◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監理者及び監督員に提出して、承諾をうけること。 ◎外壁複合改修部は、サンドセラムミック調装飾仕上塗材塗り（サンドエレガント トラバーチン仕上げ（エスケー化研））とする。 ◎既存外壁タイル部は、超低汚染弱溶剤形アクリルシリコン樹脂クリアー塗料塗り（タイルフレッシュ（エスケー化研））とする。	工 法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/m ² 指定：25本/m ²		十章 内装改修工事	④ 鋼製軽量建具		① 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。 ◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照 <table><tr><td>種 類</td><td>撤去工法</td><td>撤去範囲</td><td>備 考</td></tr><tr><td>ビニル床シート ビニル床タイル</td><td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td><td>1階店舗（全面） 2階自習室（一部）</td><td>接着剤に石綿含有</td></tr></table> ・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニル床シート ビニル床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	1階店舗（全面） 2階自習室（一部）	接着剤に石綿含有																																																																																																																						
	工 法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部																																																																																																																																										
	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/m ² 指定：25本/m ²																																																																																																																																											
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																																																																												
ビニル床シート ビニル床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	1階店舗（全面） 2階自習室（一部）	接着剤に石綿含有																																																																																																																																												
② 外壁改修工法の種類及び材料				② 撤去及び下地補修	◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照 ②壁改修 ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照 <table><tr><td>撤去区分</td><td>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</td></tr><tr><td>壁下地を含む全面</td><td>図示による</td></tr><tr><td>ボード面まで</td><td>図示による</td></tr><tr><td>ボード面を残し仕上げのみ</td><td>図示による</td></tr></table> ③天井改修 改標仕6.4.2参照 <table><tr><td>撤去区分</td><td>既存壁取合の補修範囲及び内容</td></tr><tr><td>天井下地を含む全面</td><td>新設の照明器具等の開口の為に野縁が切断された場合は、</td></tr><tr><td>ボード面まで</td><td>野縁又は野縁受けと同材で補強する。天井点検口は野縁受けと同材で補強する。施工箇所は、図示による。</td></tr><tr><td>ボード面を残し仕上げのみ</td><td></td></tr></table>	撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面	図示による	ボード面まで	図示による	ボード面を残し仕上げのみ	図示による	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面	新設の照明器具等の開口の為に野縁が切断された場合は、	ボード面まで	野縁又は野縁受けと同材で補強する。天井点検口は野縁受けと同材で補強する。施工箇所は、図示による。	ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																																											
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																														
壁下地を含む全面	図示による																																																																																																																																														
ボード面まで	図示による																																																																																																																																														
ボード面を残し仕上げのみ	図示による																																																																																																																																														
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																														
天井下地を含む全面	新設の照明器具等の開口の為に野縁が切断された場合は、																																																																																																																																														
ボード面まで	野縁又は野縁受けと同材で補強する。天井点検口は野縁受けと同材で補強する。施工箇所は、図示による。																																																																																																																																														
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																																																															
③ 外壁改修塗り仕上げ工事																																																																																																																																															

項 目			特 記 事 項			項 目			特 記 事 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
十一 章 内 装 改 修 工 事	③ 木工事	◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は(A)・B) 種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)。これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級		⑩ ビニル床シート張り (JIS A 5705)	<table><tr><th rowspan="2">材 質</th><th rowspan="2">種類・種類</th><th rowspan="2">色 柄</th><th rowspan="2">厚 さ</th><th colspan="3">幅 木</th><th rowspan="2">接着剤</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>材 質</th><th>厚 さ</th><th>高 さ</th></tr><tr><td>ビニル</td><td>FS</td><td>防滑</td><td></td><td>2.0</td><td>ビニル</td><td>2.0</td><td>40</td><td>カパ系</td><td>1階トイレ・手洗</td><td>突付</td></tr><tr><td>ビニル</td><td>FS</td><td></td><td></td><td>2.0</td><td>ビニル</td><td>2.0</td><td>75</td><td>カパ系</td><td>多目的スペース②</td><td>突付</td></tr><tr><td>ビニル</td><td>FS</td><td>防滑</td><td>グレー系</td><td>2.5</td><td>床同材</td><td>2.5</td><td>100</td><td>カパ系</td><td>厨房①、②</td><td>熱溶接工法</td></tr><tr><td>ビニル</td><td>FS</td><td>防滑</td><td>下記</td><td>2.0</td><td>床同材</td><td>2.0</td><td>98</td><td>カパ系</td><td>2.4.5階 トイレ手洗</td><td>突付</td></tr></table> ◎2. 4. 5階 トイレ・手洗は、防滑性複層ビニル床シート(グランドストーン 株式会社サンゲツ)とする。 既存シートの付着物除去及び清掃を行った上で、シート張りを行う。 ◎ビニル幅木：材質(軟質)・硬質)、高さ(40)・(75)、厚さ(2.0) ◎アルミ巾木：創建50052同等品とする。	材 質	種類・種類	色 柄	厚 さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考	材 質	厚 さ	高 さ	ビニル	FS	防滑		2.0	ビニル	2.0	40	カパ系	1階トイレ・手洗	突付	ビニル	FS			2.0	ビニル	2.0	75	カパ系	多目的スペース②	突付	ビニル	FS	防滑	グレー系	2.5	床同材	2.5	100	カパ系	厨房①、②	熱溶接工法	ビニル	FS	防滑	下記	2.0	床同材	2.0	98	カパ系	2.4.5階 トイレ手洗	突付		⑪ セっこうボードその他 ボード張り	<table><tr><th rowspan="2">材種・規格品</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">工 法</th><th rowspan="2">厚さ (mm)</th><th rowspan="2">不燃材等 の区分</th><th rowspan="2">小ねじ・釘 ・接着剤の 種類</th><th rowspan="2">下地の 種類</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr></tr><tr><td rowspan="5">セっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品</td><td>壁</td><td>継目処理</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>LGS</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td>継目処理</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>GB-R9.5</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td>突付</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>LGS</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td>下地</td><td>9.5</td><td>準不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>LGS</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td>下地</td><td>9.5</td><td>準不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>木胴縁</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td>下地</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>19型</td><td>塩ビ廻縁</td><td></td></tr><tr><td>化粧セっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品</td><td>天井</td><td>突付</td><td>9.5</td><td>準不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>19型</td><td>塩ビ廻縁</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">シージングセっこう ボード (GB-S) JIS A 6901の規格品</td><td>壁</td><td>突付</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>LGS</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td>突付</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>GL工法</td><td>コンクリート壁</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td>突付</td><td>9.5</td><td>準不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>19型</td><td>塩ビ廻縁</td><td></td></tr><tr><td>無機繊維強化セっこう ボード (GB-F) JIS A 6901の規格品</td><td>壁</td><td>突付</td><td>15.0</td><td>不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>LGS</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ロックウール 化粧吸音板 (DR) JIS A 6307の規格品</td><td>天井</td><td>突付</td><td>12.0</td><td>不燃</td><td>標仕19.7.2</td><td>19型</td><td>塩ビ廻縁</td><td></td></tr><tr><td>木毛セメント板 JIS A 5404の規格品</td><td>天井</td><td>突付</td><td>15.0</td><td>準不燃</td><td>ドリルビス</td><td>19型</td><td>表面がダブ 掛品</td><td></td></tr></table> ◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、 パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	材種・規格品	施工箇所	工 法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備 考	セっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品	壁	継目処理	12.5	不燃	標仕19.7.2	LGS		壁	継目処理	12.5	不燃	標仕19.7.2	GB-R9.5		壁	突付	12.5	不燃	標仕19.7.2	LGS		壁	下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	LGS		壁	下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	木胴縁		天井	下地	12.5	不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁		化粧セっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁		シージングセっこう ボード (GB-S) JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5	不燃	標仕19.7.2	LGS		壁	突付	12.5	不燃	GL工法	コンクリート壁		天井	突付	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁		無機繊維強化セっこう ボード (GB-F) JIS A 6901の規格品	壁	突付	15.0	不燃	標仕19.7.2	LGS			ロックウール 化粧吸音板 (DR) JIS A 6307の規格品	天井	突付	12.0	不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁		木毛セメント板 JIS A 5404の規格品	天井	突付	15.0	準不燃	ドリルビス	19型	表面がダブ 掛品			⑫ モルタル塗り	<table><tr><th>施工箇所</th><th>仕上げる種類</th><th>目地の材質</th><th>防水の有無</th><th>備 考</th></tr><tr><td>床</td><td>金ゴテ t30程度</td><td>—</td><td>無</td><td>2階以上 復旧範囲</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	仕上げる種類	目地の材質	防水の有無	備 考	床	金ゴテ t30程度	—	無	2階以上 復旧範囲							⑬ 有機系接着剤 によるタイル張り	<table><tr><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th><th colspan="3">吸水率による区分</th><th colspan="2">うわぐすり</th><th rowspan="2">役 物</th><th rowspan="2">色</th><th rowspan="2">再生材の 適用</th><th colspan="2">耐凍害性</th><th rowspan="2">耐滑 性</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>I 類</th><th>II 類</th><th>III 類</th><th>ぬゆう</th><th>ゆう</th><th>有</th><th>無</th><th>標準</th><th>特注</th><th>有</th><th>無</th></tr><tr><td>観 光 案 内 ・物産スペース</td><td>97×72×7</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>無</td><td>○</td><td>無</td><td>名古屋ザイ PUR-8同等</td></tr><tr><td>厨房</td><td>77×153×7</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>無</td><td>○</td><td>無</td><td>平田タイル PL-800-F同等</td></tr></table>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役 物	色	再生材の 適用	耐凍害性		耐滑 性	備考	I 類	II 類	III 類	ぬゆう	ゆう	有	無	標準	特注	有	無	観 光 案 内 ・物産スペース	97×72×7	○			○			○	○		無	○	無	名古屋ザイ PUR-8同等	厨房	77×153×7	○			○			○	○		無	○	無	平田タイル PL-800-F同等		⑭ セルフレベリング材塗り	◎セルフレベリング材の種類(セッコウ系 ・ セメント系) 塗り厚さ(10)mm ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。 ◎仕上塗材は、JIS A 6909(建築用仕上塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び仕上塗材は、同一製造所の製品とする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼び名</th><th>仕上 の形状</th><th>工 法</th><th>下地 仕上</th><th>素地ごしらえ 下地調整</th></tr><tr><td>薄付け仕上塗材</td><td>内装薄塗材E JISA6909</td><td>砂壁状</td><td>ローラー</td><td>GB-R 継目処理</td><td>B種</td></tr></table> ◎建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆)とする。 ◎所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4. 単位面積当たりの使用量)による。 ◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎メタルベースH200、シートパネルt20(三洋工業株式会社)同等品とする。 ◎SUS製 20-104-1(株式会社Assist)同等品とする。 施工箇所：観光案内・物販スペースとホール床取合部、観光案内・物販スペースと倉庫(観光・物販)床取合部 ◎SUS製 30-926(株式会社Assist)同等品とする。 施工箇所：厨房1・2と観光案内・物販スペース床取合部 ◎塩ビ製 23-1401(株式会社Assist)同等品とする。 施工箇所：多目的スペース②と中廊下床取合部 ◎塩ビ製壁見切 施工箇所：厨房1 C面壁 メラミン化粧板とタイル取合部	種 類	呼び名	仕上 の形状	工 法	下地 仕上	素地ごしらえ 下地調整	薄付け仕上塗材	内装薄塗材E JISA6909	砂壁状	ローラー	GB-R 継目処理	B種	⑮ 仕上げ塗材仕上げ	⑯ 接着剤	◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎メタルベースH200、シートパネルt20(三洋工業株式会社)同等品とする。 ◎SUS製 20-104-1(株式会社Assist)同等品とする。 施工箇所：観光案内・物販スペースとホール床取合部、観光案内・物販スペースと倉庫(観光・物販)床取合部 ◎SUS製 30-926(株式会社Assist)同等品とする。 施工箇所：厨房1・2と観光案内・物販スペース床取合部 ◎塩ビ製 23-1401(株式会社Assist)同等品とする。 施工箇所：多目的スペース②と中廊下床取合部 ◎塩ビ製壁見切 施工箇所：厨房1 C面壁 メラミン化粧板とタイル取合部	⑰ 置床式鋼製床下地	⑰ 天井点検口	<table><tr><th>材 種</th><th>寸 法</th><th colspan="2">形 式</th><th>外 枠</th><th>内 枠</th></tr><tr><td>アルミ製</td><td>450×450</td><td>一般形</td><td>屋内用</td><td>目地</td><td>目地</td></tr><tr><td>アルミ製</td><td>450×450</td><td>一般形</td><td>屋内用</td><td>額縁</td><td>額縁</td></tr></table> ◎製作所： 評価名簿による。	材 種	寸 法	形 式		外 枠	内 枠	アルミ製	450×450	一般形	屋内用	目地	目地	アルミ製	450×450	一般形	屋内用	額縁	額縁	⑱ 床点検口	⑱ 床点検口	<table><tr><th>材 種</th><th>寸 法</th><th colspan="2">形 式</th><th>備 考</th></tr><tr><td>SUS製</td><td>450×450</td><td>アルミ枠</td><td>屋内用</td><td>鍵付</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎製作所： 評価名簿による。	材 種	寸 法	形 式		備 考	SUS製	450×450	アルミ枠	屋内用	鍵付						⑲ 汚垂石	⑲ 汚垂石	◎600×800角 平型。(ハイドロセラ・フロアPU(薄型) AB680BR (TOTO) 同等品)とする。 ◎600×900角 平型。(ハイドロセラ・フロアPU(薄型) AB690BR (TOTO) 同等品)とする。 汚垂石周りは、MS-2(5×5)打設を行うこと。	⑳ ポストフォームカウンター	⑳ ポストフォームカウンター	◎設置位置：1階男子便所 ◎UYS14V(アイカ工業)同等品とする。 ◎小口共貼りとする。 ◎壁との取合部は、SR-1(5×5)打設を行うこと。
	材 質	種類・種類	色 柄	厚 さ	幅 木					接着剤	施工箇所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					材 質	厚 さ	高 さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	ビニル	FS	防滑		2.0	ビニル	2.0	40	カパ系	1階トイレ・手洗	突付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ビニル	FS			2.0	ビニル	2.0	75	カパ系	多目的スペース②	突付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ビニル	FS	防滑	グレー系	2.5	床同材	2.5	100	カパ系	厨房①、②	熱溶接工法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ビニル	FS	防滑	下記	2.0	床同材	2.0	98	カパ系	2.4.5階 トイレ手洗	突付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	材種・規格品	施工箇所	工 法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	セっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品	壁	継目処理	12.5	不燃	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
壁		継目処理	12.5	不燃	標仕19.7.2	GB-R9.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
壁		突付	12.5	不燃	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
壁		下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
壁		下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	木胴縁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
天井	下地	12.5	不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
化粧セっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
シージングセっこう ボード (GB-S) JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5	不燃	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	壁	突付	12.5	不燃	GL工法	コンクリート壁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	天井	突付	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
無機繊維強化セっこう ボード (GB-F) JIS A 6901の規格品	壁	突付	15.0	不燃	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ロックウール 化粧吸音板 (DR) JIS A 6307の規格品	天井	突付	12.0	不燃	標仕19.7.2	19型	塩ビ廻縁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品	天井	突付	15.0	準不燃	ドリルビス	19型	表面がダブ 掛品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
施工箇所	仕上げる種類	目地の材質	防水の有無	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
床	金ゴテ t30程度	—	無	2階以上 復旧範囲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役 物	色	再生材の 適用	耐凍害性		耐滑 性	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		I 類	II 類	III 類	ぬゆう	ゆう				有	無			標準	特注	有	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
観 光 案 内 ・物産スペース	97×72×7	○			○			○	○		無	○	無	名古屋ザイ PUR-8同等																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
厨房	77×153×7	○			○			○	○		無	○	無	平田タイル PL-800-F同等																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
種 類	呼び名	仕上 の形状	工 法	下地 仕上	素地ごしらえ 下地調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
薄付け仕上塗材	内装薄塗材E JISA6909	砂壁状	ローラー	GB-R 継目処理	B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
材 種	寸 法	形 式		外 枠	内 枠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
アルミ製	450×450	一般形	屋内用	目地	目地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
アルミ製	450×450	一般形	屋内用	額縁	額縁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
材 種	寸 法	形 式		備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
SUS製	450×450	アルミ枠	屋内用	鍵付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項																																																														
十二 章 塗 装 (左 官) 改 修 工 事	① 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のものと及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	十三 章 環 境 配 慮 改 修 工 事	1. アスベスト含有建材の処理工事 ① 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎アスベスト粉じん濃度測定を(行う・ <u>行わない</u>)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法―第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(床仕上撤去時)	十四 章 ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 工 事	① トイレブース	<table><tr><th>表面材の種類</th><th>脚 部</th><th>ドアエッジ形状</th><th>場 所</th></tr><tr><td>メラミン</td><td>巾木タイプ</td><td>アール</td><td>2.4.5階男女便所</td></tr></table> ◎製作所： 評価名簿による。 ◎非常時外開機能付きとする。 ◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎耐食鏡とし、厚さ5mmとする。 設置箇所：1階手洗 壁面	表面材の種類	脚 部	ドアエッジ形状	場 所	メラミン	巾木タイプ	アール	2.4.5階男女便所																																																				
	表面材の種類	脚 部		ドアエッジ形状	場 所																																																															
	メラミン	巾木タイプ		アール	2.4.5階男女便所																																																															
	② 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">種 別</th><th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th><th colspan="2">錆止め塗料</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>屋 外</th><th>屋 内</th><th>屋 外</th><th>屋 内</th></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td></td><td>B種</td><td>RB種</td><td></td><td>B種</td><td>鋼製建具</td></tr><tr><td>木部</td><td></td><td>B種</td><td>RB種</td><td></td><td>－</td><td>排煙窓</td></tr></table>		区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備 考	屋 外	屋 内	屋 外	屋 内	鉄鋼面		B種	RB種		B種	鋼製建具	木部		B種	RB種		－	排煙窓	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎養生等 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(脚立足場) 養生種別(プラスチックシート、壁養生：0.08mm以上一重張り)	② 鏡	◎耐食鏡とし、厚さ5mmとする。 設置箇所：1階手洗 壁面																																					
	区 分	種 別			下地調整 (新規面は素地ごしらえ)			錆止め塗料			備 考																																																									
		屋 外		屋 内			屋 外	屋 内																																																												
	鉄鋼面			B種	RB種			B種	鋼製建具																																																											
	木部			B種	RB種			－	排煙窓																																																											
③ 耐候性塗料塗り(OP)	<table><tr><th>区 分</th><th>種 別</th><th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th><th>錆止め塗料塗りの種別</th><th>上塗りの等級</th><th>備 考</th></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>A種</td><td>RA種</td><td>A種</td><td>1級</td><td>キュービクル排煙窓</td></tr><tr><td>塩ビ面</td><td>A種</td><td>サグ-掛け塩ビ専用プライマー</td><td>－</td><td>1級</td><td>縦樋</td></tr></table>	区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備 考	鉄鋼面	A種	RA種	A種	1級	キュービクル排煙窓	塩ビ面	A種	サグ-掛け塩ビ専用プライマー	－	1級	縦樋	◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等を行しなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。	③ ビクトサイン	<table><tr><th>区 分</th><th>材 質</th><th>寸 法</th><th>厚 さ</th><th>取付高さ</th><th>備考</th></tr><tr><td>男子便所・女子便所</td><td>SUS製</td><td>204×200</td><td>5</td><td>FL+2,000程度</td><td></td></tr><tr><td>事務室前・中廊下前</td><td>ABS樹脂製</td><td>280×60</td><td>5</td><td>FL+2,200程度</td><td></td></tr></table> ◎FTS-200A(杉田エス同等品)及びSYVE-03(杉田エス同等品)とする。 ◎日本工業規格Z82101に準ずること。	区 分	材 質	寸 法	厚 さ	取付高さ	備考	男子便所・女子便所	SUS製	204×200	5	FL+2,000程度		事務室前・中廊下前	ABS樹脂製	280×60	5	FL+2,200程度																													
区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備 考																																																															
鉄鋼面	A種	RA種	A種	1級	キュービクル排煙窓																																																															
塩ビ面	A種	サグ-掛け塩ビ専用プライマー	－	1級	縦樋																																																															
区 分	材 質	寸 法	厚 さ	取付高さ	備考																																																															
男子便所・女子便所	SUS製	204×200	5	FL+2,000程度																																																																
事務室前・中廊下前	ABS樹脂製	280×60	5	FL+2,200程度																																																																
④ つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">種 別</th><th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th><th colspan="2">錆止め塗料</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>屋 外</th><th>屋 内</th><th>屋 外</th><th>屋 内</th></tr><tr><td>ボード面(新規)</td><td></td><td>B種</td><td>A種</td><td></td><td>－</td><td>突付</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>－</td><td></td></tr></table>	区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備 考	屋 外	屋 内	屋 外	屋 内	ボード面(新規)		B種	A種		－	突付						－		◎養生種別(プラスチックシート、壁養生：0.08mm以上一重張り)	④ サイン	◎サイン詳細図による。																																							
区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備 考																																																														
	屋 外	屋 内		屋 外	屋 内																																																															
ボード面(新規)		B種	A種		－	突付																																																														
					－																																																															
⑤ 合成樹脂エマルジョンペイント塗料塗り(EP)	<table><tr><th>区 分</th><th>種 別</th><th>下地調整(新規面は素地ごしらえ)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>ボード面(新規)</td><td>B種</td><td>A種</td><td>突付</td></tr><tr><td>モルタル面(既存)</td><td>B種</td><td>RB種</td><td></td></tr></table>	区 分	種 別	下地調整(新規面は素地ごしらえ)	備 考	ボード面(新規)	B種	A種	突付	モルタル面(既存)	B種	RB種		◎除去箇所一覧表	⑤ カーテンボックス	◎溝幅 120 ×深さ 100 (mm) 材質：桧 t25mm WP塗り(素地ごしらえB種、工程B種) 施工箇所：1階天井伏図による。																																																				
区 分	種 別	下地調整(新規面は素地ごしらえ)	備 考																																																																	
ボード面(新規)	B種	A種	突付																																																																	
モルタル面(既存)	B種	RB種																																																																		
⑥ クリヤラッカー塗り(CL)	<table><tr><th>区 分</th><th>種 別</th><th>下地調整(新規面は素地ごしらえ)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>木部(新規)</td><td>B種</td><td>B種</td><td>木製建具・家具</td></tr></table> ・木製建具及び家具は、工場塗装品とする。	区 分	種 別	下地調整(新規面は素地ごしらえ)	備 考	木部(新規)	B種	B種	木製建具・家具	◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	⑥ 厨房器機	<table><tr><th>品 名</th><th>参考品番</th><th>備 考</th><th>設置箇所</th></tr><tr><td>ディスプレイ冷蔵ショーケース</td><td>HKD-3B1</td><td>ホシザキ株式会社同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>作業台 片面戸付</td><td>E=18060</td><td>シンコー株式会社同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>作業台 片面戸付</td><td>E=9060</td><td>シンコー株式会社同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>一槽シンク</td><td>BS1-066N</td><td>Maruzen 同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>製氷機</td><td>1M-25P</td><td>ホシザキ株式会社同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>業務用食器洗浄機</td><td>JWE-300TUB</td><td>ホシザキ株式会社同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>スチームコンベクションオーブン</td><td>M1C-51C3</td><td>ホシザキ株式会社同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>業務用電磁調理器</td><td>H1H-22CE-1</td><td>ホシザキ株式会社同等品</td><td>厨房①、②</td></tr><tr><td>業務用電機フライヤー</td><td>FL=15B</td><td>ホシザキ株式会社同等品</td><td>厨房①</td></tr><tr><td>業務用冷凍冷蔵庫</td><td>HRF=120B</td><td>ホシザキ株式会社同等品</td><td>厨房①、②</td></tr><tr><td>作業台 片面戸付</td><td>E=12060</td><td>シンコー株式会社同等品</td><td>厨房②</td></tr><tr><td>作業台 片面戸付</td><td>E=6060</td><td>シンコー株式会社同等品</td><td>厨房②</td></tr><tr><td>二槽シンク</td><td>BS2-096N</td><td>Maruzen 同等品</td><td>厨房②</td></tr></table> ◎設置位置は、家具・厨房器機キープランによる。	品 名	参考品番	備 考	設置箇所	ディスプレイ冷蔵ショーケース	HKD-3B1	ホシザキ株式会社同等品	厨房①	作業台 片面戸付	E=18060	シンコー株式会社同等品	厨房①	作業台 片面戸付	E=9060	シンコー株式会社同等品	厨房①	一槽シンク	BS1-066N	Maruzen 同等品	厨房①	製氷機	1M-25P	ホシザキ株式会社同等品	厨房①	業務用食器洗浄機	JWE-300TUB	ホシザキ株式会社同等品	厨房①	スチームコンベクションオーブン	M1C-51C3	ホシザキ株式会社同等品	厨房①	業務用電磁調理器	H1H-22CE-1	ホシザキ株式会社同等品	厨房①、②	業務用電機フライヤー	FL=15B	ホシザキ株式会社同等品	厨房①	業務用冷凍冷蔵庫	HRF=120B	ホシザキ株式会社同等品	厨房①、②	作業台 片面戸付	E=12060	シンコー株式会社同等品	厨房②	作業台 片面戸付	E=6060	シンコー株式会社同等品	厨房②	二槽シンク	BS2-096N	Maruzen 同等品	厨房②
区 分	種 別	下地調整(新規面は素地ごしらえ)	備 考																																																																	
木部(新規)	B種	B種	木製建具・家具																																																																	
品 名	参考品番	備 考	設置箇所																																																																	
ディスプレイ冷蔵ショーケース	HKD-3B1	ホシザキ株式会社同等品	厨房①																																																																	
作業台 片面戸付	E=18060	シンコー株式会社同等品	厨房①																																																																	
作業台 片面戸付	E=9060	シンコー株式会社同等品	厨房①																																																																	
一槽シンク	BS1-066N	Maruzen 同等品	厨房①																																																																	
製氷機	1M-25P	ホシザキ株式会社同等品	厨房①																																																																	
業務用食器洗浄機	JWE-300TUB	ホシザキ株式会社同等品	厨房①																																																																	
スチームコンベクションオーブン	M1C-51C3	ホシザキ株式会社同等品	厨房①																																																																	
業務用電磁調理器	H1H-22CE-1	ホシザキ株式会社同等品	厨房①、②																																																																	
業務用電機フライヤー	FL=15B	ホシザキ株式会社同等品	厨房①																																																																	
業務用冷凍冷蔵庫	HRF=120B	ホシザキ株式会社同等品	厨房①、②																																																																	
作業台 片面戸付	E=12060	シンコー株式会社同等品	厨房②																																																																	
作業台 片面戸付	E=6060	シンコー株式会社同等品	厨房②																																																																	
二槽シンク	BS2-096N	Maruzen 同等品	厨房②																																																																	
⑦ 木材保護塗料塗り(WP)	<table><tr><th>区 分</th><th>種 別</th><th>下地調整(新規面は素地ごしらえ)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>木部(新規)</td><td>B種</td><td>B種</td><td>額縁・建具枠カーテンボックス</td></tr></table> ・建具枠は、塗装品とする。	区 分	種 別	下地調整(新規面は素地ごしらえ)	備 考	木部(新規)	B種	B種	額縁・建具枠カーテンボックス	◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	⑦ 洗面カウンター	◎天板：人工大理石 開き戸、内部、可動棚、巾木：化粧合板 扉入れ投入口：SUS製角形 AD-KH015-HL (スガツネ工業株式会社) 同等品 ◎奥行き：550mm ◎詳細は家具・厨房器機キープラン、家具詳細図1、2、3による。																																																								
区 分	種 別	下地調整(新規面は素地ごしらえ)	備 考																																																																	
木部(新規)	B種	B種	額縁・建具枠カーテンボックス																																																																	
⑧ 弾性ウレタン塗り	◎つや消し仕様とする。 ◎施工箇所：1階 観光案内・物販スペース 床仕上	◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	⑧ 家具	◎合板、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、MDF及びパーティクルボードを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎詳細は家具・厨房器機キープラン、家具詳細図1、2、3による。																																																																

章

十五章

外構工事

項 目

① 路盤

② ブロック系舗装

③ 地先境界ブロック

特 記 事 項

◎路盤材料（ RC-40 ），車道部の厚さは（ 100 ）mm

◎締固め試験は（ 行う ・ 行わない ）.

◎路盤の厚さは,設計厚さを下回らないこととする.

区 分	部 位	クッション材		目地材	寸 法	形 状	備 考
		種 類	厚 さ				
インターロック型ブロック舗装	車路	砂	20mm	砂	200×100×t80 100×100×t80	平板	高耐久タイプ

◎曲げ強度は, 5. 0N/mm²以上とする.

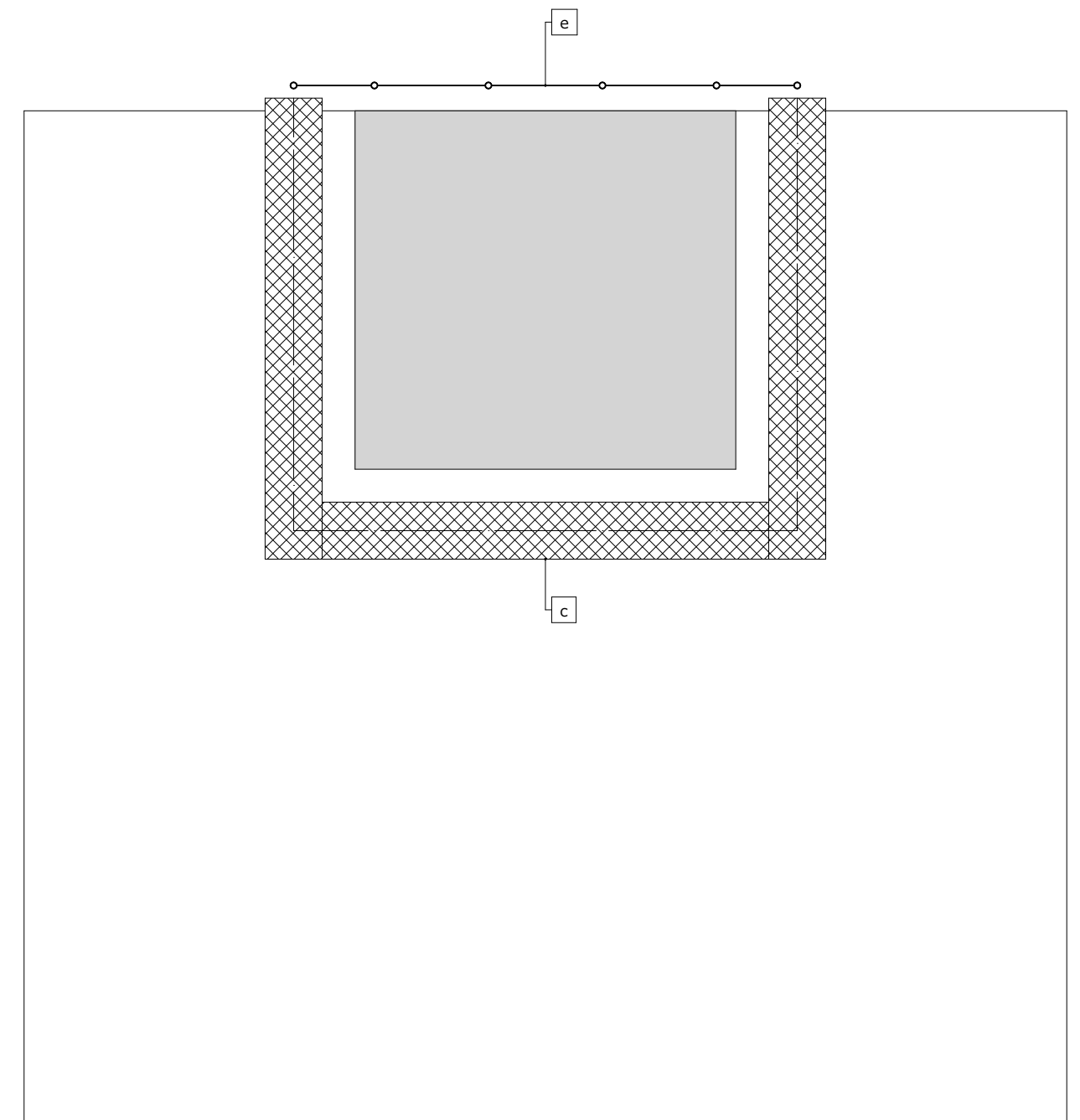
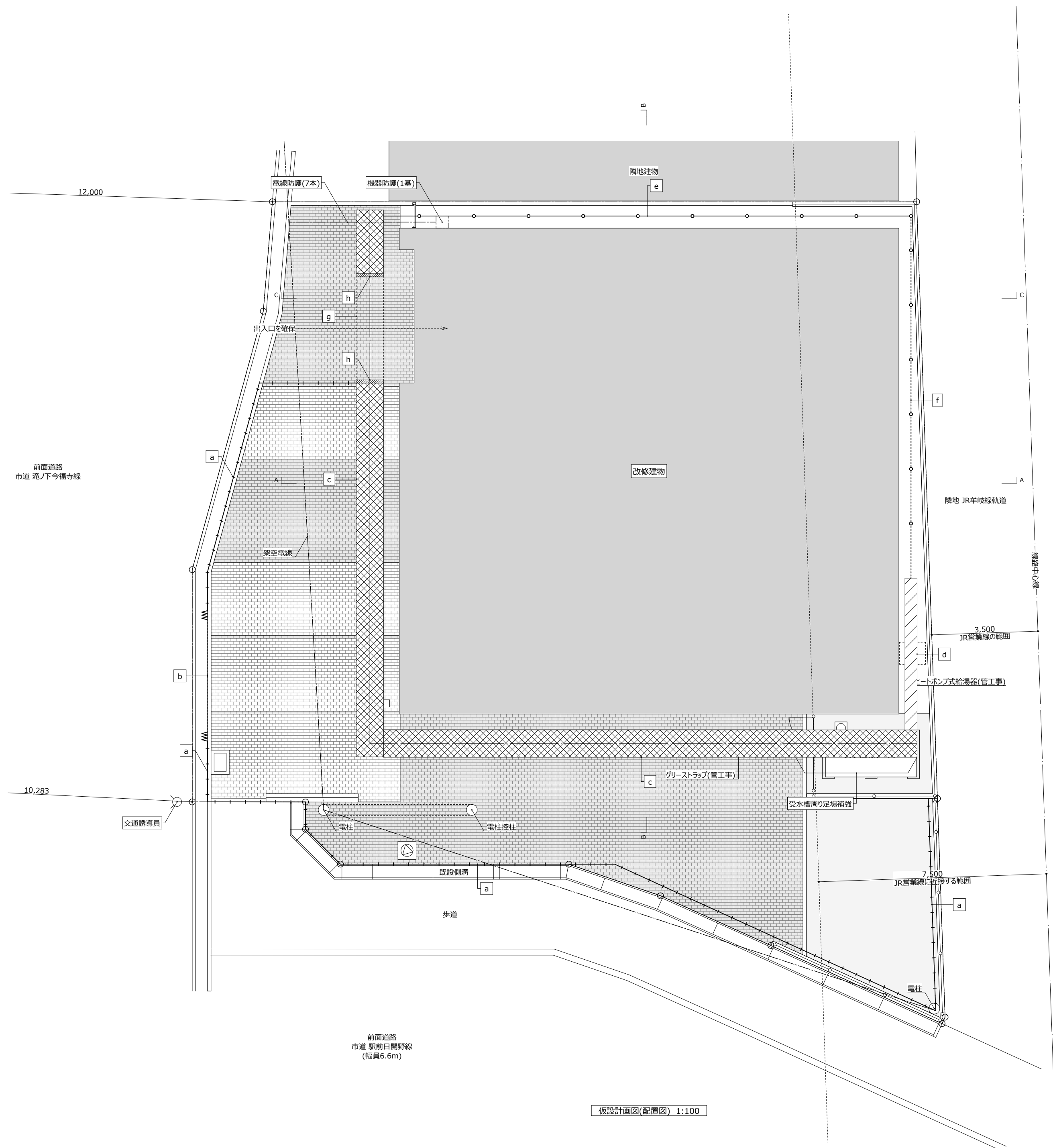
◎割り付けは, 図示による.

◎平たん性は, 3mm以内とする.

◎地先境界ブロックは, （ A型 ， C型 ）とする.

凡 例

略語	名 称	認定番号	JIS規格
LGS	軽量鉄骨下地		JIS A 6517
RC	鉄筋コンクリート		
SUS	ステンレス（SUS304）		
GB-R9. 5	石膏ボード9. 5mm	QM-9828	JIS A 6901
GB-R12. 5	石膏ボード12. 5mm	NM-8619	JIS A 6901
GB-S9. 5	シーリング石膏ボード9. 5mm	QM-0898	JIS A 6901
GB-S12. 5	シーリング石膏ボード12. 5mm	NM-9639	JIS A 6901
GB-D9. 5	化粧石膏ボード9. 5mm	QM-0524	JIS A 6901
GB-F15. 0	強化石膏ボード15. 0mm	NM-8615	JIS A 6901
DR12. 0	ロックウール化粧吸音板12. 0mm	NM-8599	JIS A 6307
GL工法	石膏ボード直貼り工法		
			JIS K 5663
			JIS K 5660
2-UC	2液性ウレタン樹脂ワニス塗り		
SOP	合成樹脂調合ペイント		
DP	耐候性塗料塗り（さび止め共）		
CL	クリアラッカー塗り		
WP	木材保護塗料塗り		
VEP	塩化ビニル樹脂塗料塗り		
内装薄塗材E	内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材塗り	NM-8572	JIS A 6909

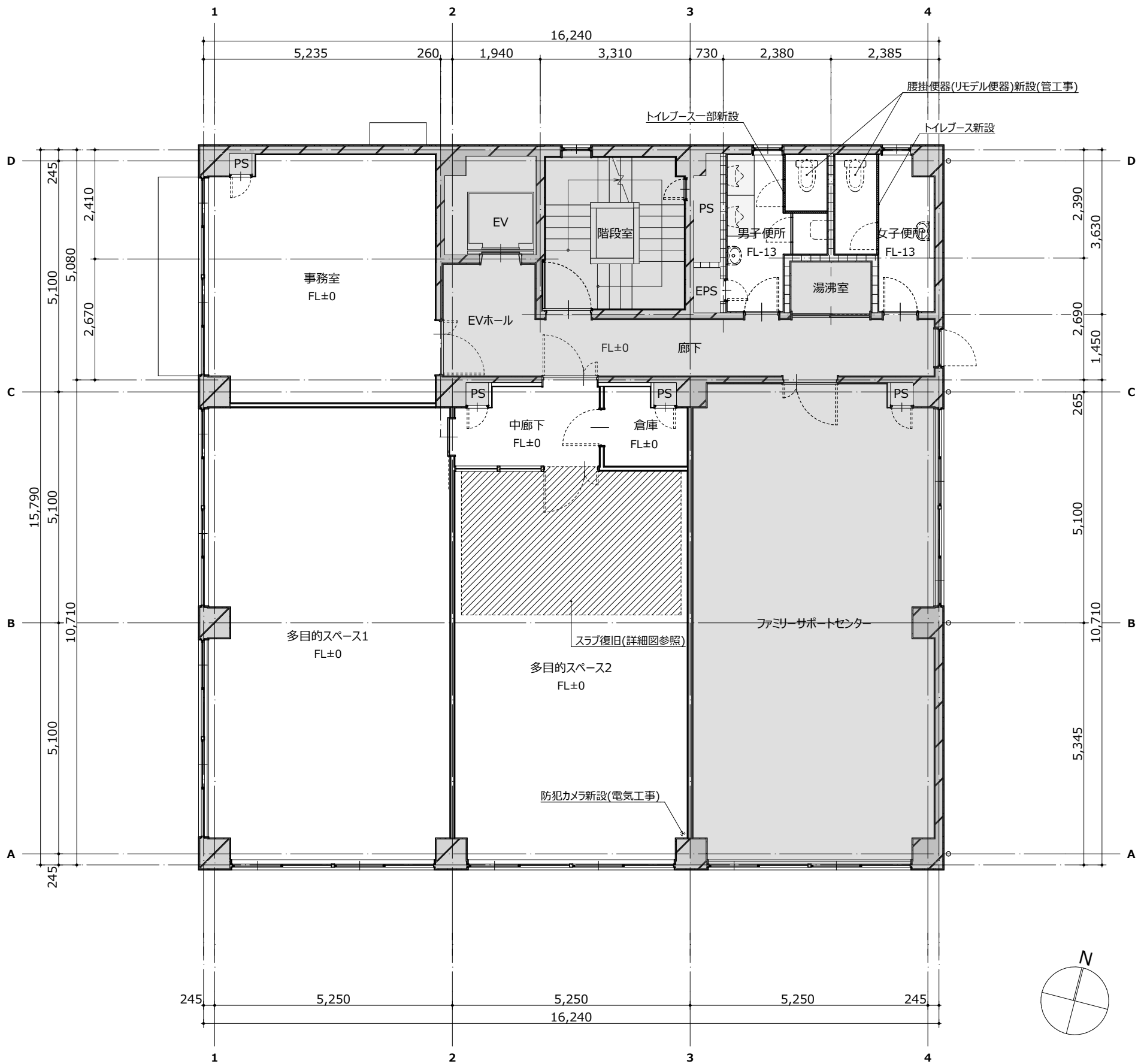
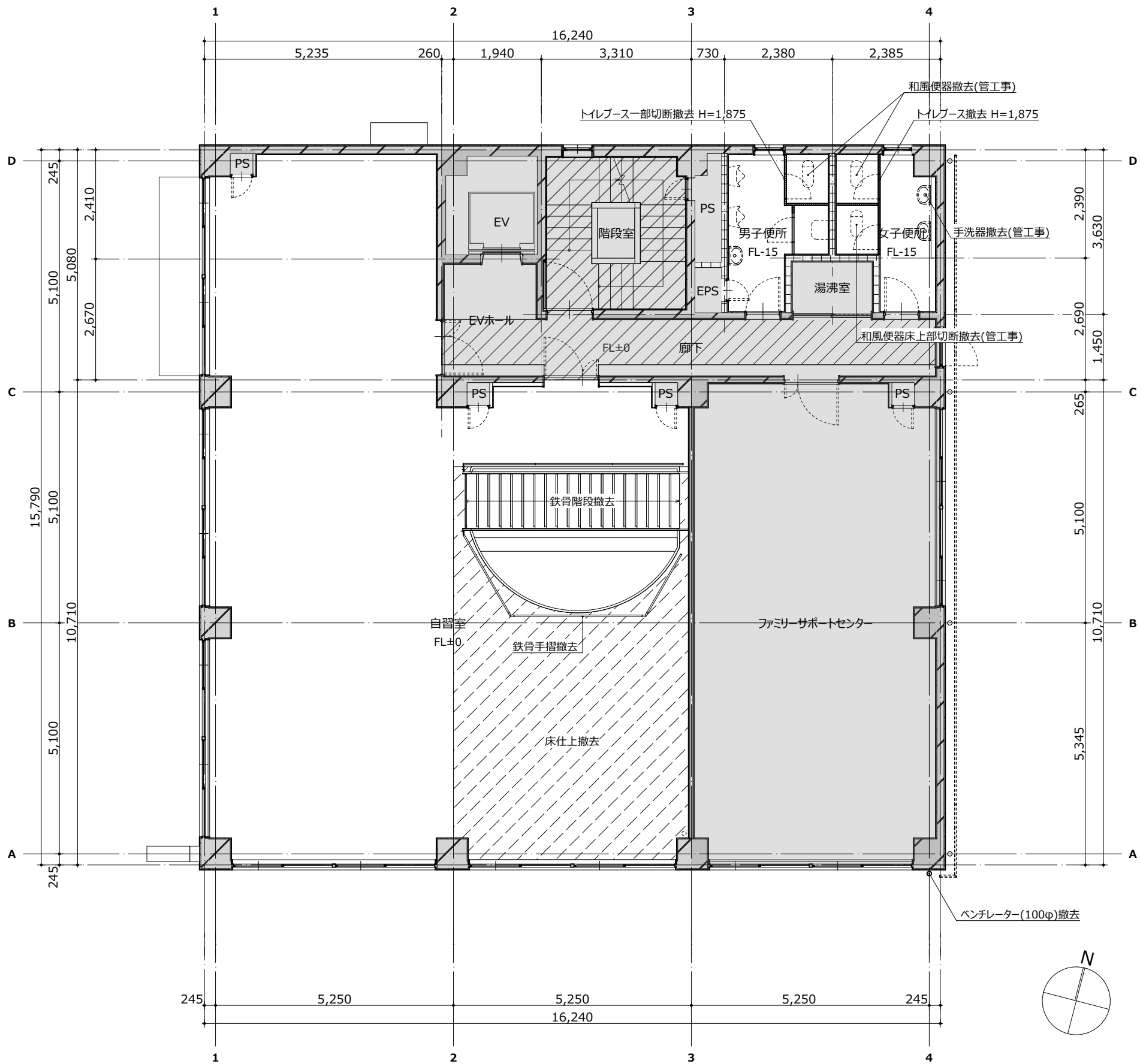


符号	項目	仕 様	凡例	設置期間
a	仮囲い	成形鋼板 H=2.0m		6ヶ月
b	門出入口	キャストゲート W=4.0m、H=1.8m		6ヶ月
c	外部足場	次世代足場 W=900(H=18.75m)+養生シート張(防災Ⅱ類)		4ヶ月
d	外部足場	ブラケット足場 W=240(H=7.0m)+養生シート張(防災Ⅱ類) 次世代足場 W=400(H=18.75m)+養生シート張(防災Ⅱ類)		1ヶ月(LEDイルミネーション撤去時) 4ヶ月(LEDイルミネーション撤去後)
e	外部足場	単管本足場 W=400(H=19.75m、PH部: 23.25m) +養生シート張(防災Ⅱ類)		4ヶ月
f	外部足場	ブラケット足場 W=240(H=7.0m)+養生シート張(防災Ⅱ類) ブラケット足場 W=400(H=19.75m)+養生シート張(防災Ⅱ類)		1ヶ月(LEDイルミネーション撤去時) 4ヶ月(LEDイルミネーション撤去後)
g	落下防止ネット	出入口部 W=3,600		4ヶ月
h	ベニヤ養生	出入口部壁面 H=2,700		4ヶ月
i	カラーコーン	外構工事時、コンバー・ホワイト共、48m程度		1ヶ月

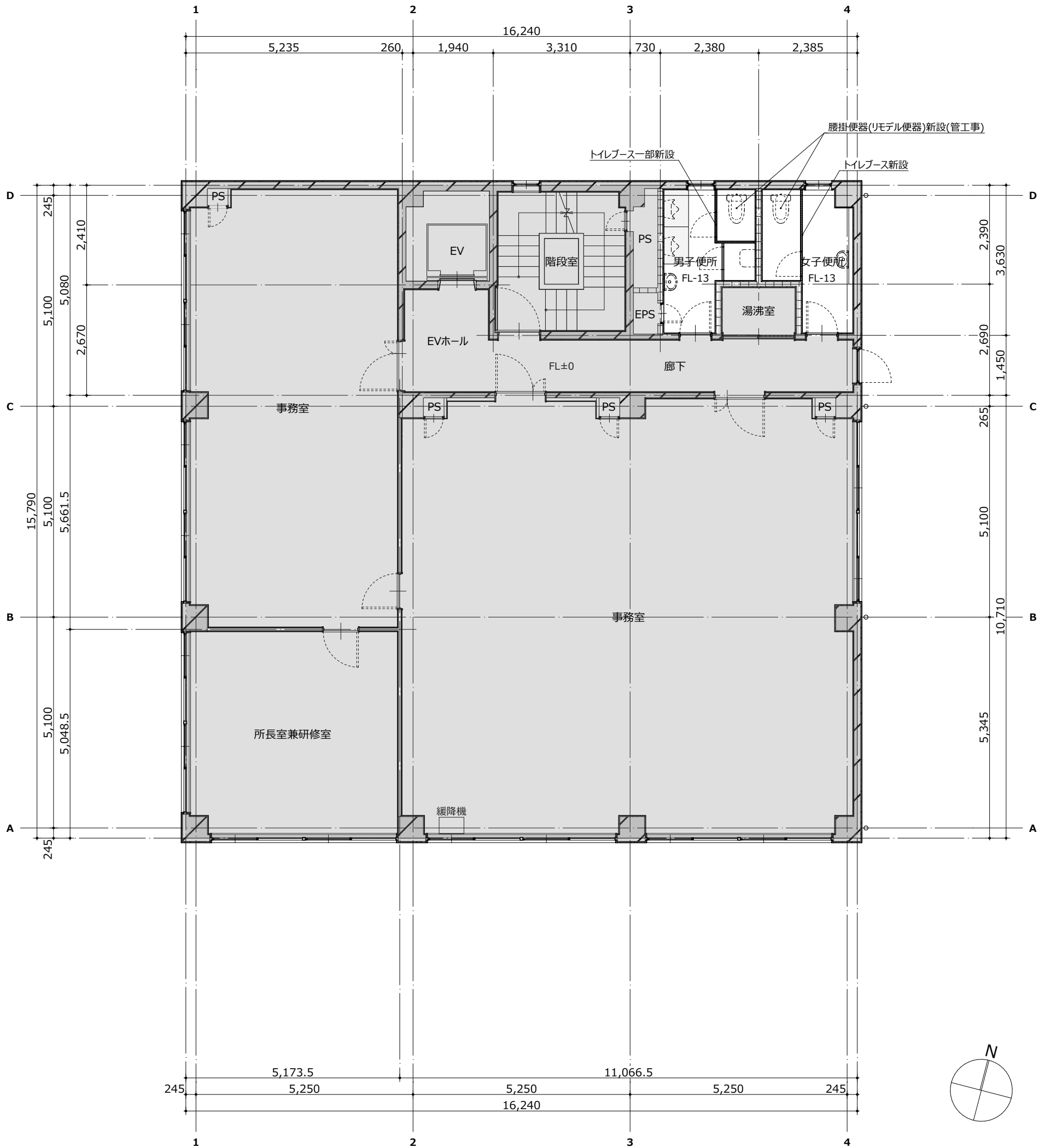
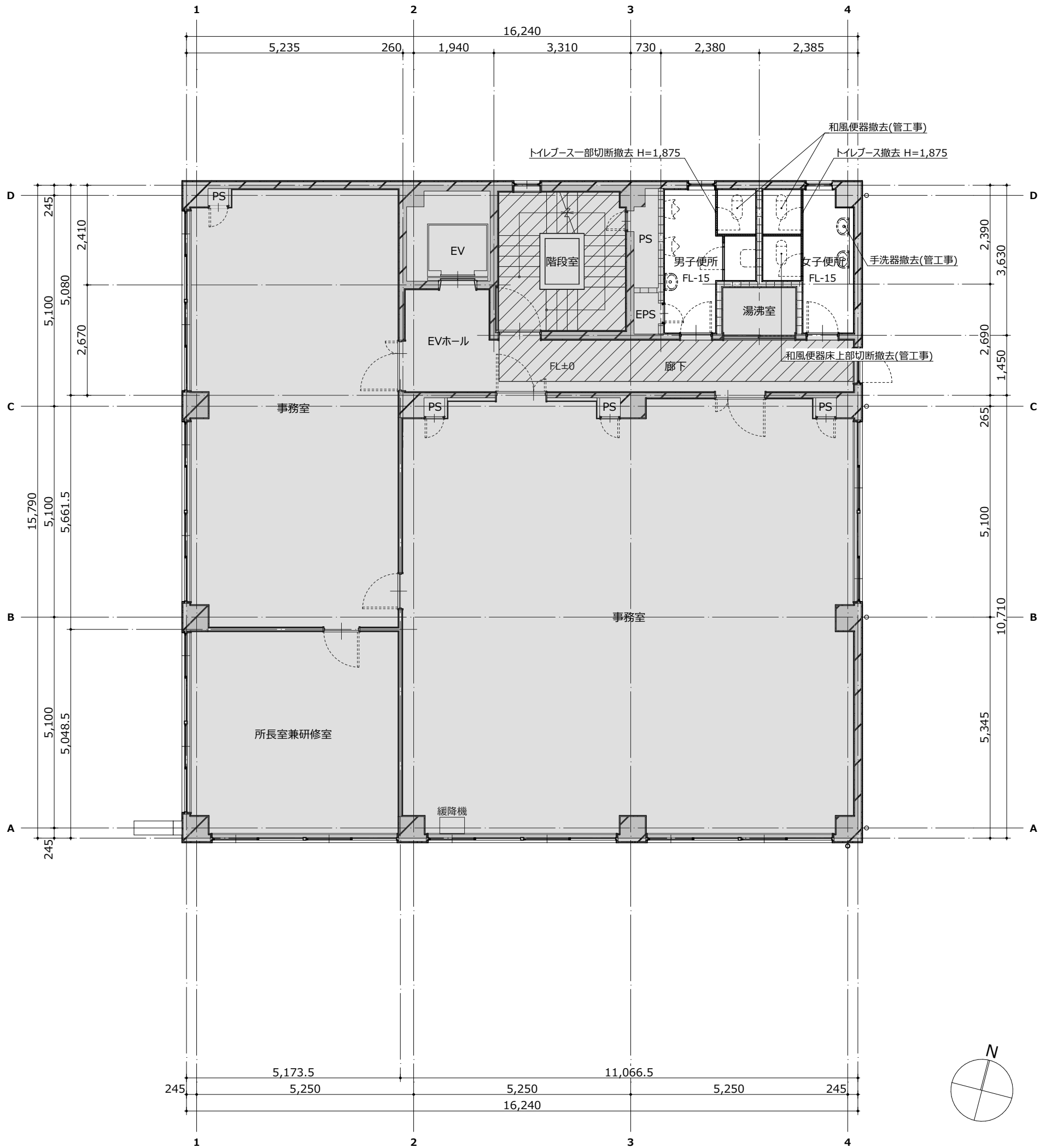
特記事項	■ 外部足場には落下物防止のため、朝顔養生を設置すること。 ■ 工事着手前に「阿南社会福祉会館改修工事に伴う近接工事について(協議)」、四国旅客鉄道株式会社と事前協議を行うこと、協議期間については1.5ヶ月程度見込む。 ■ 北・東・南面の足場設置及び解体時、列車見張員及び工事管理者を一人ずつ配置した上で施工すること。 事前協議内容に基づき変更すること。
------	---

改修前											改修後												
室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考	室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考
	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容				仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容		
店舗	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	仕上全面撤去	ソフト巾木 H=75	全面撤去	RC壁：GB-R t=12 VEP(GL工法) 柱型：モルタル下地 VEP 造作壁：LGS+木胴縁+合板 t=12 塗装	RC壁：一部撤去 柱型：既存のまま 造作壁全面撤去	LGS+GB-R t=12+DR t=12	塩ビ	全面撤去	2,700	鉄骨階段撤去 防煙垂壁・ビクアレー ル・光リタガ・家具撤去	観光案内・物販スペース	目荒し・素地調整の上 セルフベリ ング(セメント系) t=10 弾性ウレタ ン塗(艶消し仕上)	全面改修	アルミ巾木	全面改修	展開図参照 厨房カウンター腰壁：壁タイル張(名古屋モザイ ク PUR-8同等品)	全面改修	LGS@303+木毛セメン ト板 t=15(裏面サンダー 掛け) EP吹付(艶消し)	目透 し	全面改修	2,692	造作家具
事務室	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	仕上全面撤去	ソフト巾木 H=75	全面撤去	RC壁：GB-R t=12 VEP(GL工法) 柱型：モルタル下地 VEP 間仕切壁：LGS+GB-R t=12.5+12.5 EP	RC壁：既存のまま 柱型：既存のまま 間仕切壁全面撤去	LGS+GB-R t=12+DR t=12	塩ビ	全面撤去	2,700		レジ(カフェ)	鋼製置床+防滑性長尺塩ビシート 張 t=2.5(H=200)	全面改修	床巻上げ H=100 端部SUS押え見切	全面改修	GB-S t=12.5 メラミン不燃化粧板張 t=3.0	全面改修	LGS+GB-S t=9.5 EP- G	塩ビ 廻縁	全面改修	2,420	造作家具
多目的便所	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	仕上全面撤去	ソフト巾木 H=75	全面撤去	柱型：モルタル下地 EP 間仕切壁：LGS+GB-R t=12 EP	柱型：既存のまま 間仕切壁全面撤去	LGS+GB-R t=12+DR t=12	塩ビ	全面撤去	2,700	衛生器具撤去(管工 事)	厨房1	鋼製置床+防滑性長尺塩ビシート 張 t=2.5(H=200)	全面改修	床巻上げ H=100 端部SUS押え見切	全面改修	壁タイル張(平田タイル PL-800-F同等品) 腰：GB-S t=12.5 メラミン不燃化粧板張 t=3.0(アルミ壁見切 アイカZKM102同等品)	全面改修	LGS+GB-S t=9.5 EP- G	塩ビ 廻縁	全面改修	2,420	厨房機器一式 造作家具
備考										備考													
・既存警備は、壁・天井仕上材撤去時に別途業務にて行う。										・鋼製置床の仕様は、鋼製床+防湿シート付・タイルボード t=20+捨張ラワン合板 t=12とする。 ・警備の再設置は、LGS下地施工後及び仕上完了後に別途業務にて行う。													

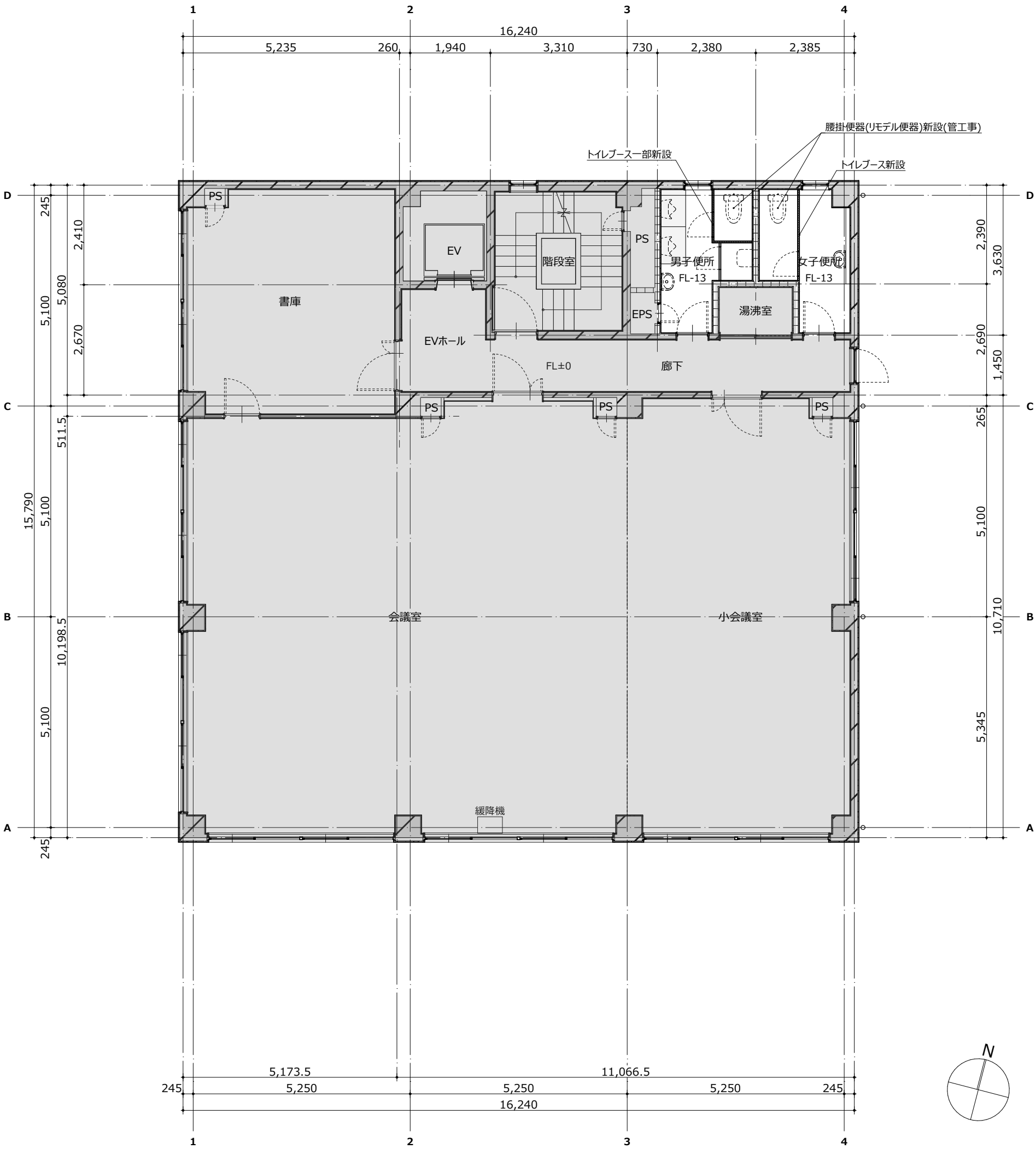
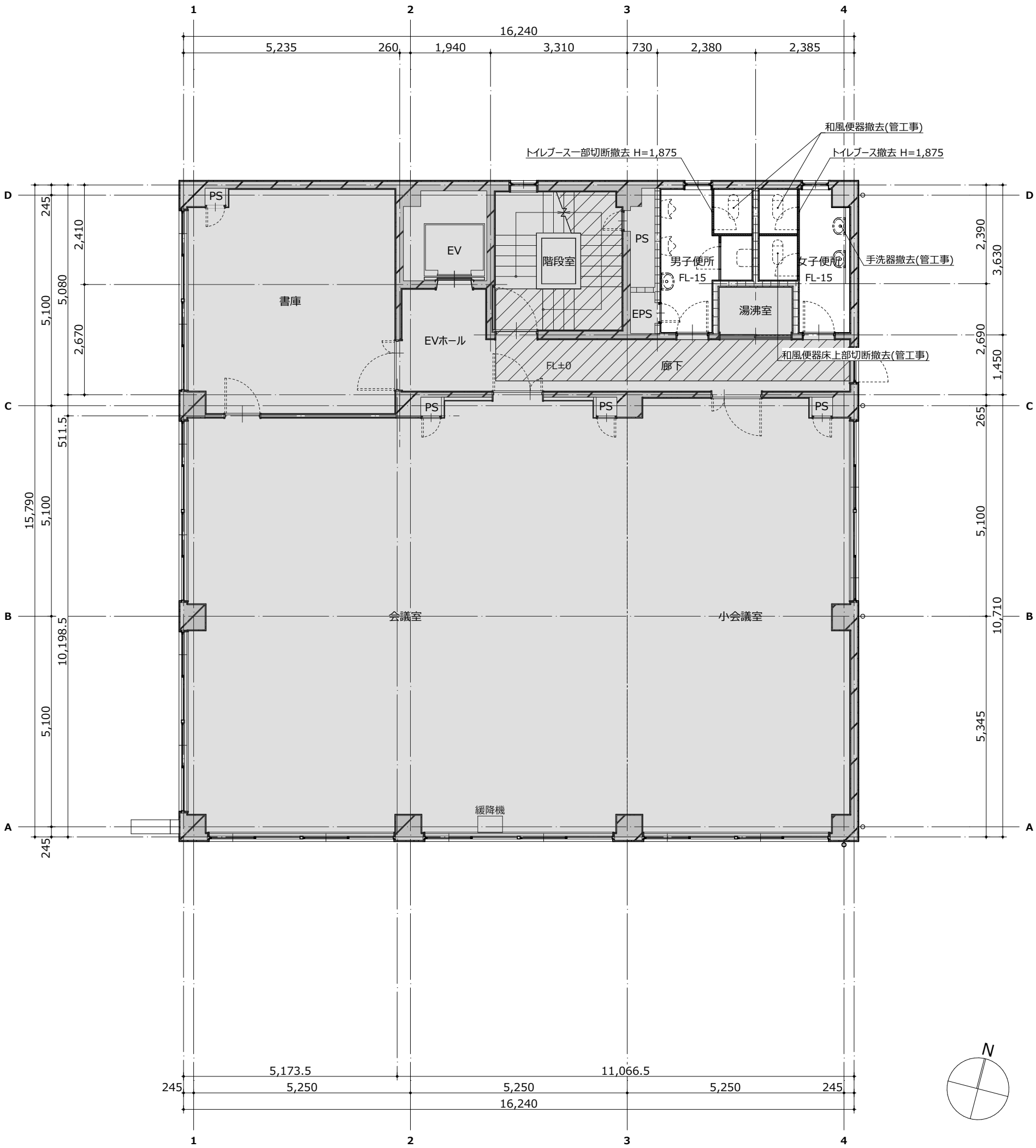
改修前											改修後												
室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考	室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考
	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容				仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容		
自習室	ノンアベストタイル張 t=2.0 (接着剤石綿含有)	一部撤去(図示)	ソフト巾木 H=75	一部撤去(図示)	RC壁：GB-R t=12 VEP(GL工法) 柱型：モルタル下地 VEP 間仕切壁：LGS+GB-R t=15+15 VEP	既存のまま	LGS+GB-R t=12+DR t=12	塩ビ	仕上全面撤去 (LGS下地既存のまま)	2,500	鉄骨階段撤去 鉄骨手摺撤去	事務室	ノンアベストタイル張	既存のまま	ソフト巾木 H=75	壁新設部のみ新設	RC壁：既存のまま 柱型：既存のまま 新設壁：GB-R t=9.5+12.5 EP	間仕切壁新設	GB-R t=12.5+DR t=12	塩ビ廻縁	仕上全面改修 (LGS下地既存のまま)	2,500	ビクトサイン
男子便所	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	既存のまま	床巻上げ H=100	既存のまま	モルタル下地 ビニルクロス張	仕上全面撤去	LGS+GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,300	トイレブース一部切断撤去、衛生器具撤去(管工事)	中廊下	ノンアベストタイル張	既存のまま	ソフト巾木 H=75	壁新設部のみ新設	既設LGS壁：既存のまま 柱型：既存のまま 新設壁：GB-R t=9.5+12.5 EP	間仕切壁新設	GB-R t=12.5+DR t=12	塩ビ廻縁	仕上全面改修 (LGS下地既存のまま)	2,500	ビクトサイン
女子便所	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	既存のまま	床巻上げ H=100	既存のまま	モルタル下地 ビニルクロス張	仕上全面撤去	LGS+GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,300	トイレブース撤去、衛生器具撤去(管工事)	倉庫	ノンアベストタイル張	既存のまま	ソフト巾木 H=75	壁新設部のみ新設	既設LGS壁：既存のまま 柱型：既存のまま 新設壁：GB-R t=9.5+12.5 EP	間仕切壁新設	GB-R t=12.5+DR t=12	塩ビ廻縁	仕上全面改修 (LGS下地既存のまま)	2,500	
備考 ・2階便所、自習室への出入りは、原則階段室を利用すること。一般の利用者も階段室、廊下を利用するため、安全対策は徹底すること。										凡例		多目的スペース1	ノンアベストタイル張	既存のまま	ソフト巾木 H=75	壁新設部のみ新設	RC壁：既存のまま 柱型：既存のまま 新設壁：GB-R t=9.5+12.5 EP	間仕切壁新設	GB-R t=12.5+DR t=12	塩ビ廻縁	仕上全面改修 (LGS下地既存のまま)	2,500	
										 工事対象外室		多目的スペース2	スラブ復旧部 モルタル塗+全面下地調整の上 長尺塩ビシート張 t=2.0	全面改修	ソフト巾木 H=75	壁新設部のみ新設	RC壁：既存のまま 柱型：既存のまま 新設壁：GB-R t=9.5+12.5 EP	間仕切壁新設	GB-R t=12.5+DR t=12	塩ビ廻縁	仕上全面改修 (LGS下地既存のまま)	2,500	防犯カメラ新設(電気工事)
										 別途工事		男子便所	清掃の上 防滑性長尺塩ビシート上張 t=2.0	全面改修	床巻上げ H=98	全面改修	下地調整の上 EP-G	仕上全面改修	GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,298	トイレブース一部新設、腰掛便器新設(管工事)
										 搬入路清掃		女子便所	清掃の上 防滑性長尺塩ビシート上張 t=2.0	全面改修	床巻上げ H=98	全面改修	下地調整の上 EP-G	仕上全面改修	GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,298	トイレブース部新設、腰掛便器新設(管工事)
備考										凡例													
										 工事対象外室													
										 別途工事													

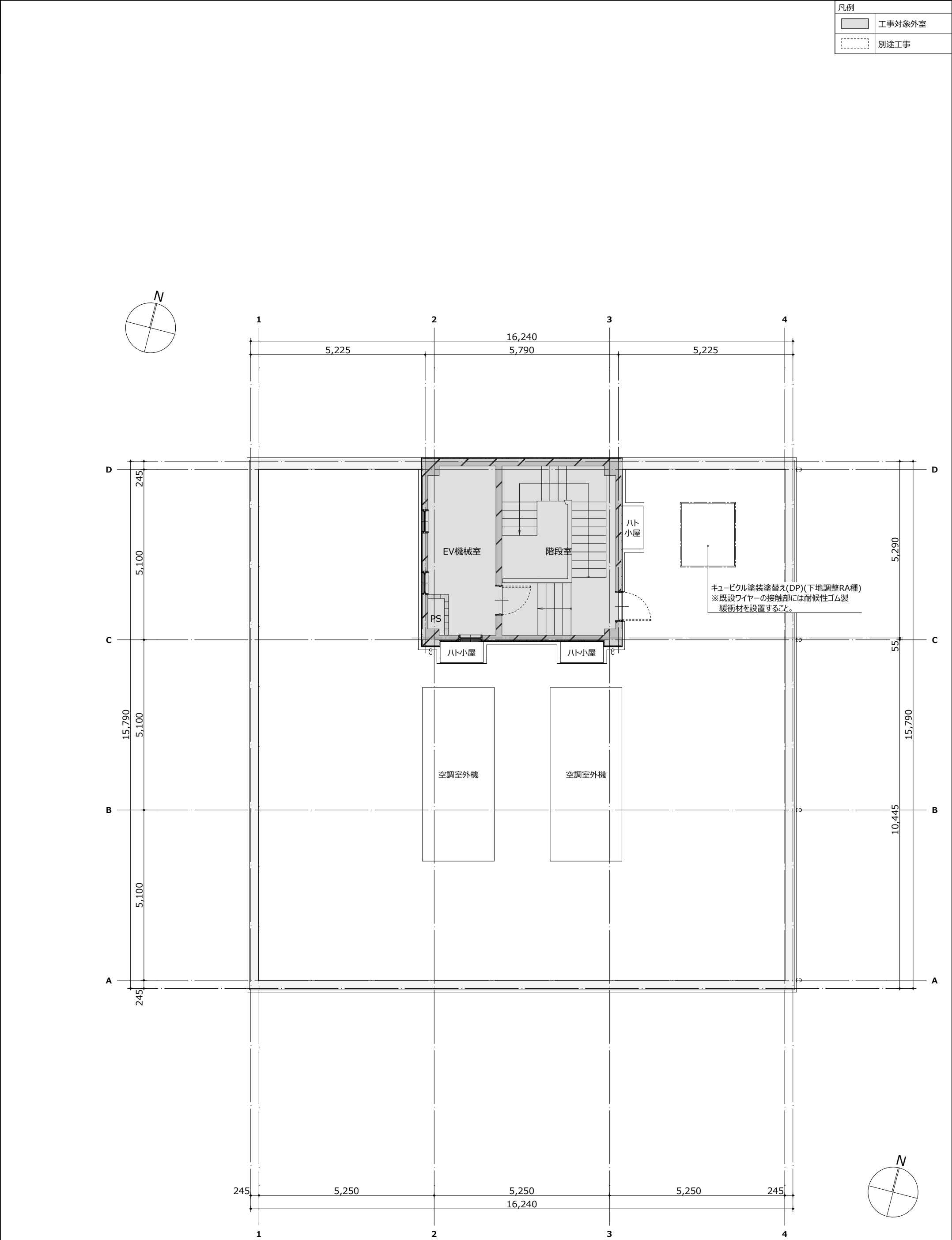
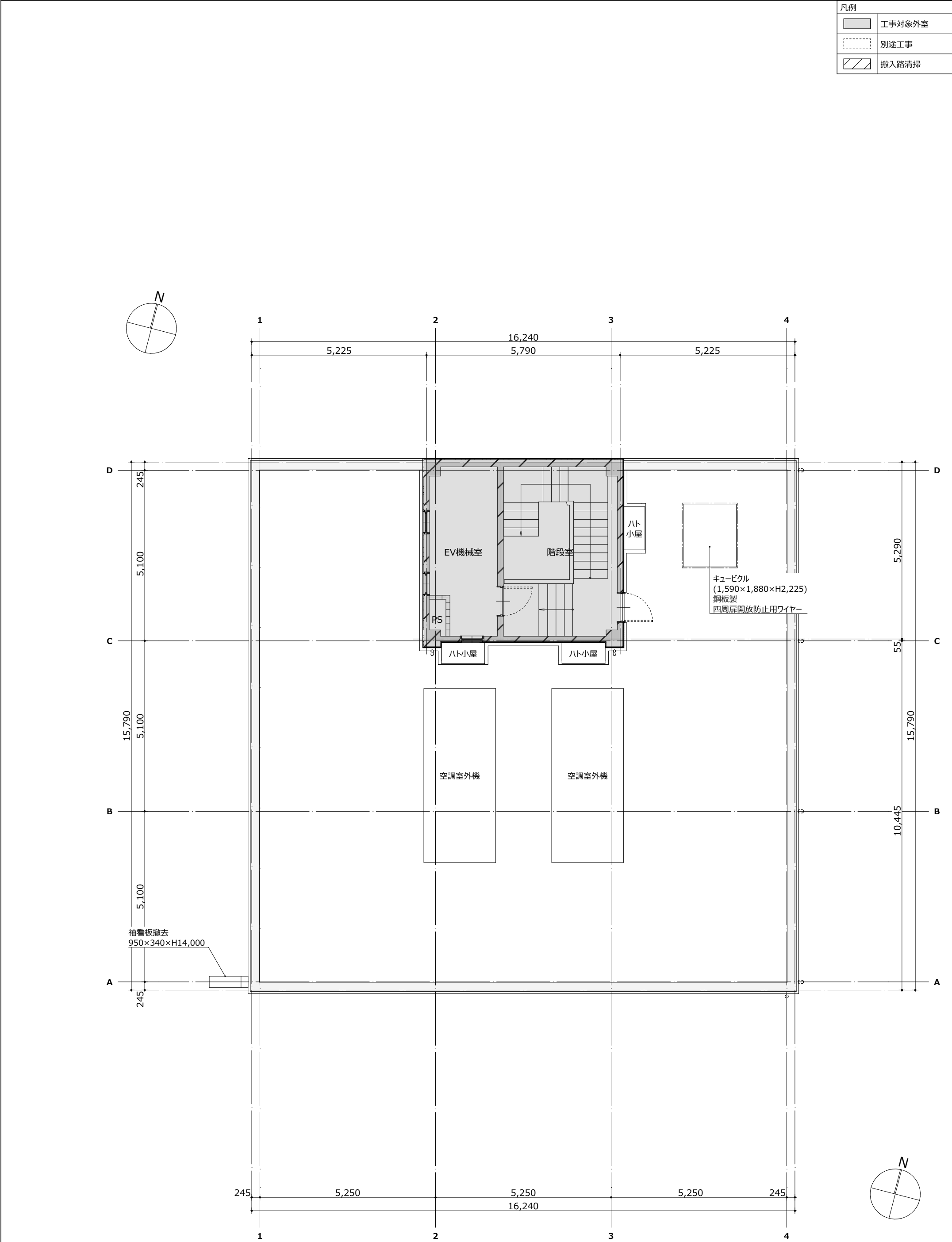


改修前											改修後												
室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考	室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考
	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容				仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容				
男子便所	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	既存のまま	床巻上げ H=100	既存のまま	モルタル下地 ビニルクロス張	仕上全面撤去	LGS+GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,300	トイレブース一部切断撤去、衛生器具撤去(管工事)	男子便所	清掃の上 防滑性長尺塩ビシート上張 t=2.0	全面改修	床巻上げ H=98	全面改修	下地調整の上 EP-G	仕上全面改修	GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,298	トイレブース一部新設、腰掛便器新設(管工事)
女子便所	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	既存のまま	床巻上げ H=100	既存のまま	モルタル下地 ビニルクロス張	仕上全面撤去	LGS+GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,300	トイレブース撤去、衛生器具撤去(管工事)	女子便所	清掃の上 防滑性長尺塩ビシート上張 t=2.0	全面改修	床巻上げ H=98	全面改修	下地調整の上 EP-G	仕上全面改修	GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,298	トイレブース新設、腰掛便器新設(管工事)
備考										凡例		備考										凡例	
・2階便所、自習室への出入りは、原則階段室を利用すること。一般の利用者も階段室、廊下を利用するため、安全対策は徹底すること。										工事対象外室												工事対象外室	
										別途工事												別途工事	
										搬入路清掃													



改修前											改修後												
室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考	室名	床		巾木		壁		天井			天井高	備考
	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容				仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	廻縁	改修内容				
男子便所	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	既存のまま	床巻上げ H=100	既存のまま	モルタル下地 ビニルクロス張	仕上全面撤去	LGS+GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,300	トイレブース一部切断撤去、衛生器具撤去(管工事)	男子便所	清掃の上 防滑性長尺塩ビシート上張 t=2.0	全面改修	床巻上げ H=98	全面改修	下地調整の上 EP-G	仕上全面改修	GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,298	トイレブース一部新設、腰掛便器新設(管工事)
女子便所	モルタルコテ押え 長尺塩ビシート張 t=2.0(接着剤石綿含有)	既存のまま	床巻上げ H=100	既存のまま	モルタル下地 ビニルクロス張	仕上全面撤去	LGS+GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,300	トイレブース撤去、衛生器具撤去(管工事)	女子便所	清掃の上 防滑性長尺塩ビシート上張 t=2.0	全面改修	床巻上げ H=98	全面改修	下地調整の上 EP-G	仕上全面改修	GB-R t=9 底目地 VEP	－	既存のまま	2,298	トイレブース新設、腰掛便器新設(管工事)
備考										凡例		備考										凡例	
・2階便所、自習室への出入りは、原則階段室を利用すること。一般の利用者も階段室、廊下を利用するため、安全対策は徹底すること。										工事対象外室												工事対象外室	
										別途工事												別途工事	
										搬入路清掃													





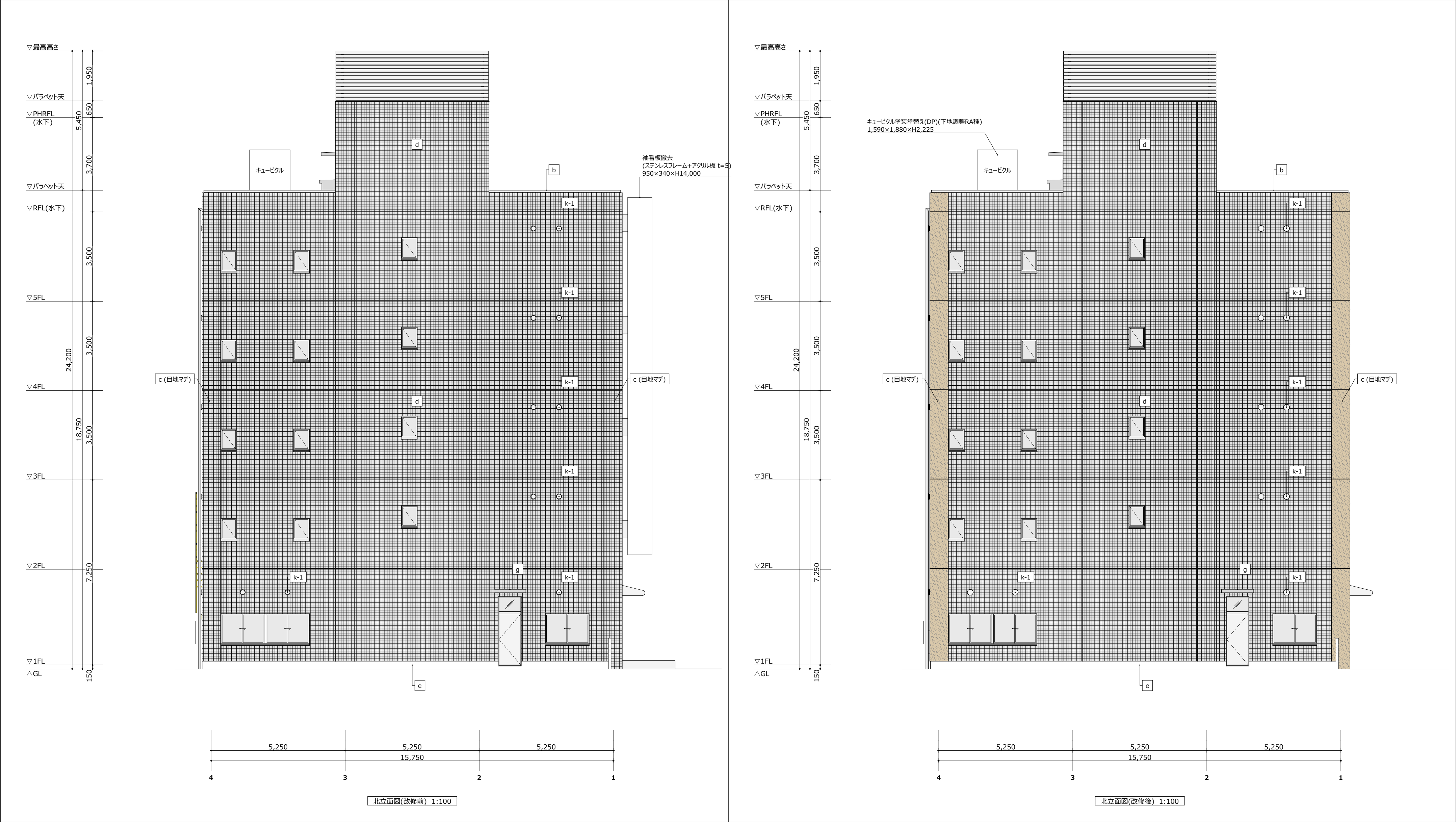
改修前								改修後							
記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容
a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	底(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま	a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	底(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま
b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	取外し	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部撤去(3カ所)	b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	再取付	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部新設(3カ所) 排煙窓(南面):下地調整(RB種)+DP塗替
c	外壁(下記以外)	磁器質50角タイル張(コーナ→窓廻り 役物タイル) モルタル t=25、打継部・盤廻りシーリング	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	i	縦樋	VP100φ、VP75φ、SUS支持金物	既存のまま	c	外壁(下記以外)	複合改修+装飾仕上塗材塗り(エスケー化研 サンドエレ ガン トラバーチン仕上)、打継部・盤廻りシーリング	全面改修	i	縦樋	VP100φ、VP75φ	ケレンの上+DP
d	外壁(北面・P1階)	同上	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	j	ベンチレーター	100φ×18.7m、SUS支持金物@≒1,500	撤去	d	外壁(北面・P1階)	超低汚染弱溶剤形アクリルシリコン樹脂クリアー塗料塗り	全面改修	j	ベンチレーター	—	—
e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ	撤去(管工事)	e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ、防風板付きフラットフード	新設(管工事)+シーリング新設
f	底(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2~3階)	SUS製、深型	シーリング撤去	f	底(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2~3階)	SUS製、深型フード	シーリング新設



改修前								改修後							
記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容
a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	庇(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま	a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	庇(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま
b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	取外し	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部撤去(3カ所)	b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	再取付	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部新設(3カ所) 排煙窓(南面):下地調整(RB種)+DP塗替
c	外壁(下記以外)	磁器質50角タイル張(コーナー・窓廻り 役物タイル) モルタル t=25、打継部・盤廻りシーリング	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	i	縦樋	VP100φ、VP75φ、SUS支持金物	既存のまま	c	外壁(下記以外)	複合改修+装飾仕上塗材塗り(エスケー化研 サンドエレ ガンテ トラバーチン仕上)、打継部・盤廻りシーリング	全面改修	i	縦樋	VP100φ、VP75φ	クレンの上+DP
d	外壁(北面・P1階)	同上	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	j	ベンチレーター	100φ×18.7m、SUS支持金物@≒1,500	撤去	d	外壁(北面・P1階)	超低汚染弱溶剤形アクリルシリコン樹脂クリアー塗料塗り	全面改修	j	ベンチレーター	－	－
e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ	撤去(管工事)	e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ、防風板付きフラットフード	新設(管工事)+シーリング新設
f	庇(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2～3階)	SUS製、深型	シーリング撤去	f	庇(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2～3階)	SUS製、深型フード	シーリング新設



改修前								改修後							
記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容
a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	庇(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま	a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	庇(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま
b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	取外し	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部撤去(3カ所)	b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	再取付	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部新設(3カ所) 排煙窓(南面):下地調整(RB種)+DP塗替
c	外壁(下記以外)	磁器質50角タイル張(コーナー・窓廻り 役物タイル) モルタル t=25、打継部・盤廻りシーリング	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	i	縦樋	VP100φ、VP75φ、SUS支持金物	既存のまま	c	外壁(下記以外)	複合改修+装飾仕上塗材塗り(エスケー化研 サンドエレ ガンテトラバーチン仕上)、打継部・盤廻りシーリング	全面改修	i	縦樋	VP100φ、VP75φ	ケレンの上+DP
d	外壁(北面・P1階)	同上	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	j	ベンチレーター	100φ×18.7m、SUS支持金物@≒1,500	撤去	d	外壁(北面・P1階)	超低汚染弱溶剤形アクリルシリコン樹脂クリアー塗料塗り	全面改修	j	ベンチレーター	－	－
e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ	撤去(管工事)	e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ、防風板付きフラットフード	新設(管工事)+シーリング新設
f	庇(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2～3階)	SUS製、深型	シーリング撤去	f	庇(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2～3階)	SUS製、深型フード	シーリング新設

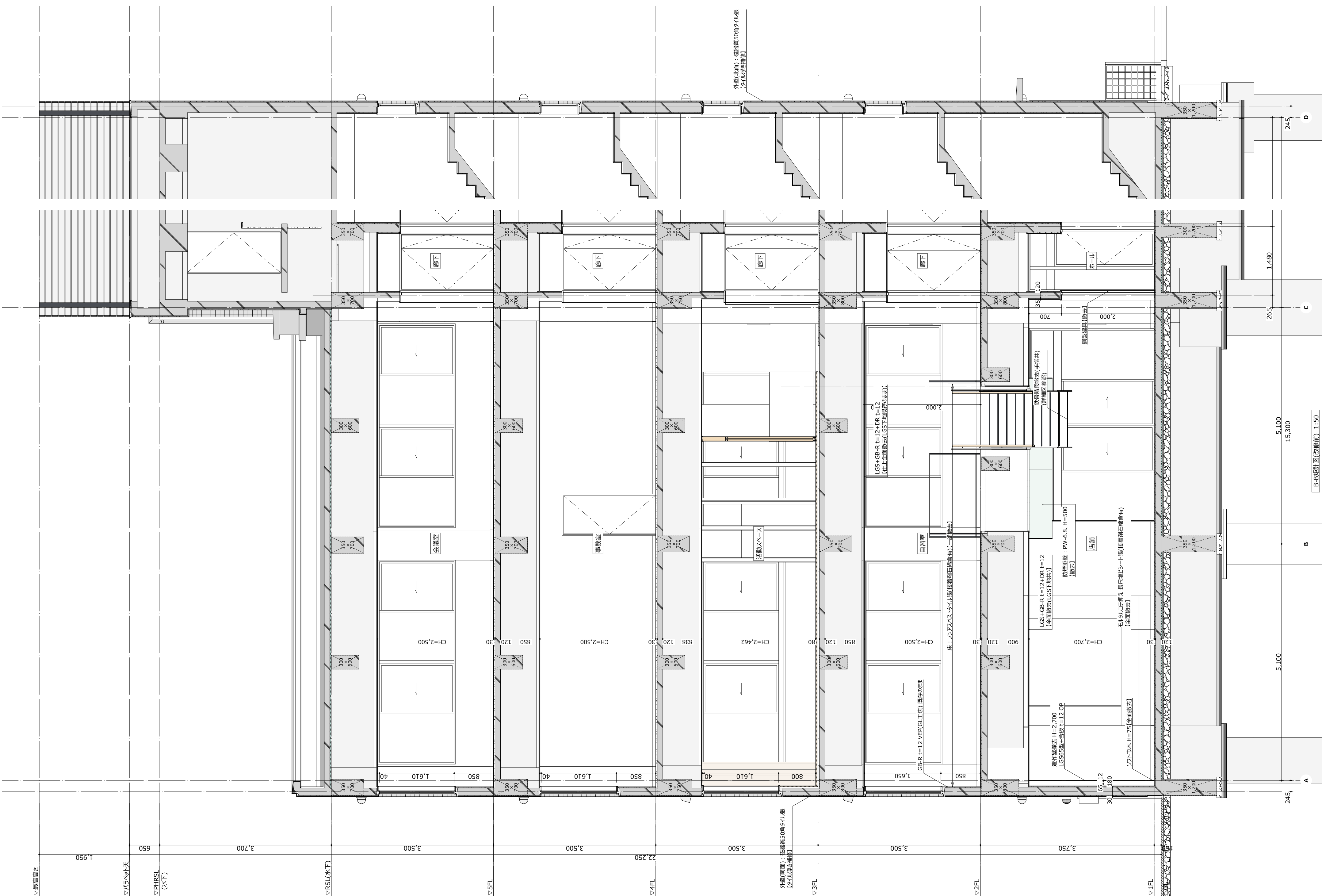


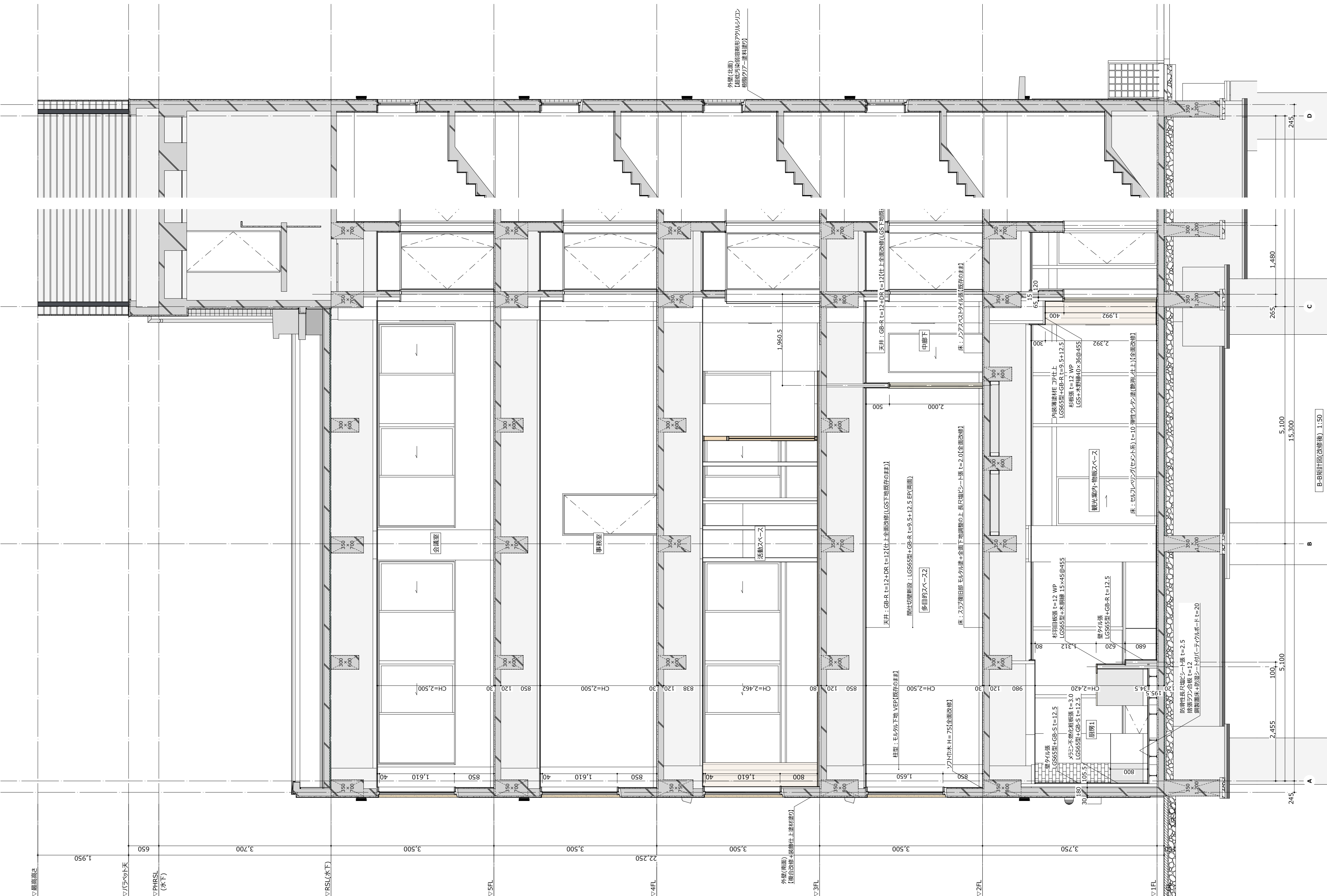
改修前								改修後							
記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容	記号	部位	下地・仕上	改修内容
a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	庇(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま	a	屋根	コンクリート金ゴテ押え、アスファルト露出防水(非歩行用)	既存のまま	g	庇(通用口・P1階)	防水モルタル塗	既存のまま
b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	取外し	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部撤去(3カ所)	b	笠木	アルミ押出型 デュラクロン仕上(既製品)	再取付	h	窓・出入口	アルミサッシ(デュラクロン仕上) 風除室：ステンレス鏡面仕上、通用口：スチールOP	一部新設(3カ所) 排煙窓(南面):下地調整(RB種)+DP塗替
c	外壁(下記以外)	磁器質50角タイル張(コーナー・窓廻り 役物タイル) モルタル t=25、打継部・盤廻りシーリング	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	i	縦樋	VP100φ、VP75φ、SUS支持金物	既存のまま	c	外壁(下記以外)	複合改修+装飾仕上塗材塗り(エスケー化研 サンドエレ ガンテ トラバーチン仕上)、打継部・盤廻りシーリング	全面改修	i	縦樋	VP100φ、VP75φ	クレンの上+DP
d	外壁(北面・P1階)	同上	施工数量調査+アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	j	ベンチレーター	100φ×18.7m、SUS支持金物@≒1,500	撤去	d	外壁(北面・P1階)	超低汚染弱溶剤形アクリルシリコン樹脂クリアー塗料塗り	全面改修	j	ベンチレーター	－	－
e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ	撤去(管工事)	e	巾木	コンクリート打放しの上、吹付タイル(H=300)	既存のまま	k-1	ベントキャップ (下記以外)	SUS製 150φ、防風板付きフラットフード	新設(管工事)+シーリング新設
f	庇(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2～3階)	SUS製、深型	シーリング撤去	f	庇(玄関)	ステンレス t=2.0 HL 加工	既存のまま	k-2	ベントキャップ (南面 2～3階)	SUS製、深型フード	シーリング新設



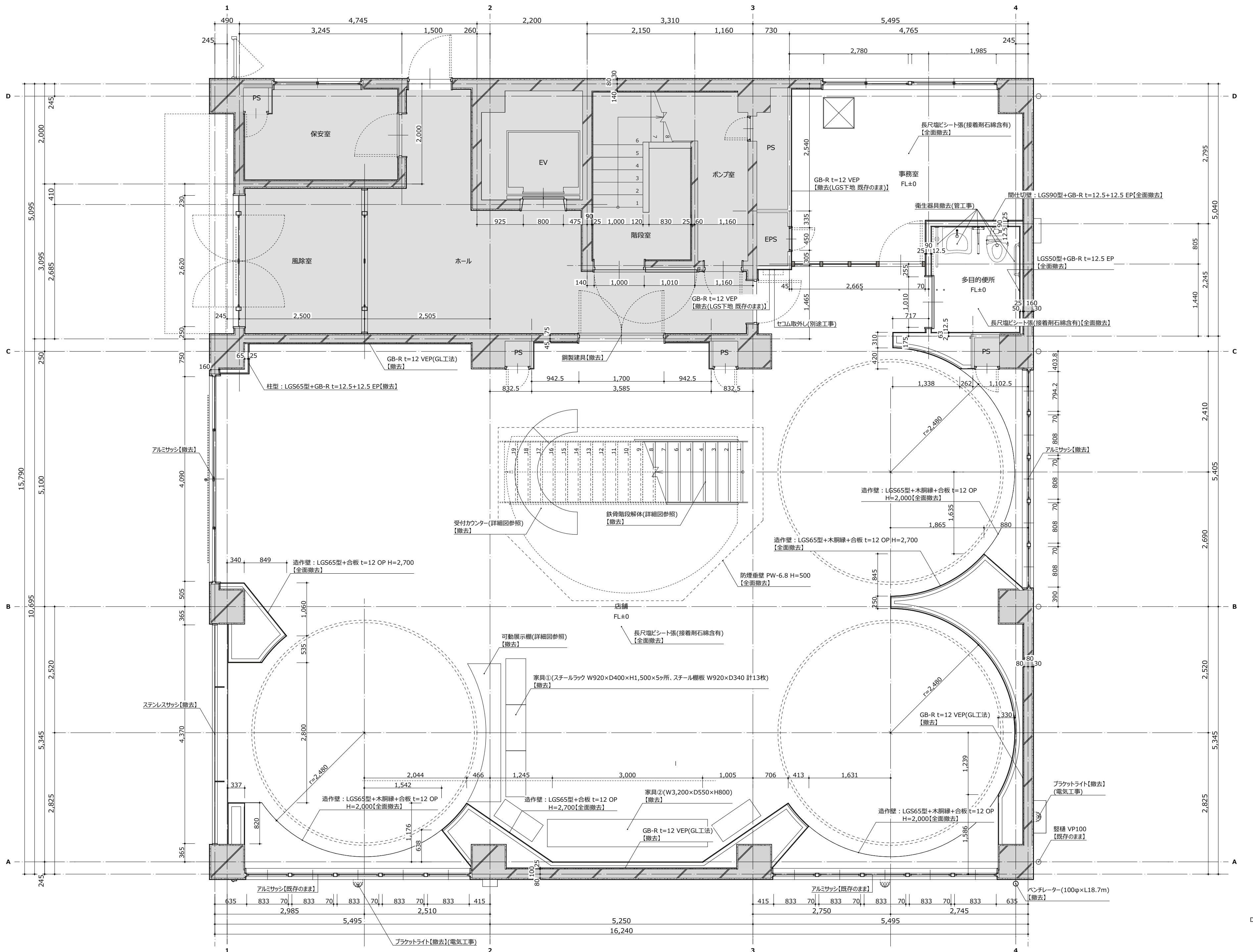


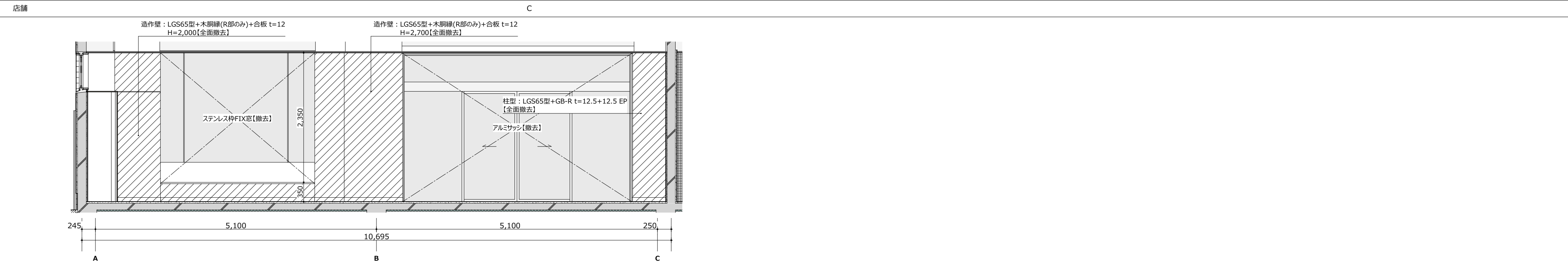
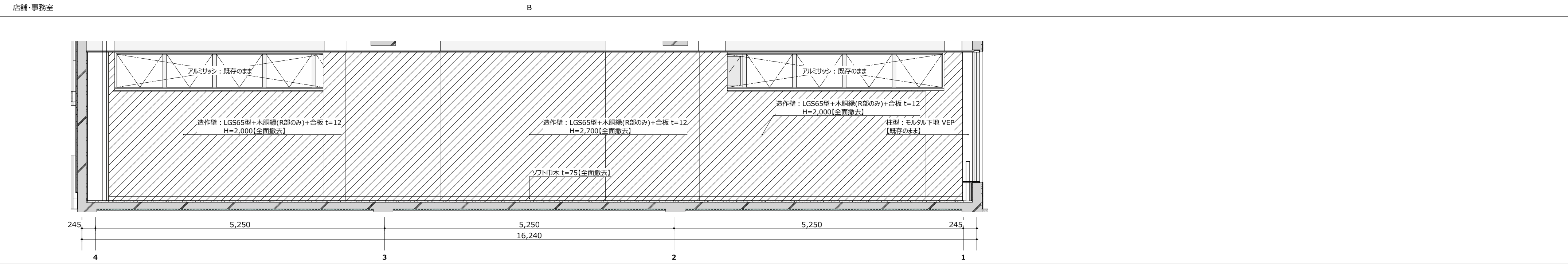
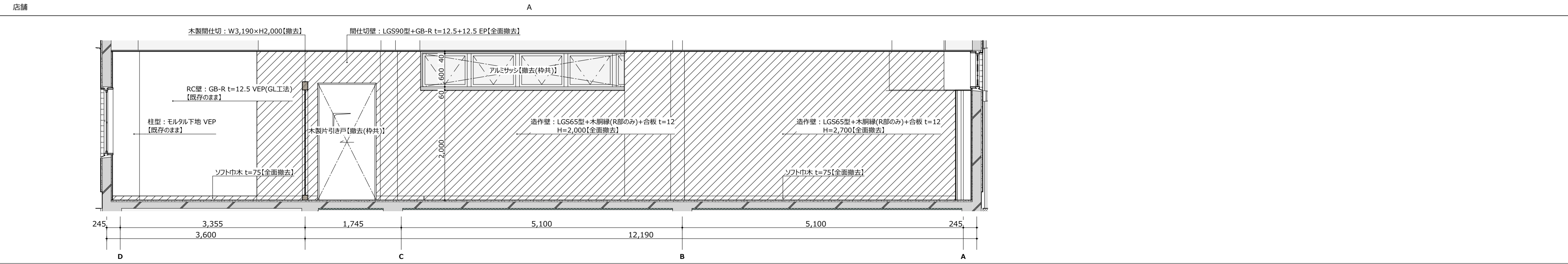
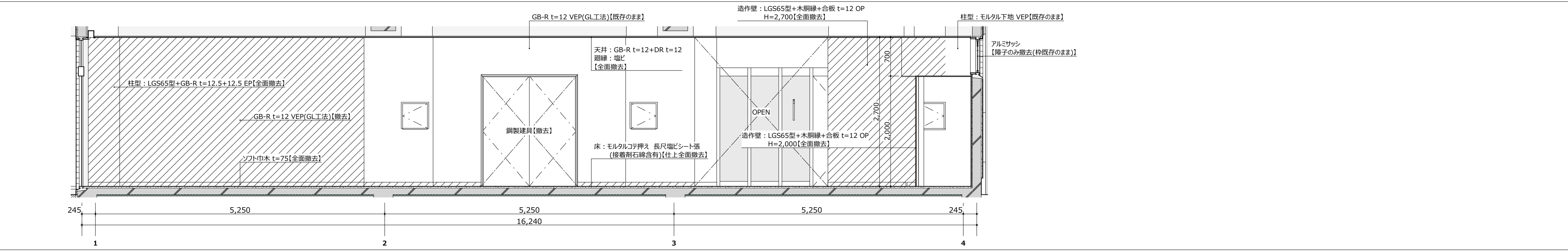


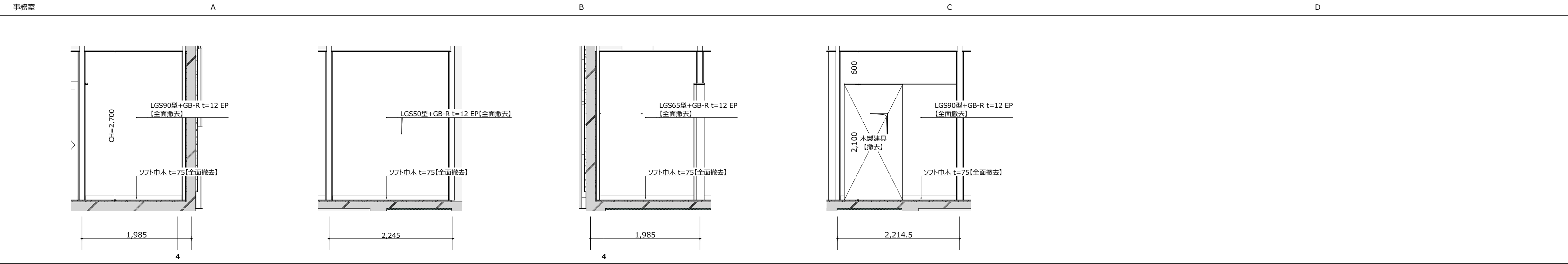
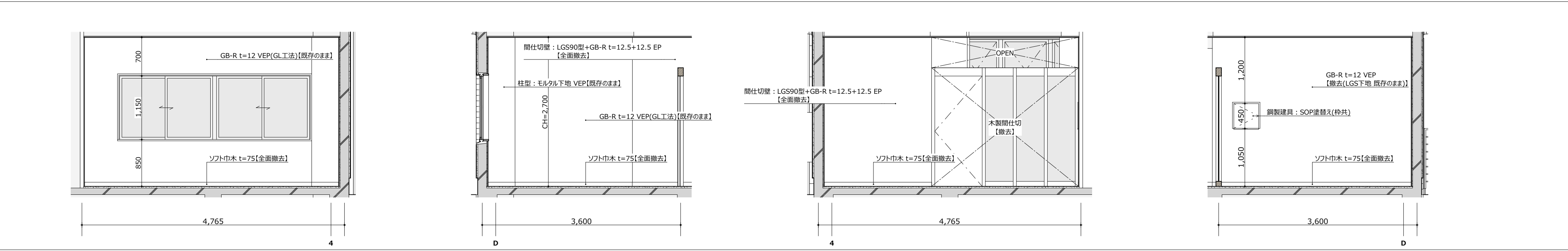


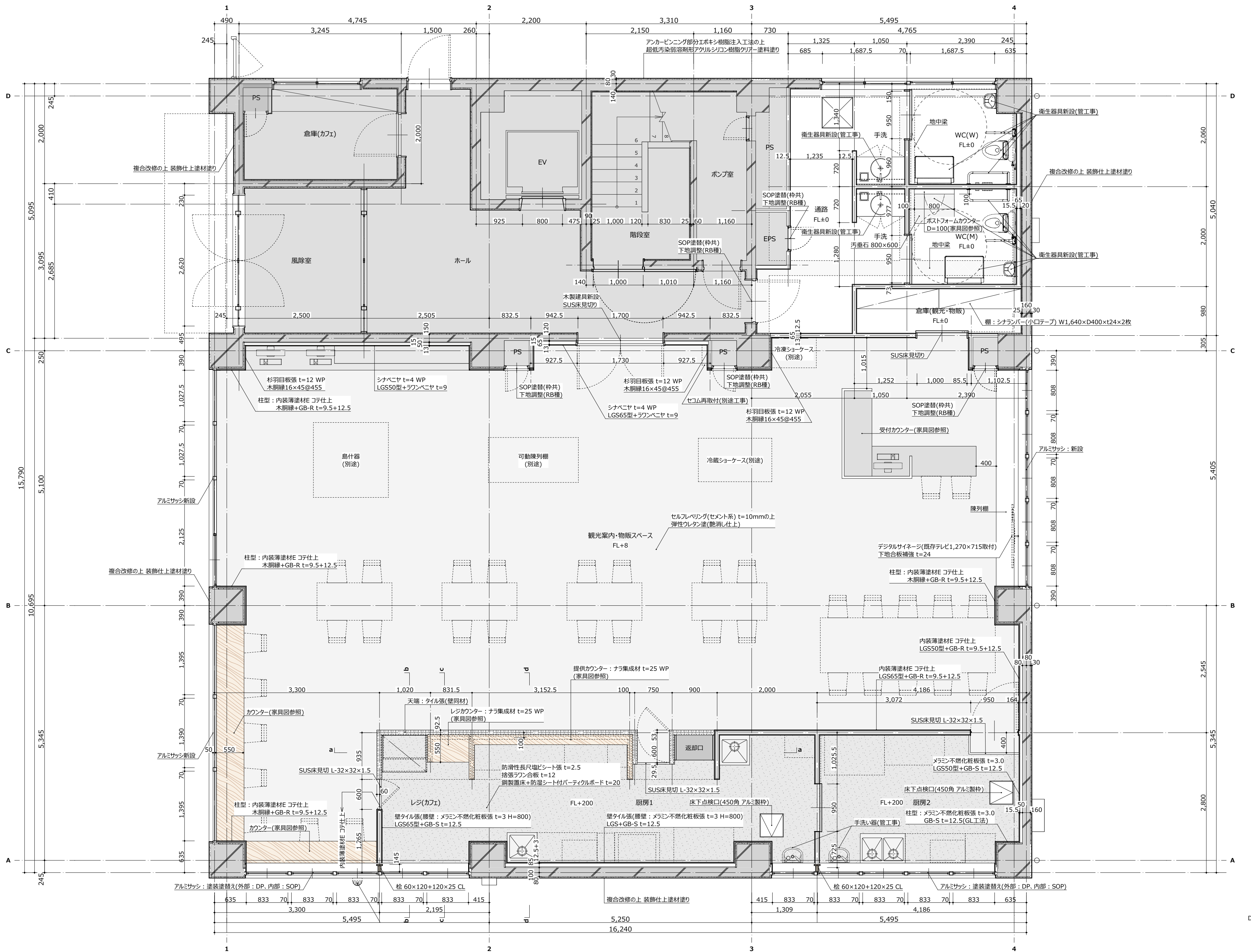


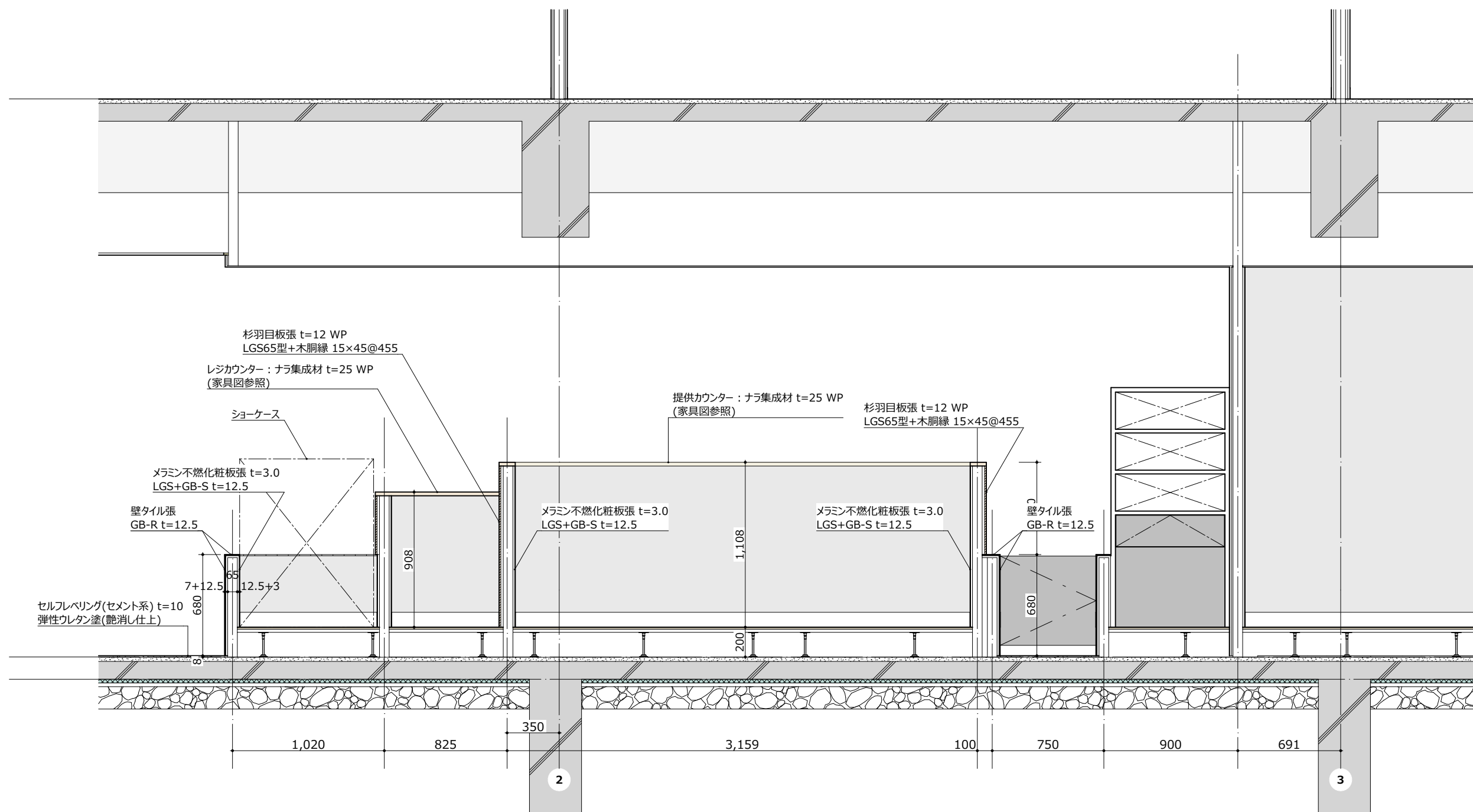




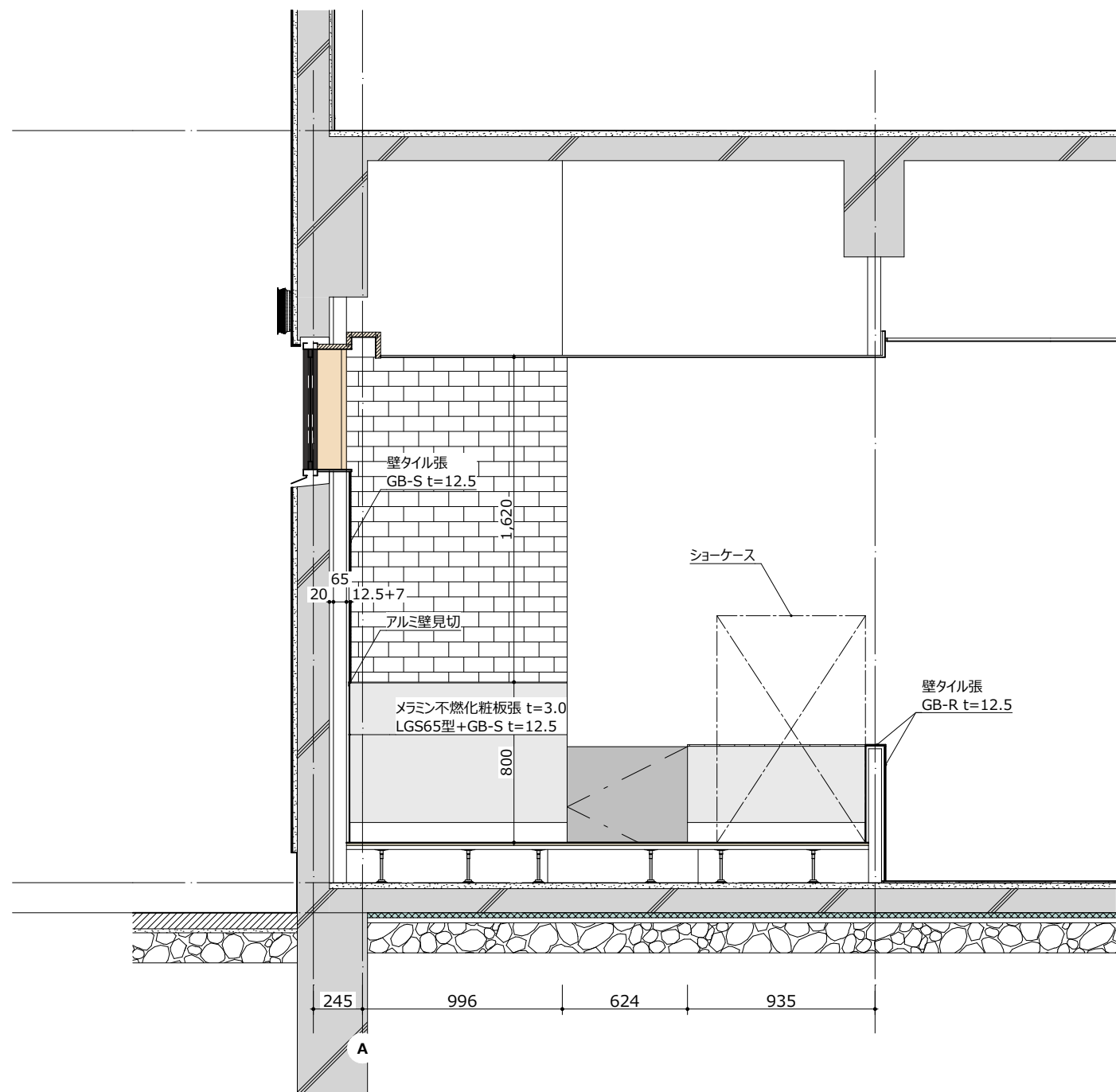




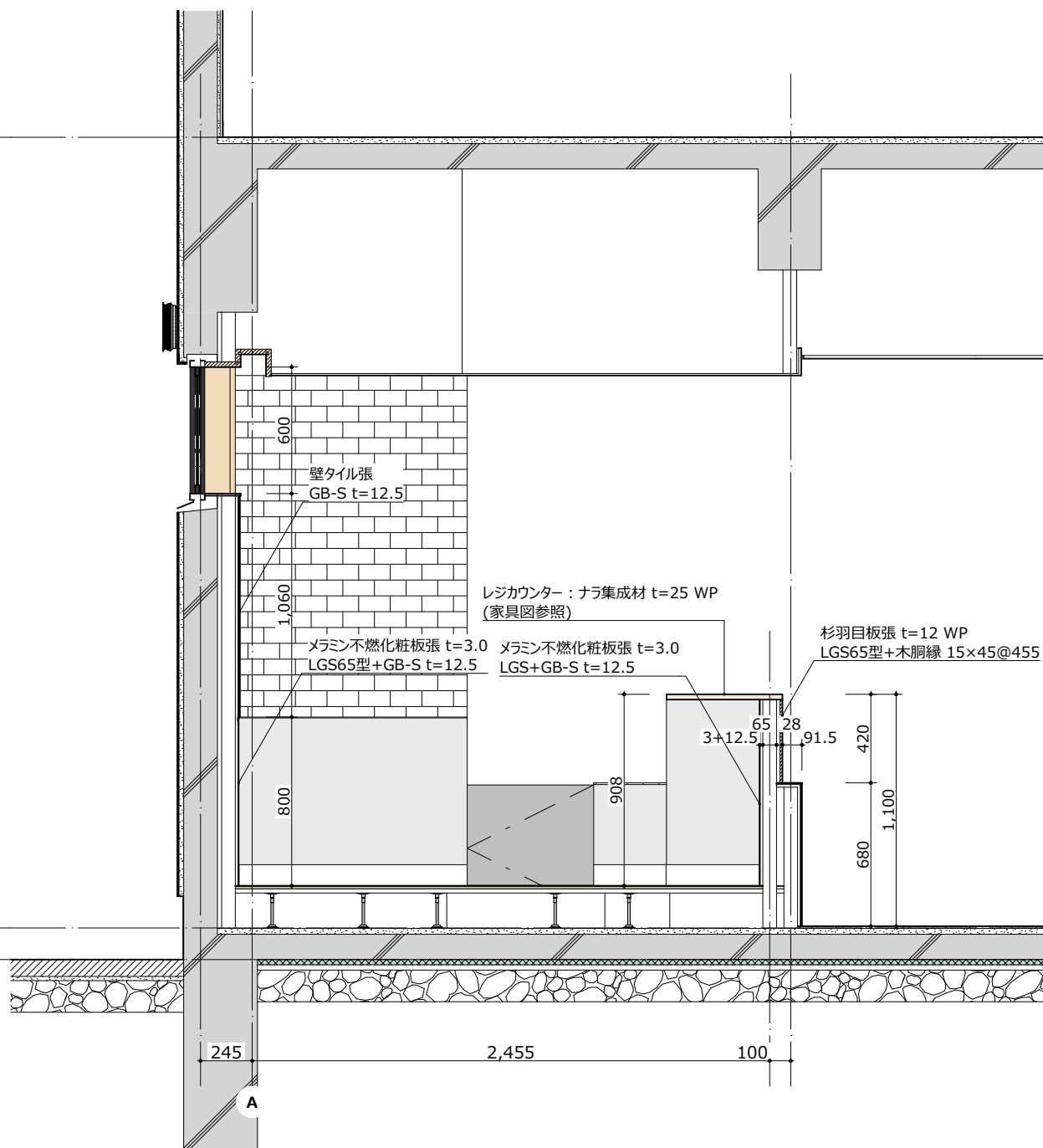




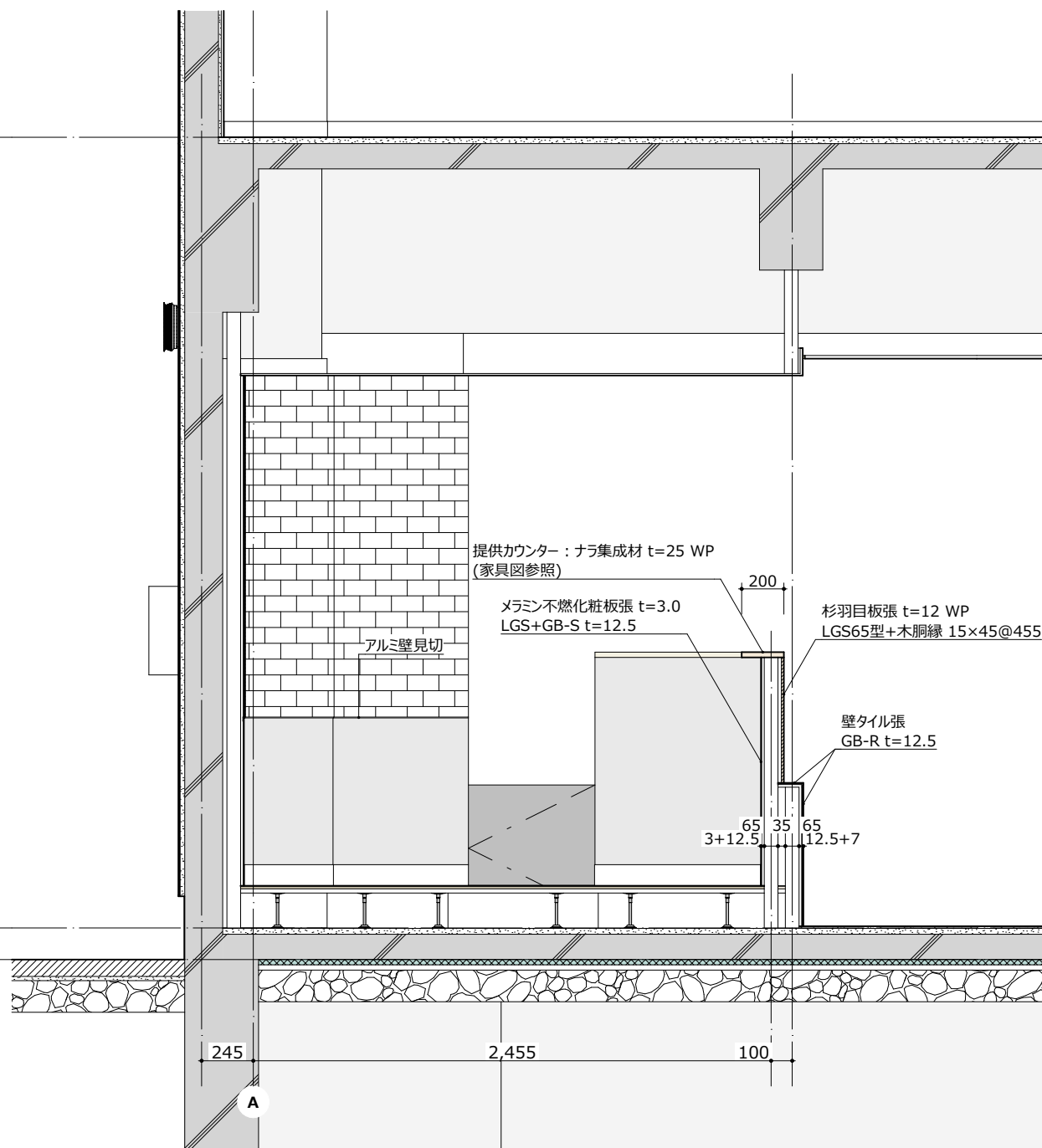
a-a断面詳細図



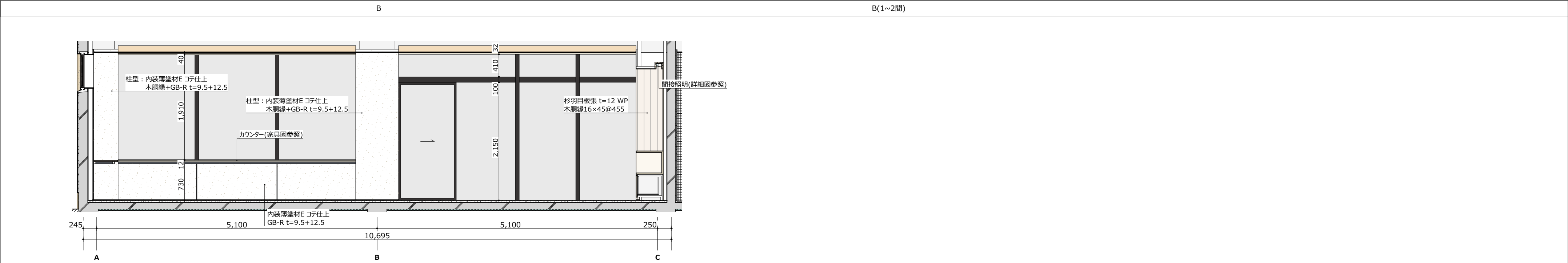
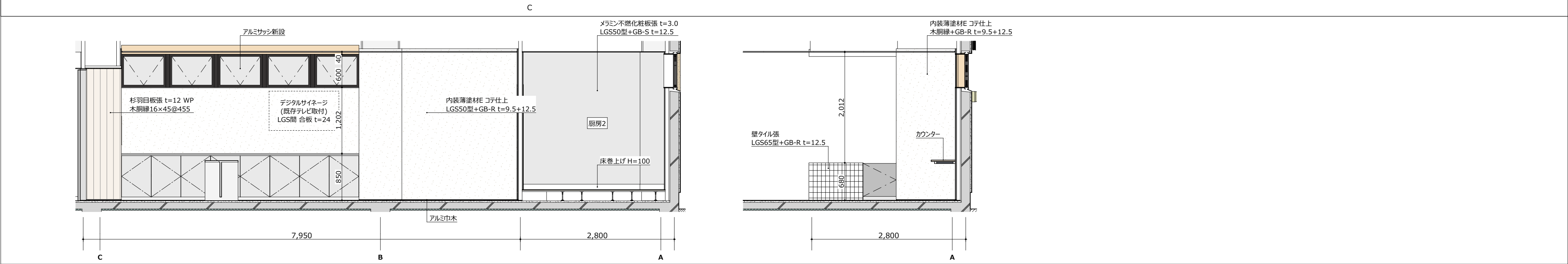
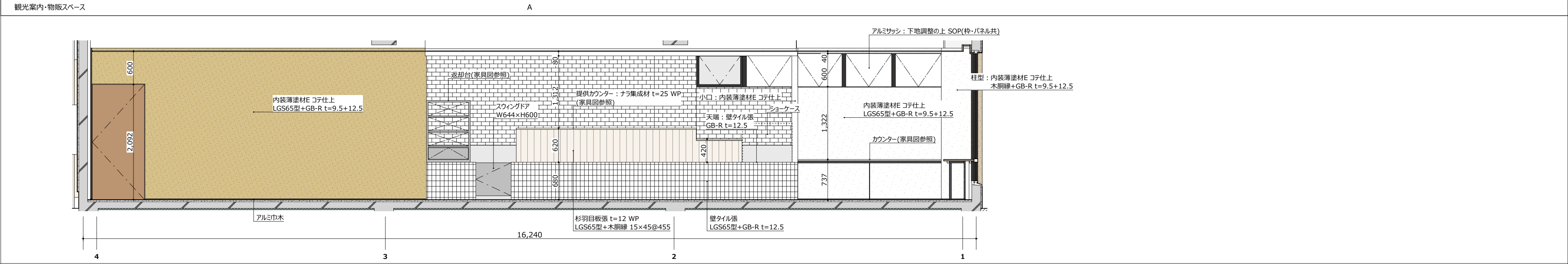
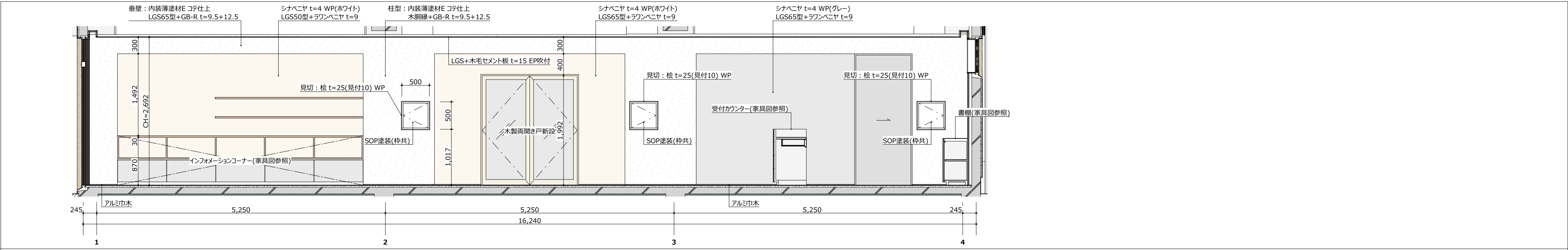
b-b断面詳細図

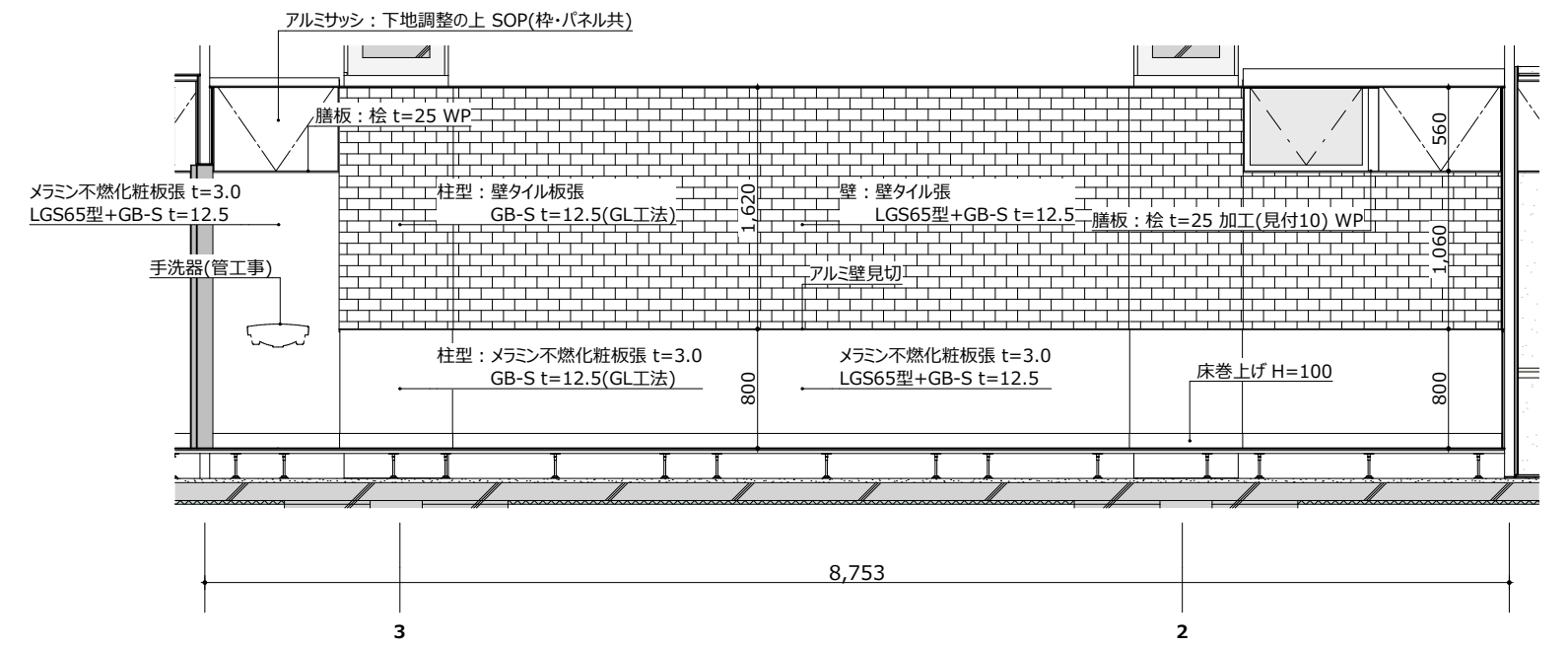
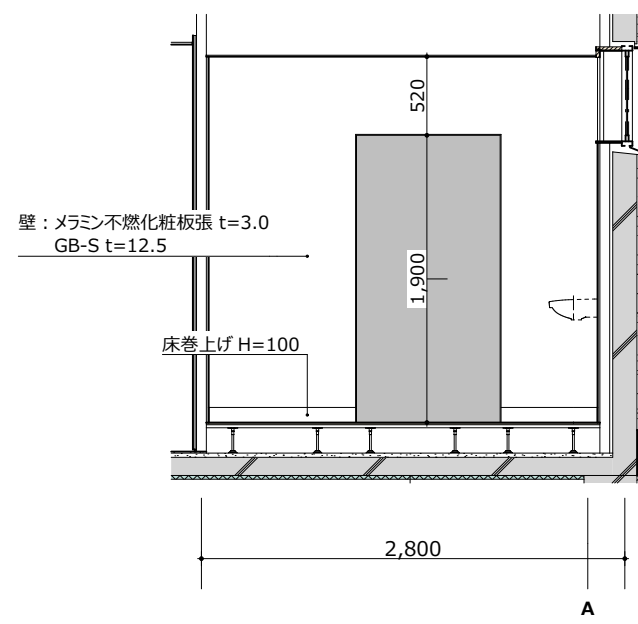
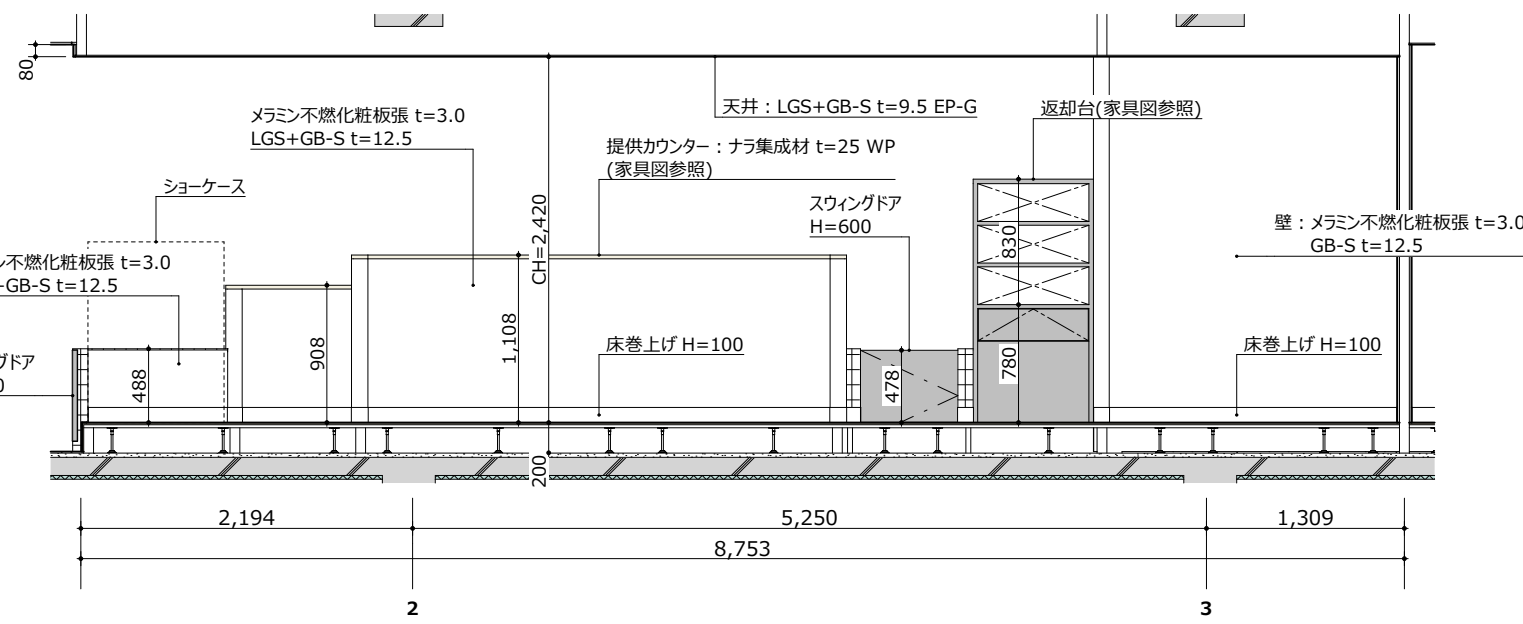


c-c断面詳細図

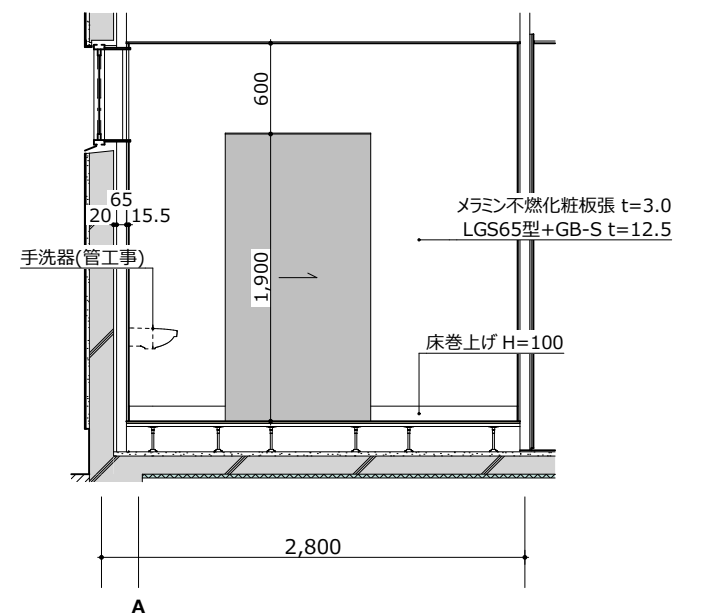
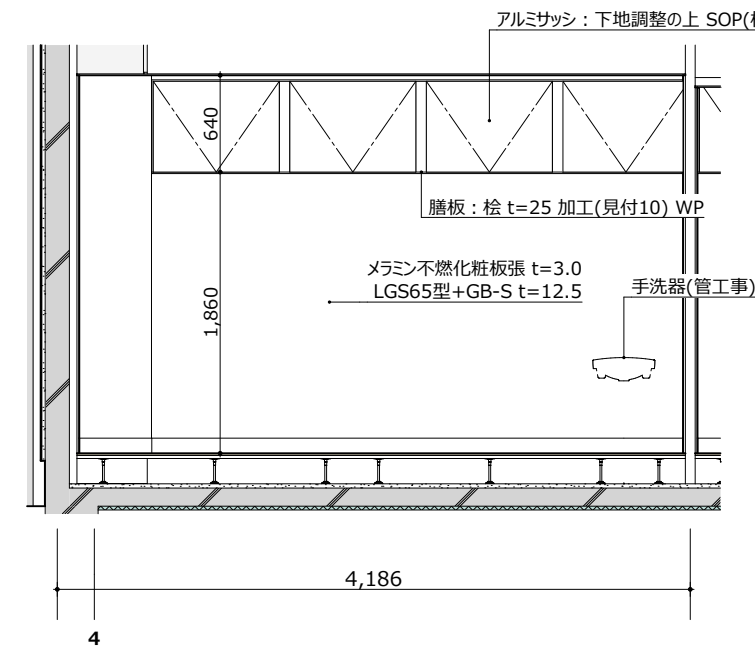
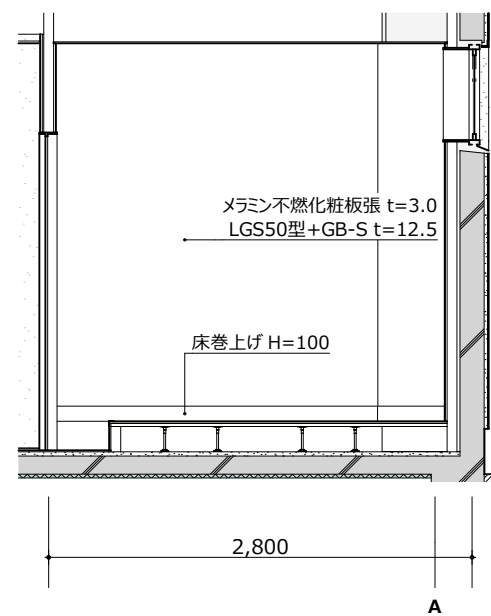
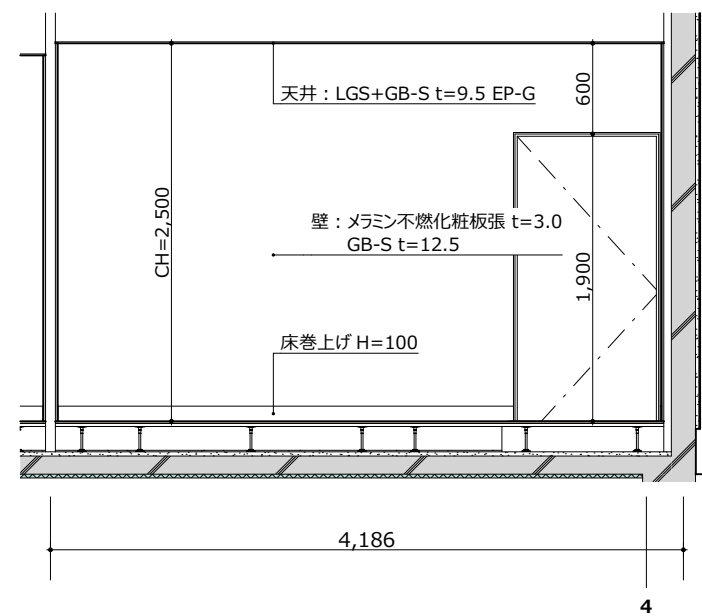
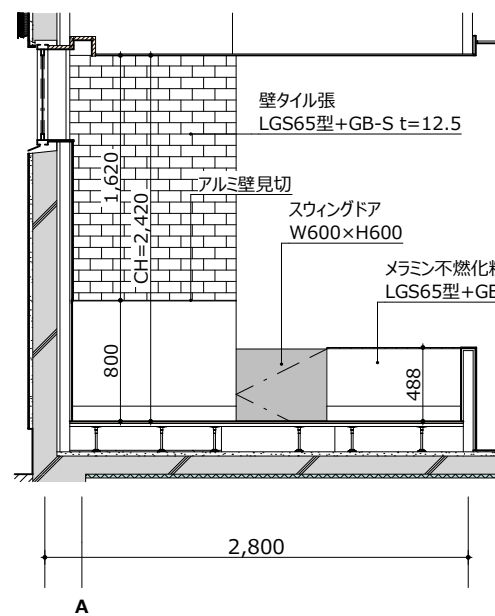


d-d断面詳細図

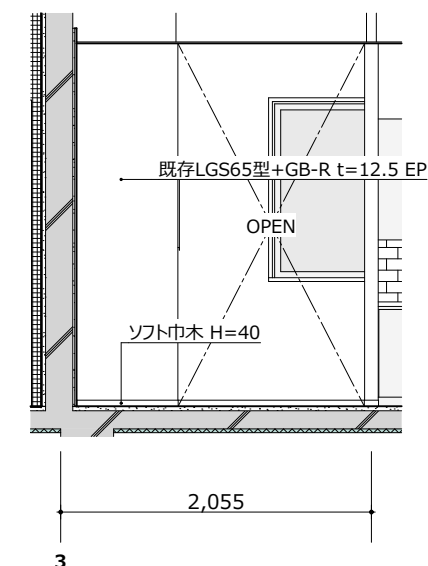
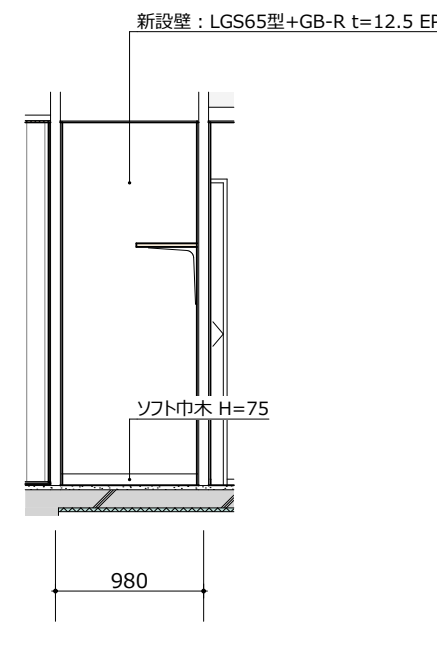
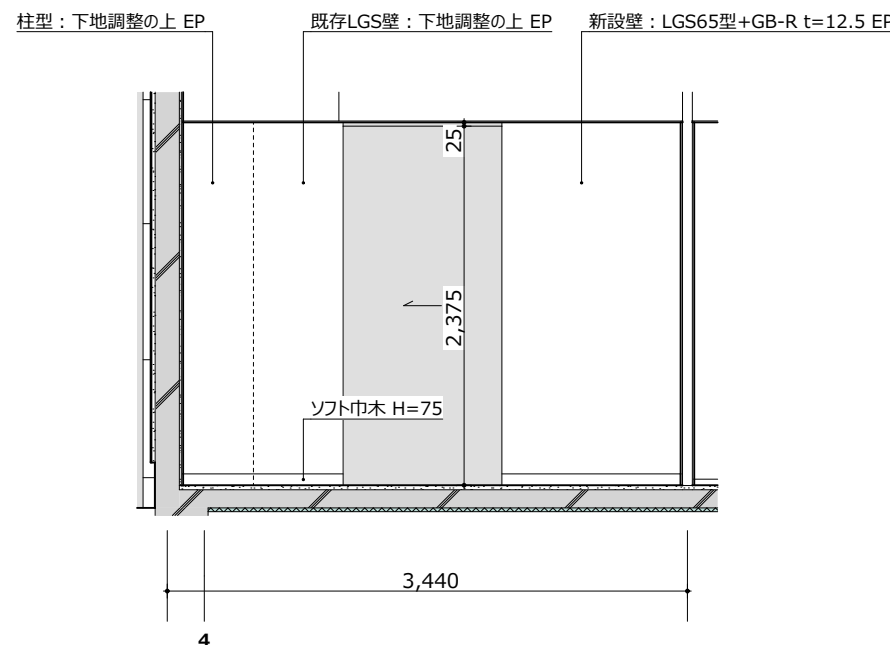
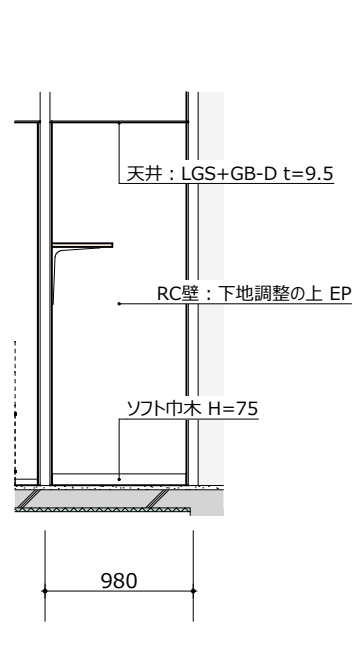
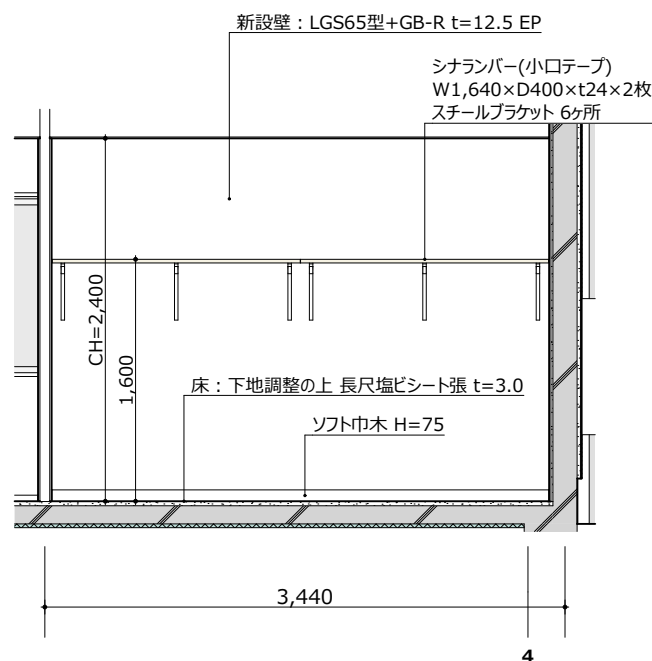




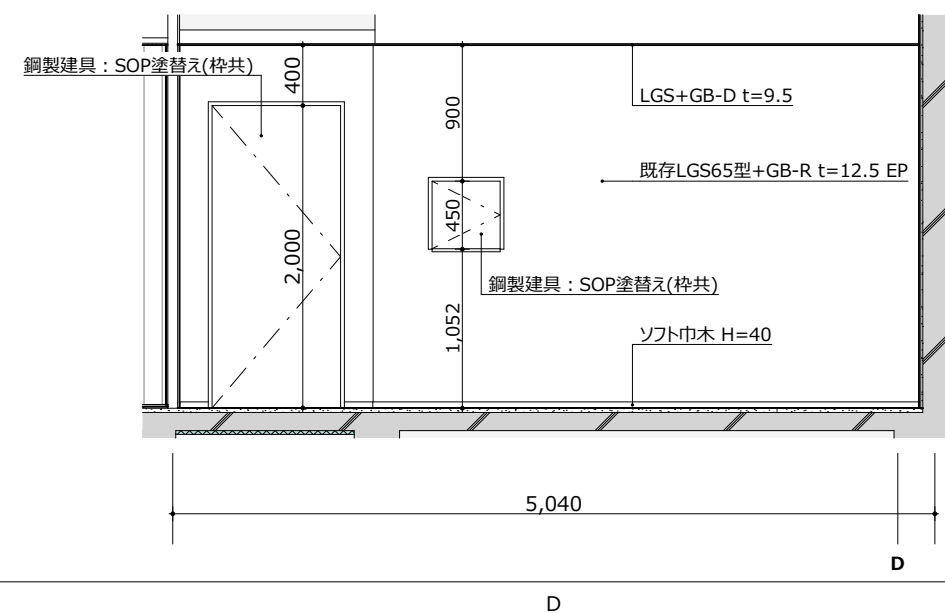
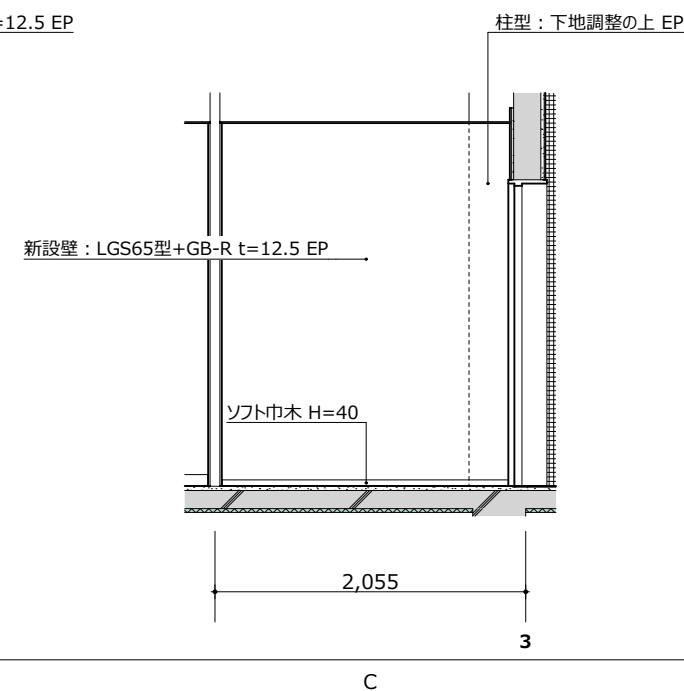
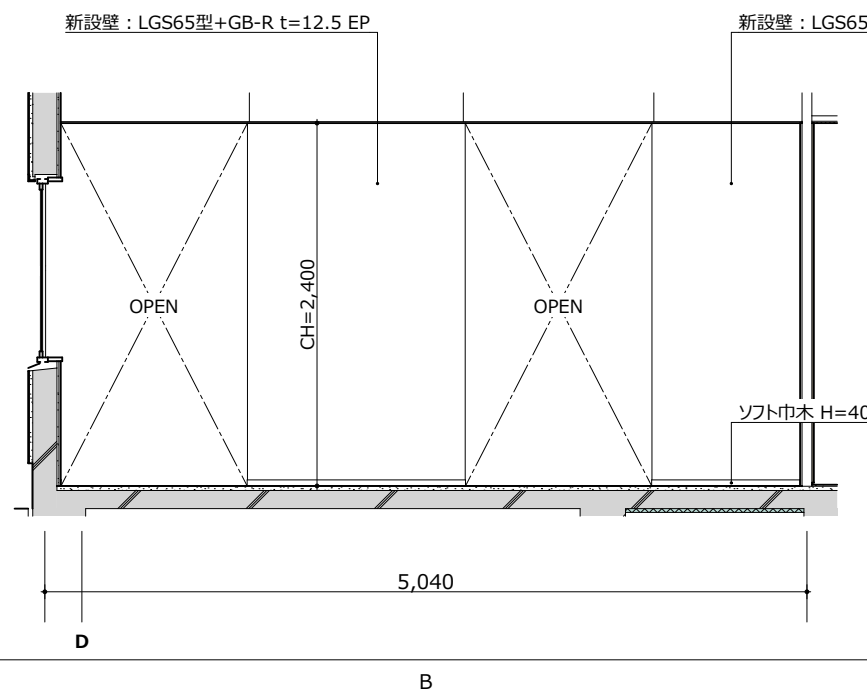
厨房1



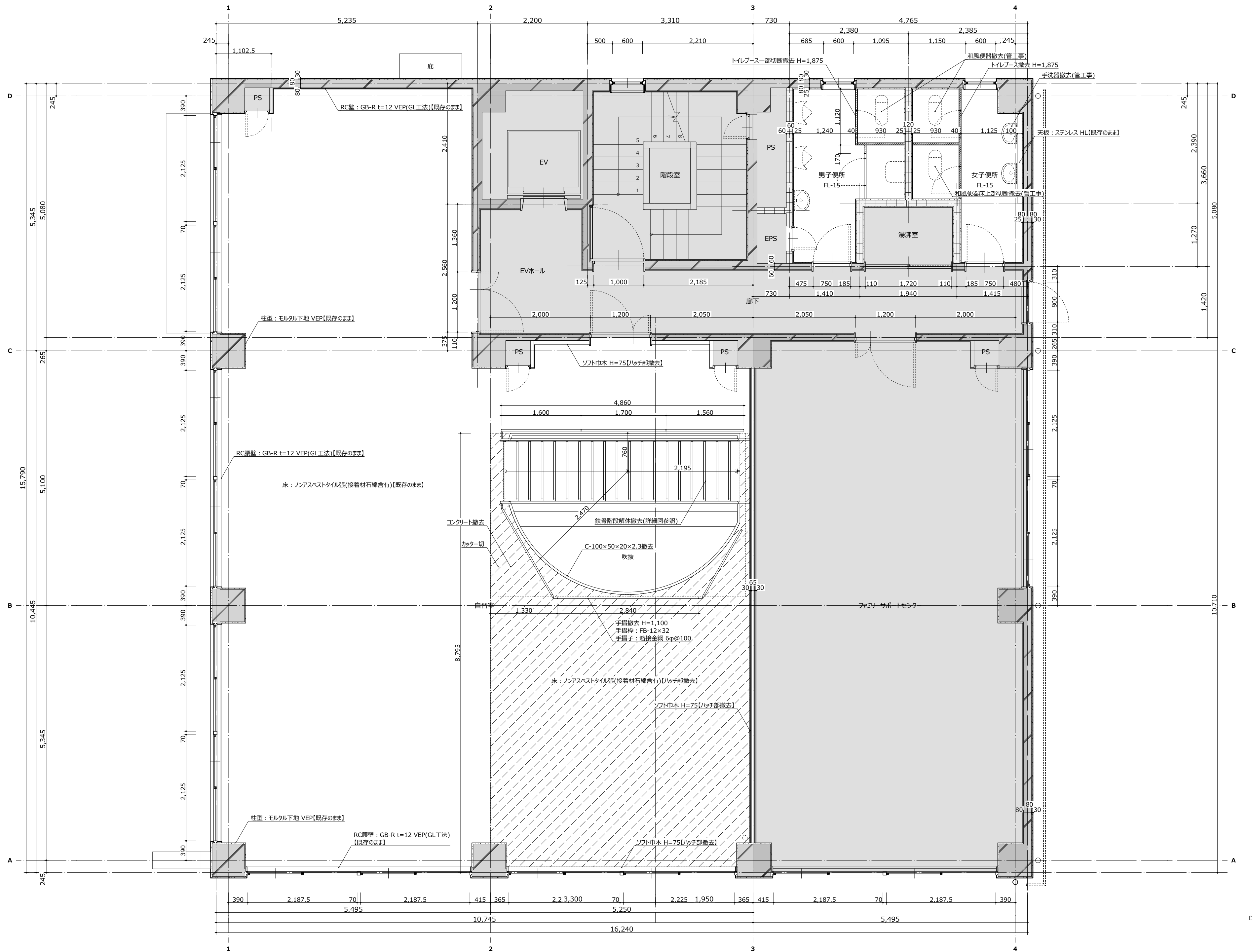
厨房2

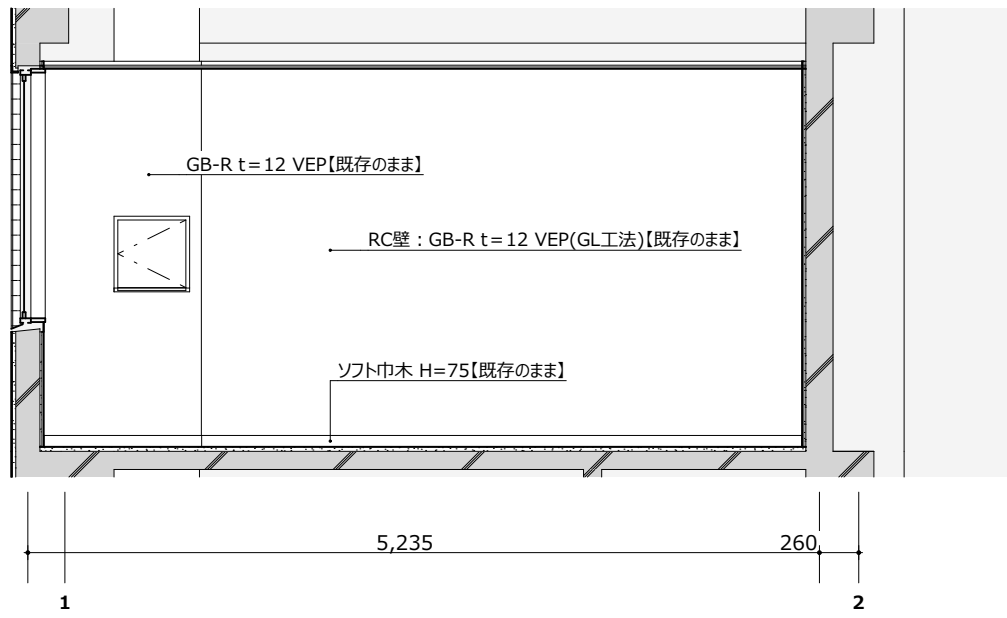


倉庫(観光・物産)

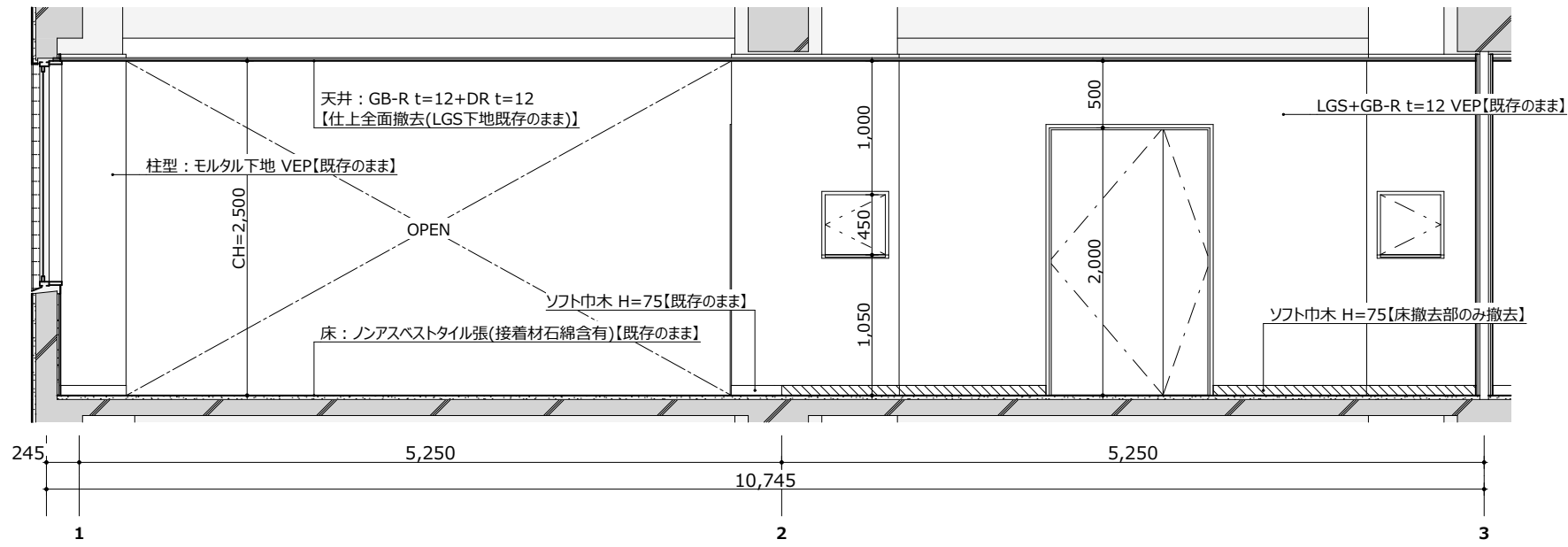




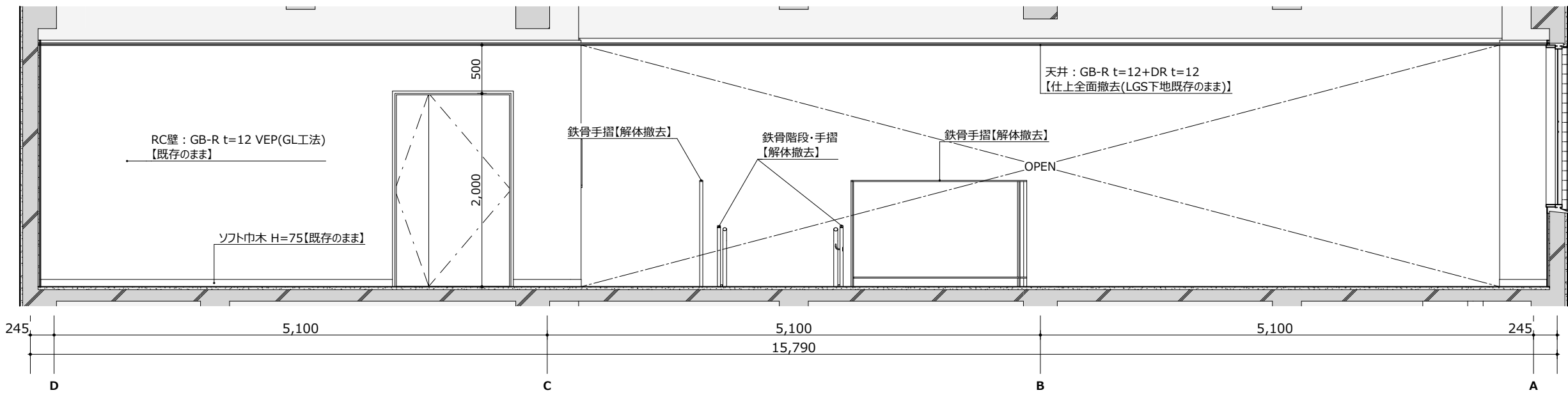




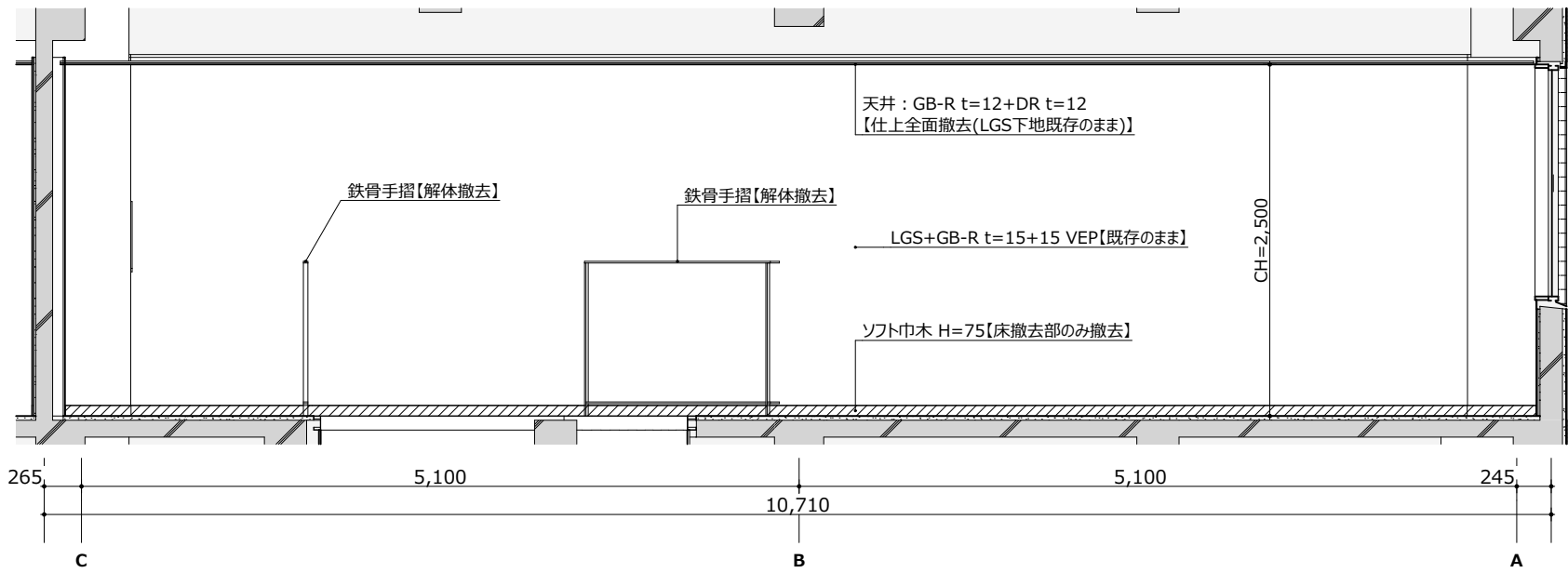
多目的スペース1 A(C-D間)



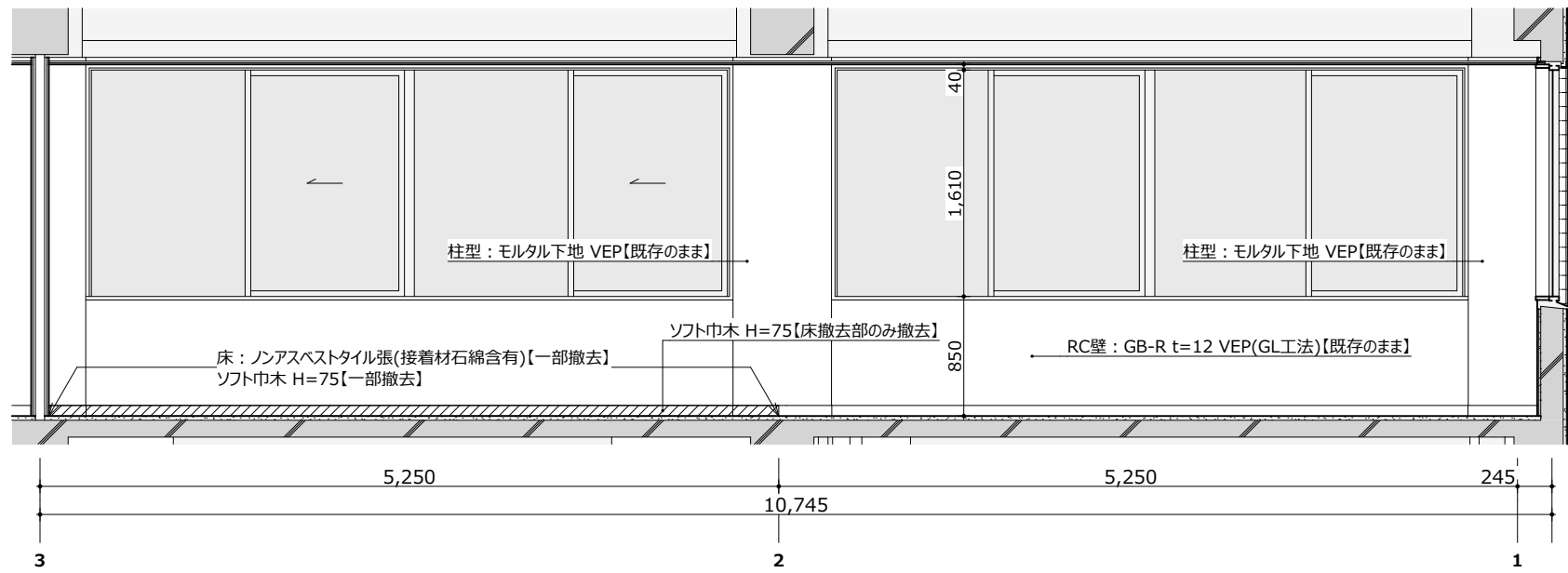
A(B-C間)



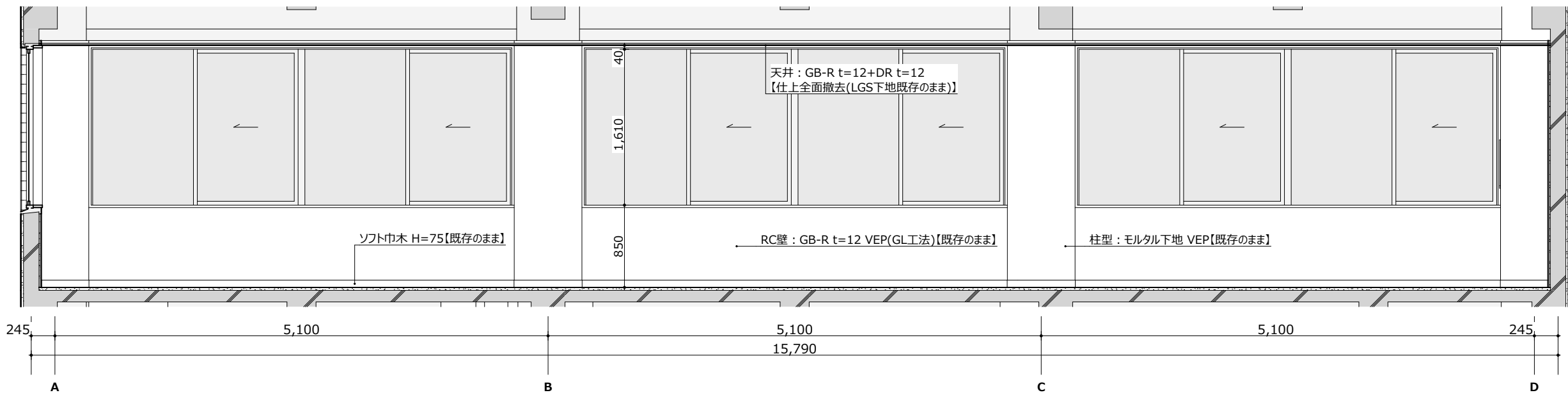
B(1~2間)



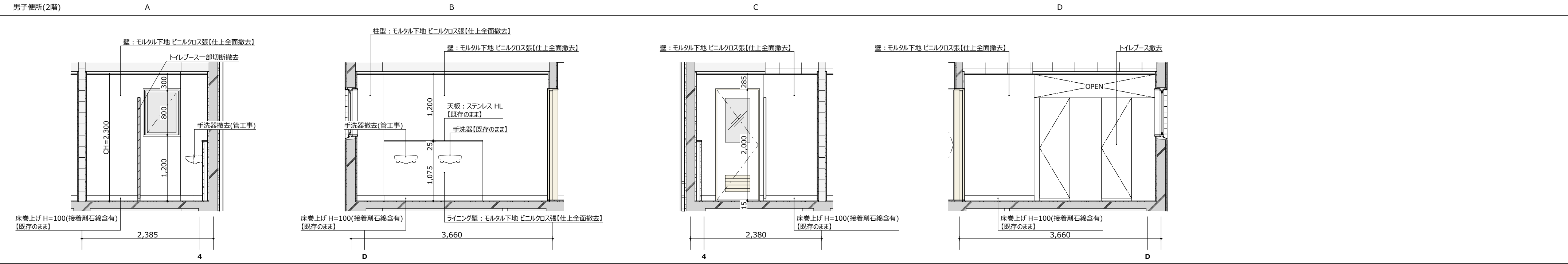
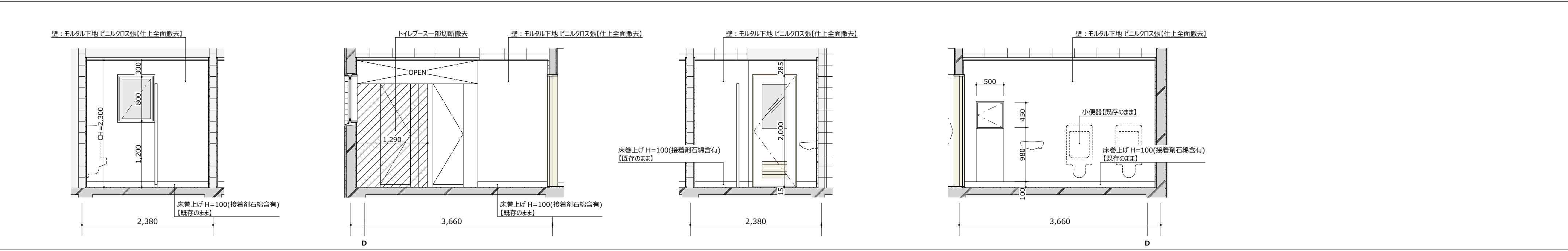
B(2~3間)

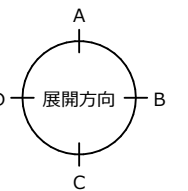
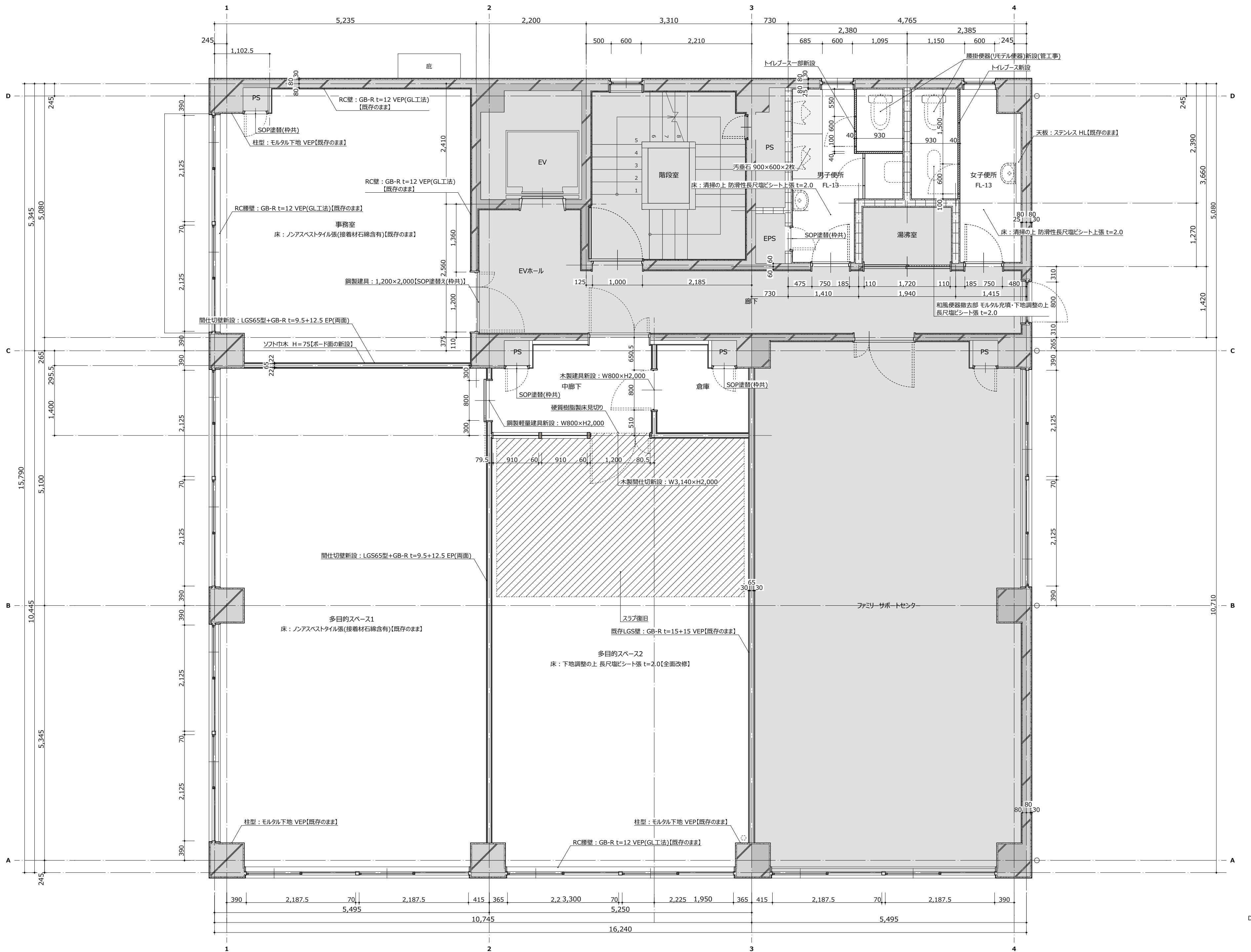


C

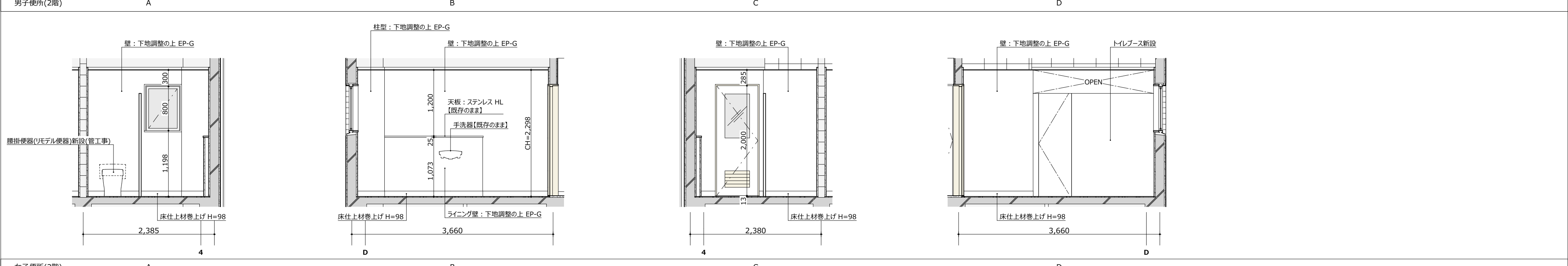
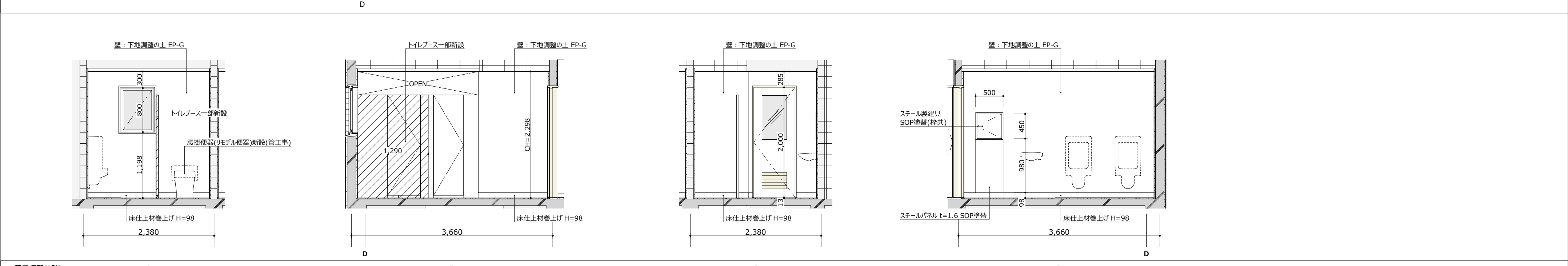
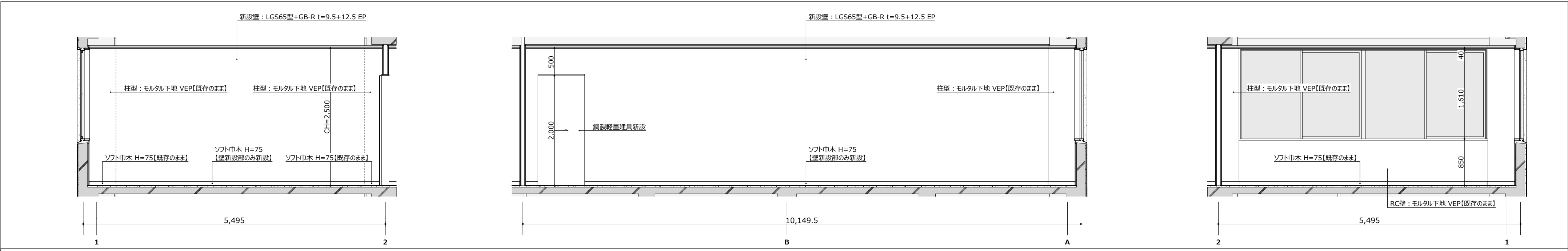


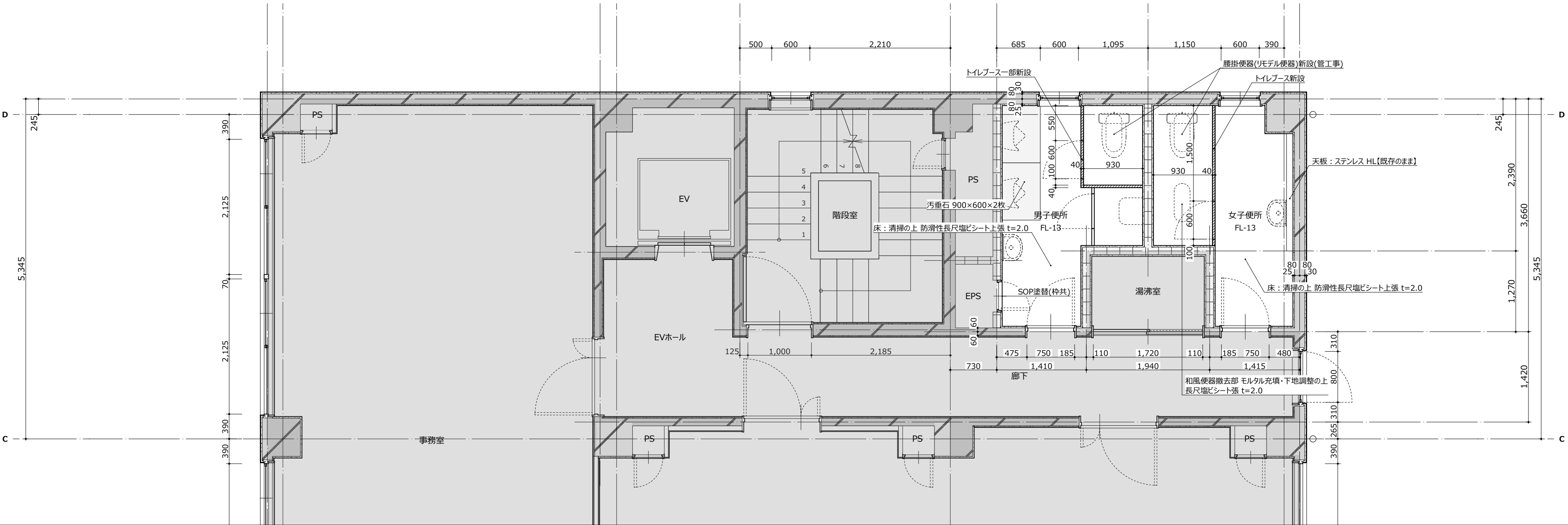
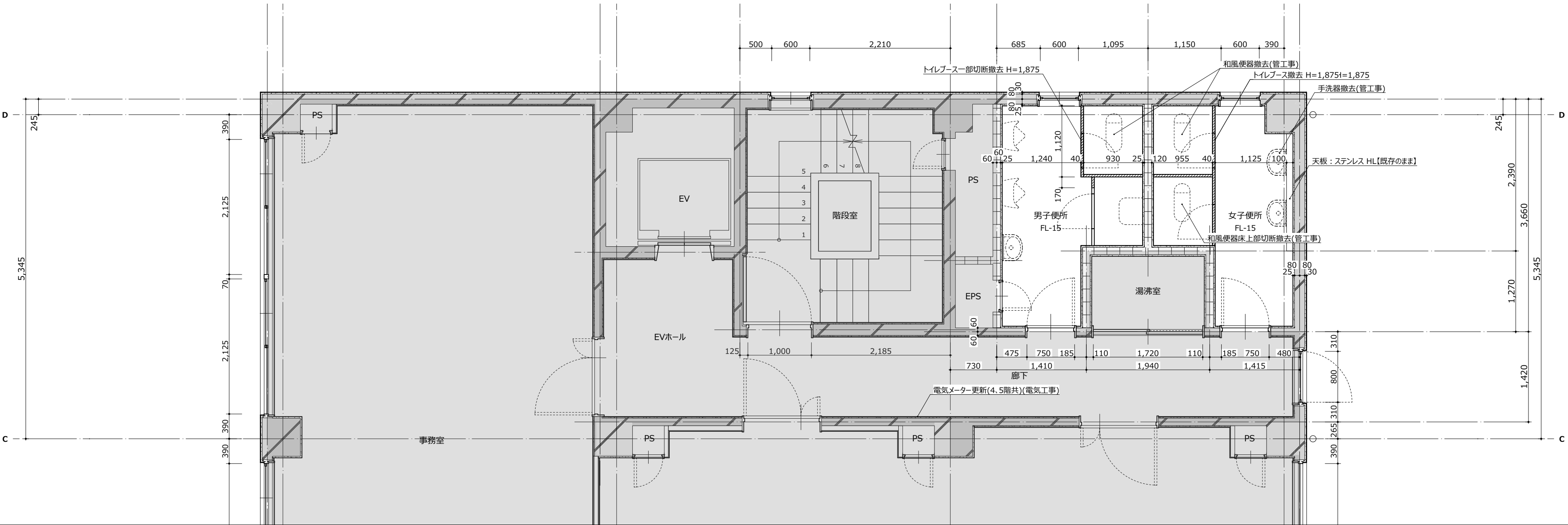
D



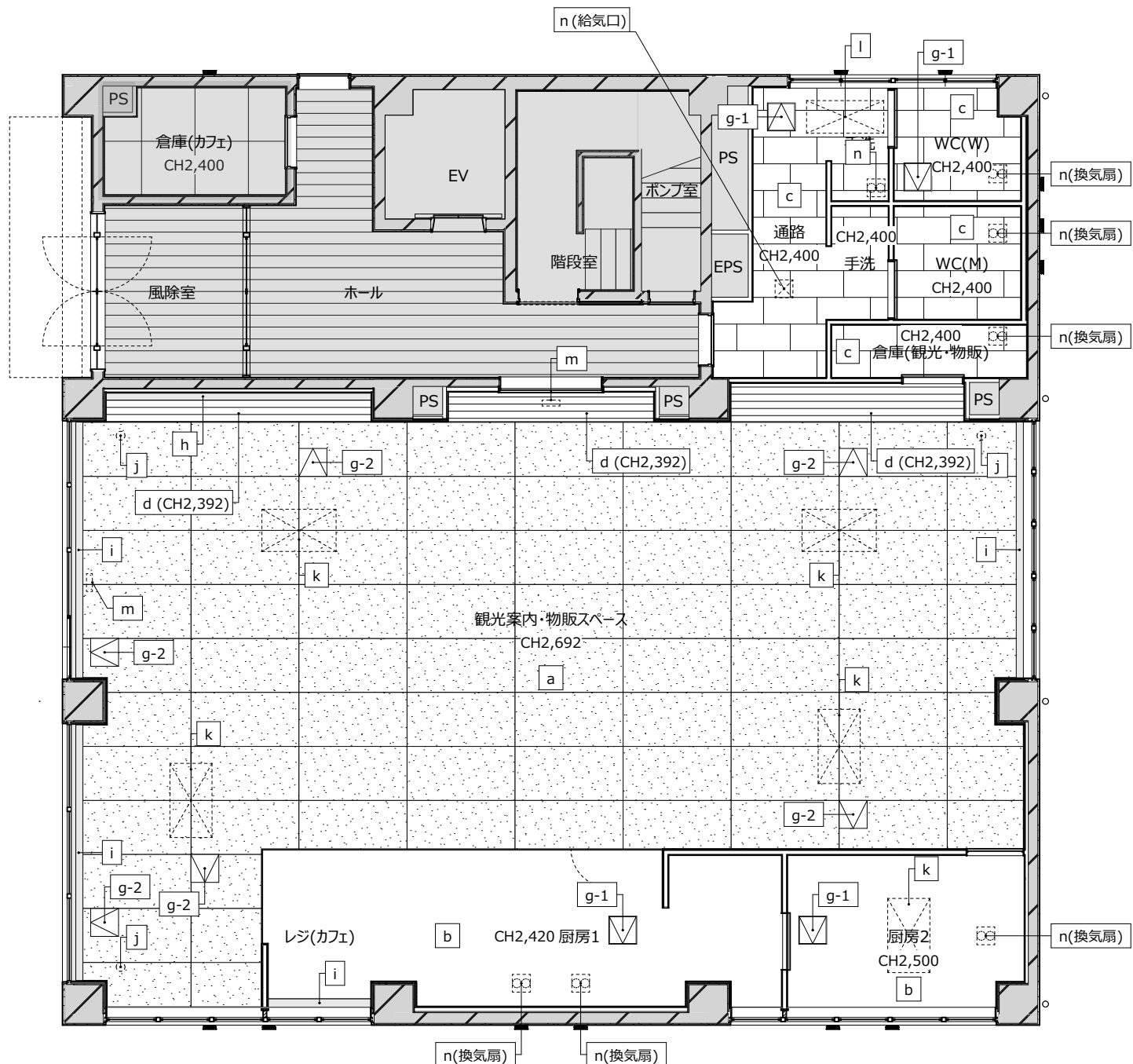
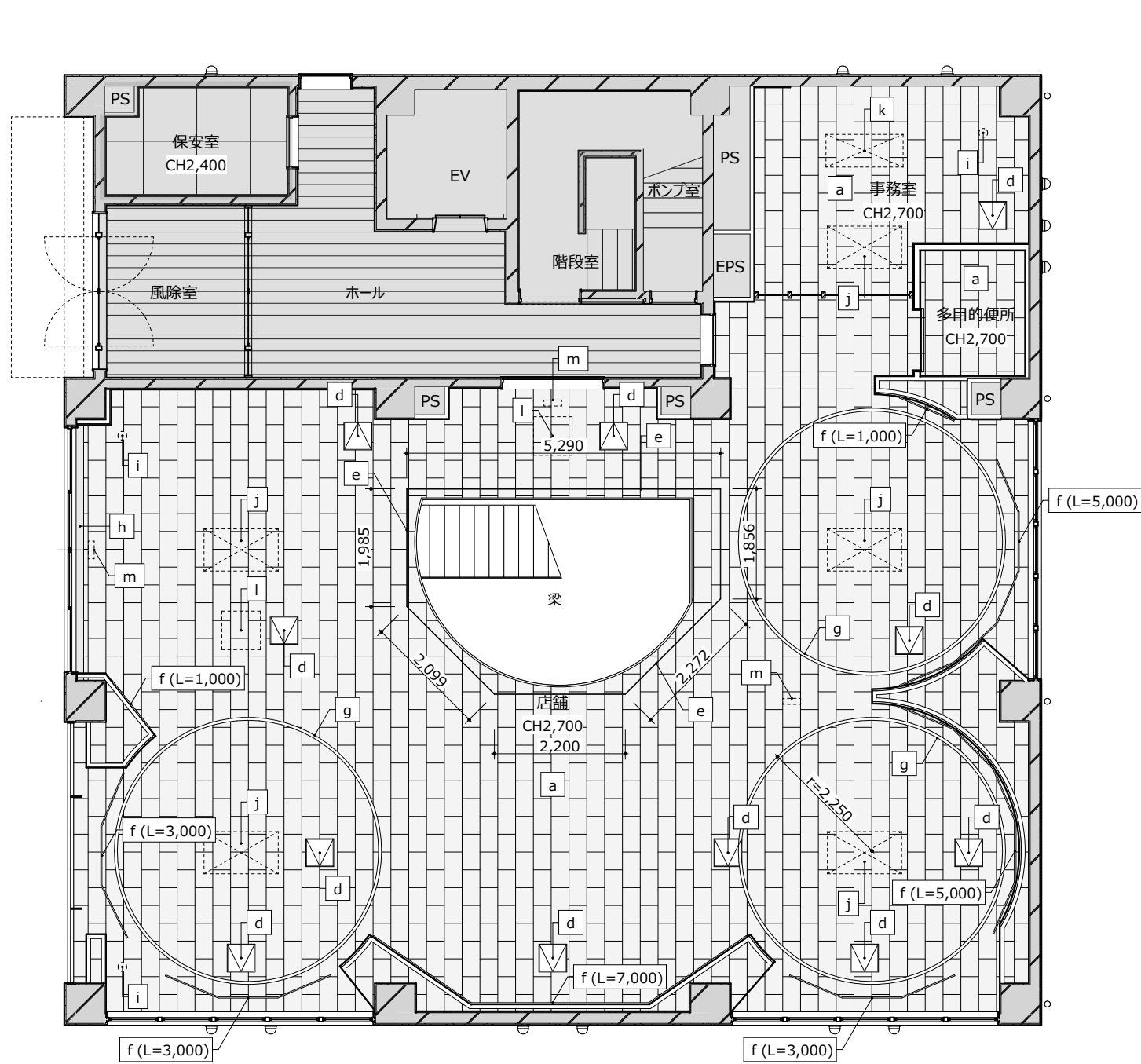








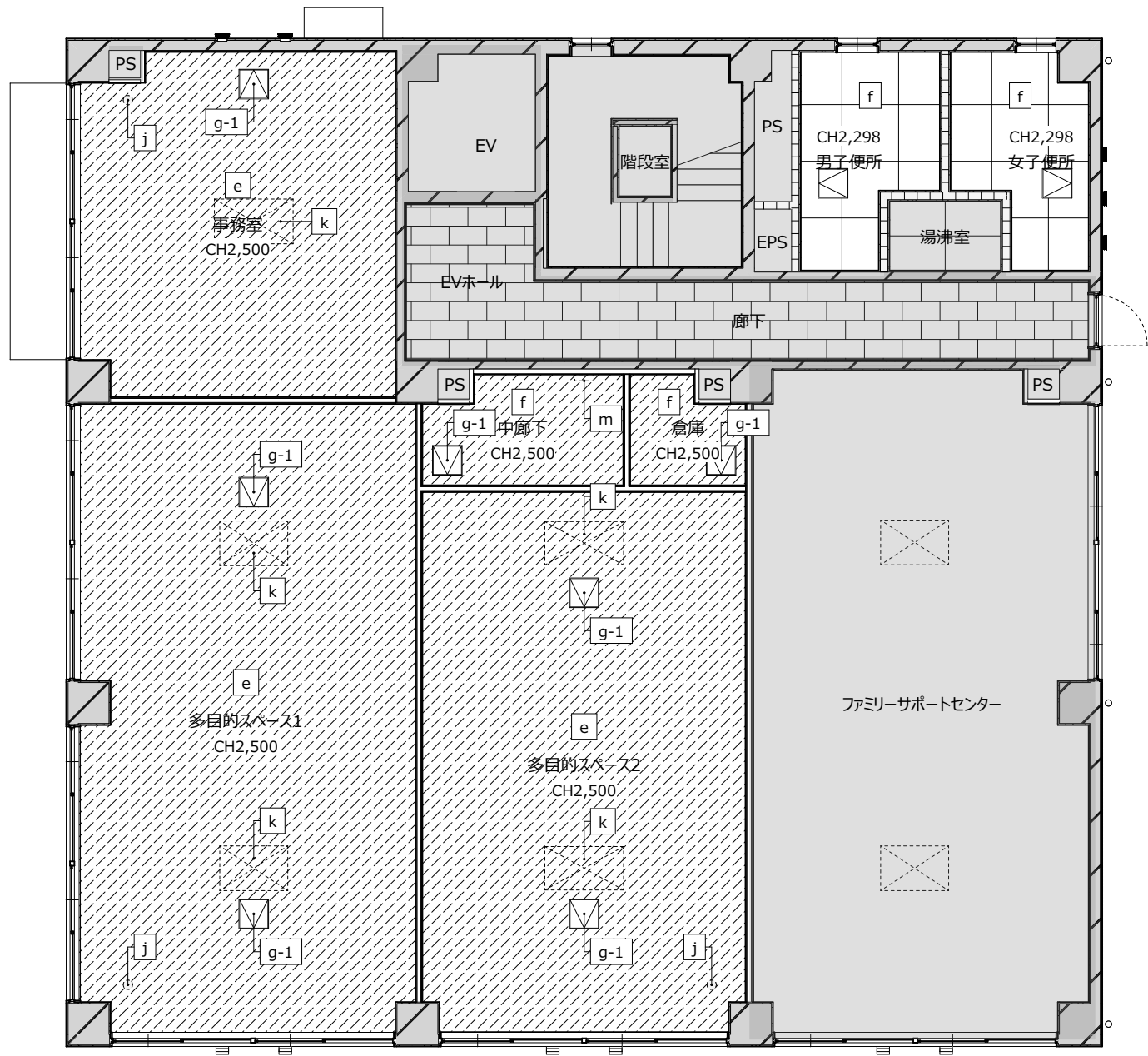
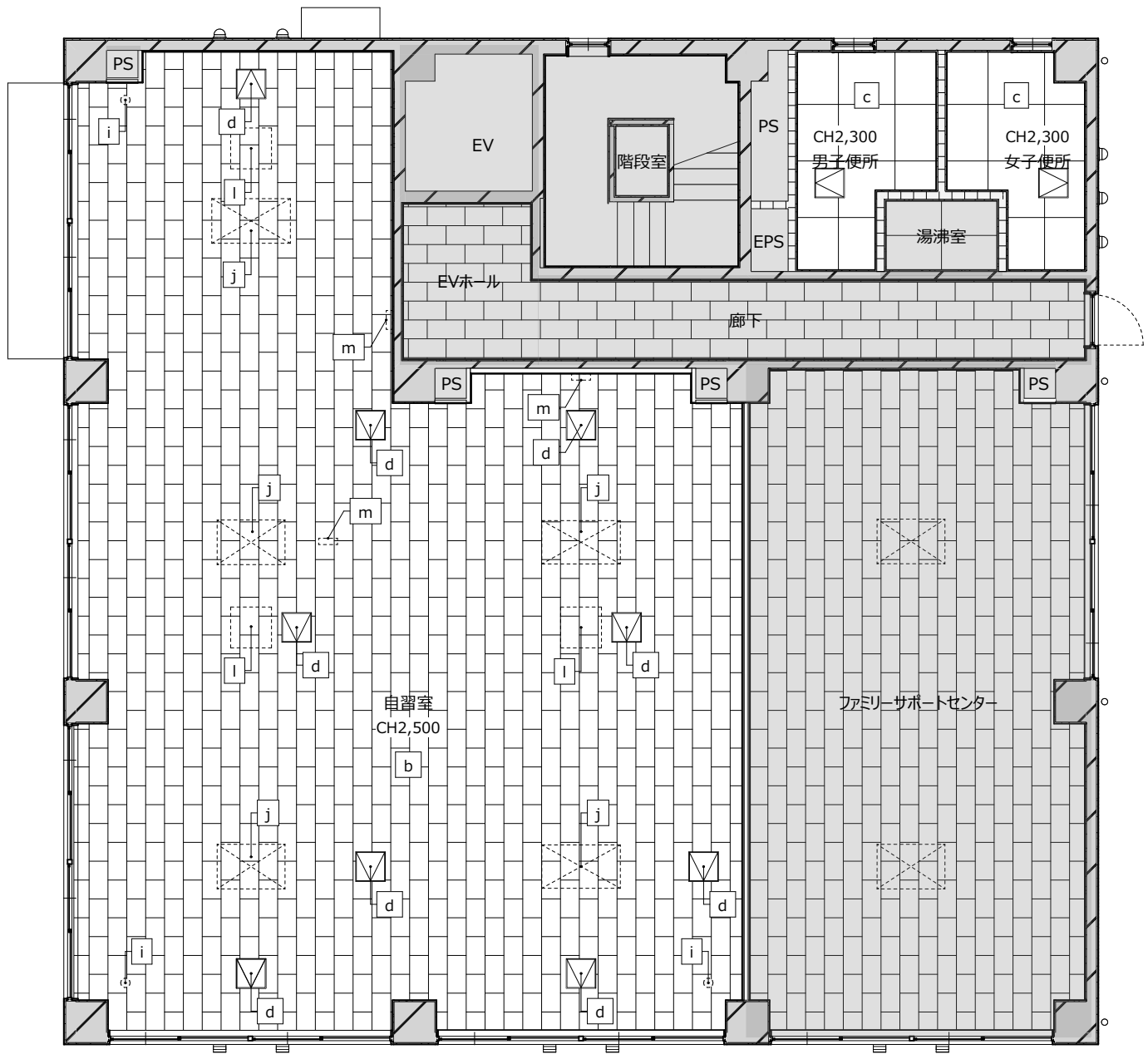




※天井撤去時、セコム赤外線センサーは取り外さず、改修後元の位置に設置する。

※天井撤去時、セコム赤外線センサーは取り外さず、改修後元の位置に設置する。

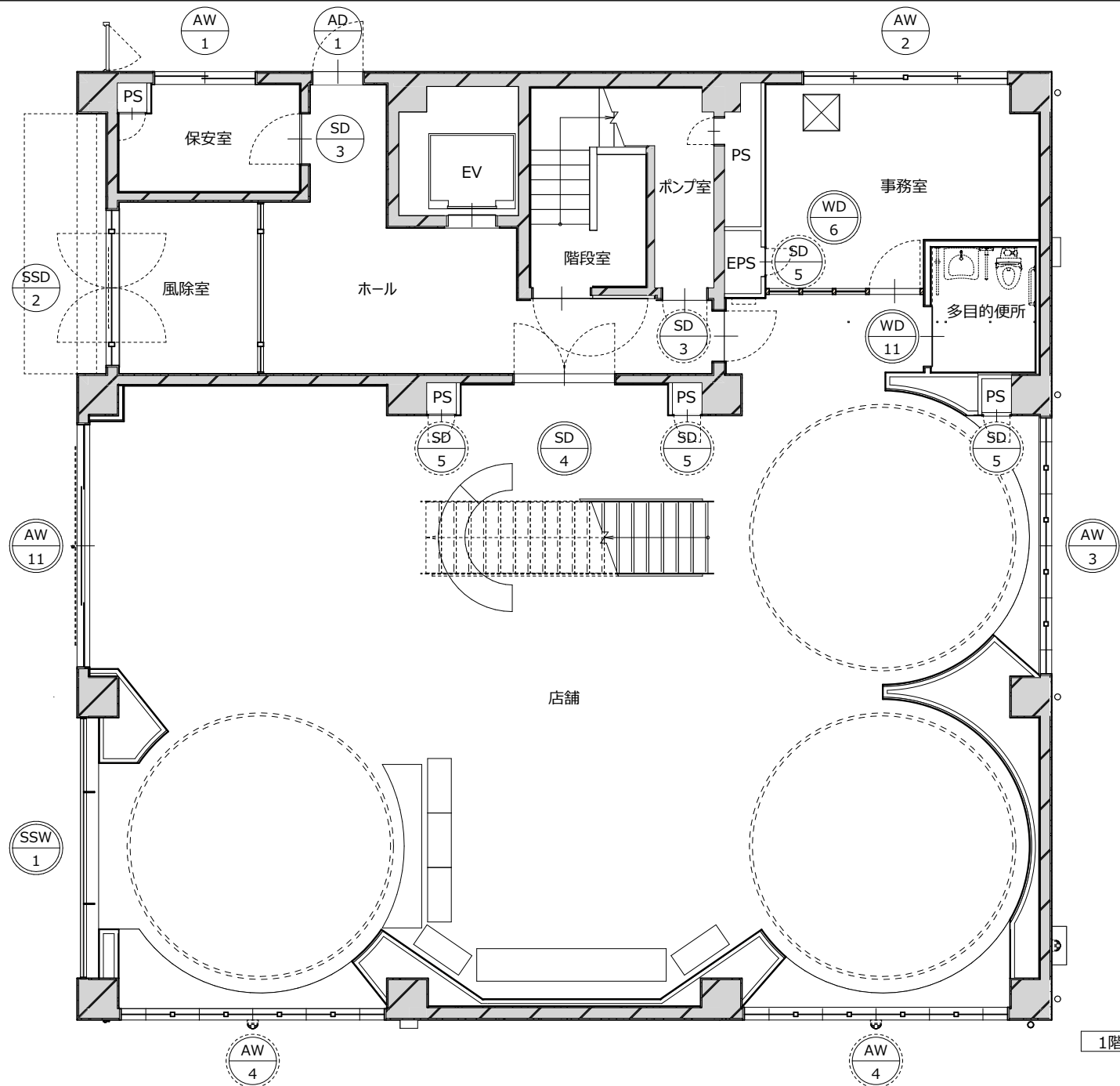
符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例
a	GB-R t=12+DR t=12 撤去(LGS下地共)		f	ビクチャーレール撤去		k	ロスナイ取外し(管工事)		a	LGS@303+木毛セメント板 t=15(裏面サンダー掛け) EP吹付		f	既存LGS+GB-D t=9.5	
b	GB-R t=12+DR t=12 撤去(LGS下地既存のまま)		g	光リング撤去 r=2,250 (詳細図参照)		l	加湿器撤去(管工事)		b	LGS+GB-S t=9.5 EP-G		g-1	天井点検口(額縁タイプ) 450角 開口補強共	
c	GB-R t=9 底目地張 VEP 仕上撤去(LGS下地既存のまま)		h	カーテンボックス撤去 St.PL-2.3曲げ加工(W130×H100)		m	誘導灯撤去(電気工事)		c	LGS+GB-D t=9.5		g-2	天井点検口(目地タイプ) 450角 開口補強共	
d	天井点検口(額縁タイプ) 450角 撤去		i	セコム赤外線センサー取外し(別途工事)(1階：3カ所、2階：3カ所)					d	LGS+木野縁+杉板張 t=12 WP		h	間接照明ボックス	
e	防煙垂壁 PW-6.8 H=500 撤去		j	天井埋込型エアコン取外し(管工事)					e	既存LGS+GB-R t=12.5+DR t=12		i	カーテンボックス	
												j	セコム赤外線センサー移設・再取付(別途工事)	
												k	天井埋込型エアコン移設・再取付(管工事) 開口補強 □1,210×670(建築工事)	
												l	ロスナイ移設・再取付(管工事)	
												m	誘導灯新設(電気工事)	
												n	換気扇取付(管工事) 開口補強 □300程度(建築工事) 給気口取付(管工事) 開口補強 □225(建築工事)	



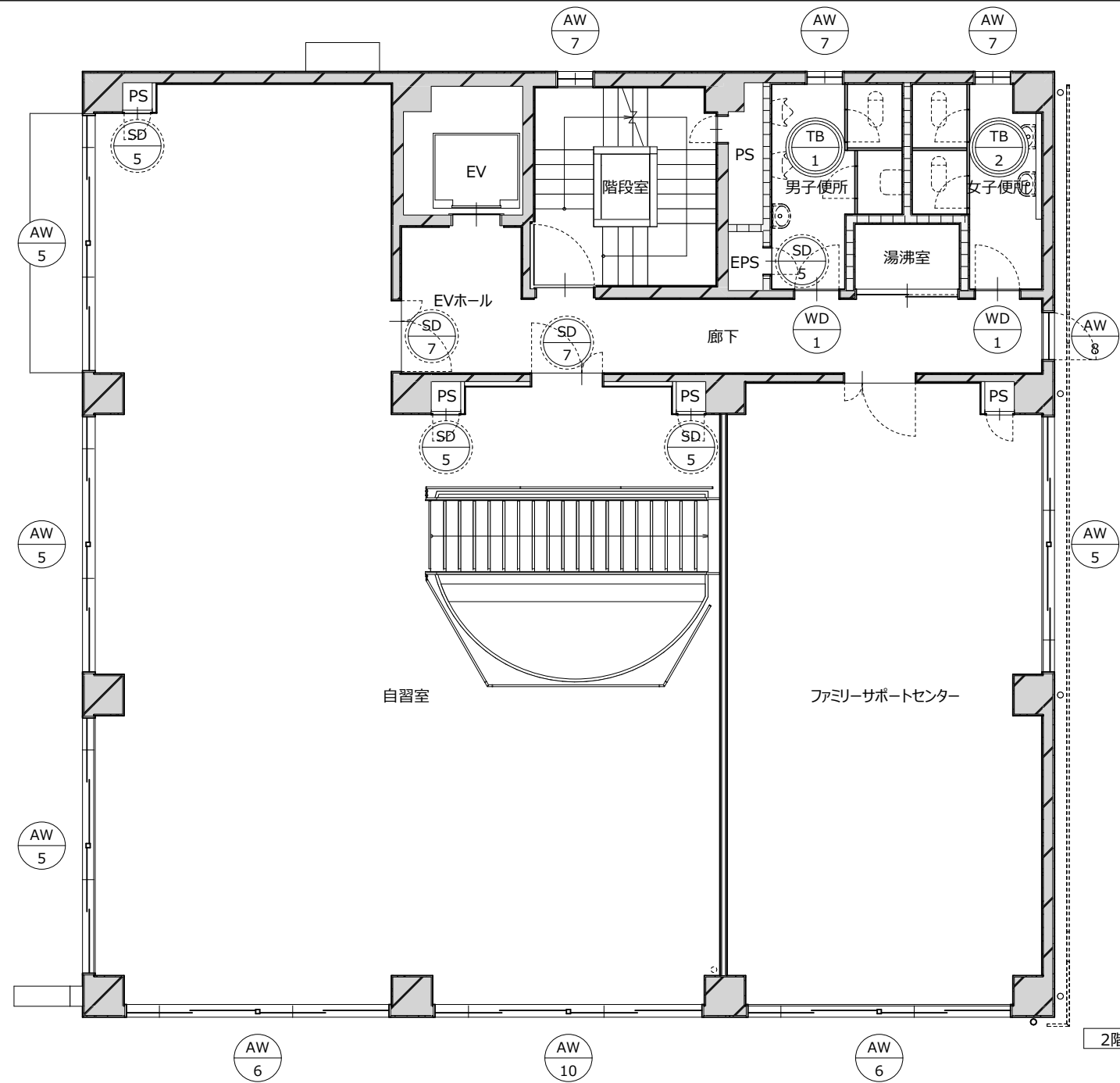
※天井撤去時、セコム赤外線センサーは取り外さず、改修後元の位置に設置する。

※天井撤去時、セコム赤外線センサーは取り外さず、改修後元の位置に設置する。

符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例	符号	項 目	凡例
a	GB-R t=12+DR t=12 撤去(LGS下地共)		f	ビクチャーレール撤去		k	ロスナイ取外し(管工事)		a	LGS@303+木毛セメント板 t=15(裏面サンダー掛け) EP吹付		f	LGS+GB-D t=9.5(既存のまま)	
b	GB-R t=12+DR t=12 撤去(LGS下地既存のまま)		g	光リング撤去 r=2,250 (詳細図参照)		l	加湿器撤去(管工事)		b	LGS+GB-S t=9.5 EP-G		g-1	天井点検口(額縁タイプ) 450角 開口補強共	
c	GB-R t=9 底目地張 VEP(既存のまま)		h	カーテンボックス撤去 St.PL-2.3曲げ加工(W130×H100)		m	誘導灯撤去(電気工事)		c	LGS+GB-D t=9.5		g-2	天井点検口(目地タイプ) 450角 開口補強共	
d	天井点検口(額縁タイプ) 450角 撤去		i	セコム赤外線センサー取外し(別途工事)(1階：3カ所、2階：3カ所)					d	LGS+木野縁+杉板張 t=12 WP		h	間接照明ボックス	
e	防煙垂壁 PW-6.8 H=500 撤去		j	天井埋込型エアコン取外し(管工事)					e	既存LGS+GB-R t=12.5+DR t=12		i	カーテンボックス	

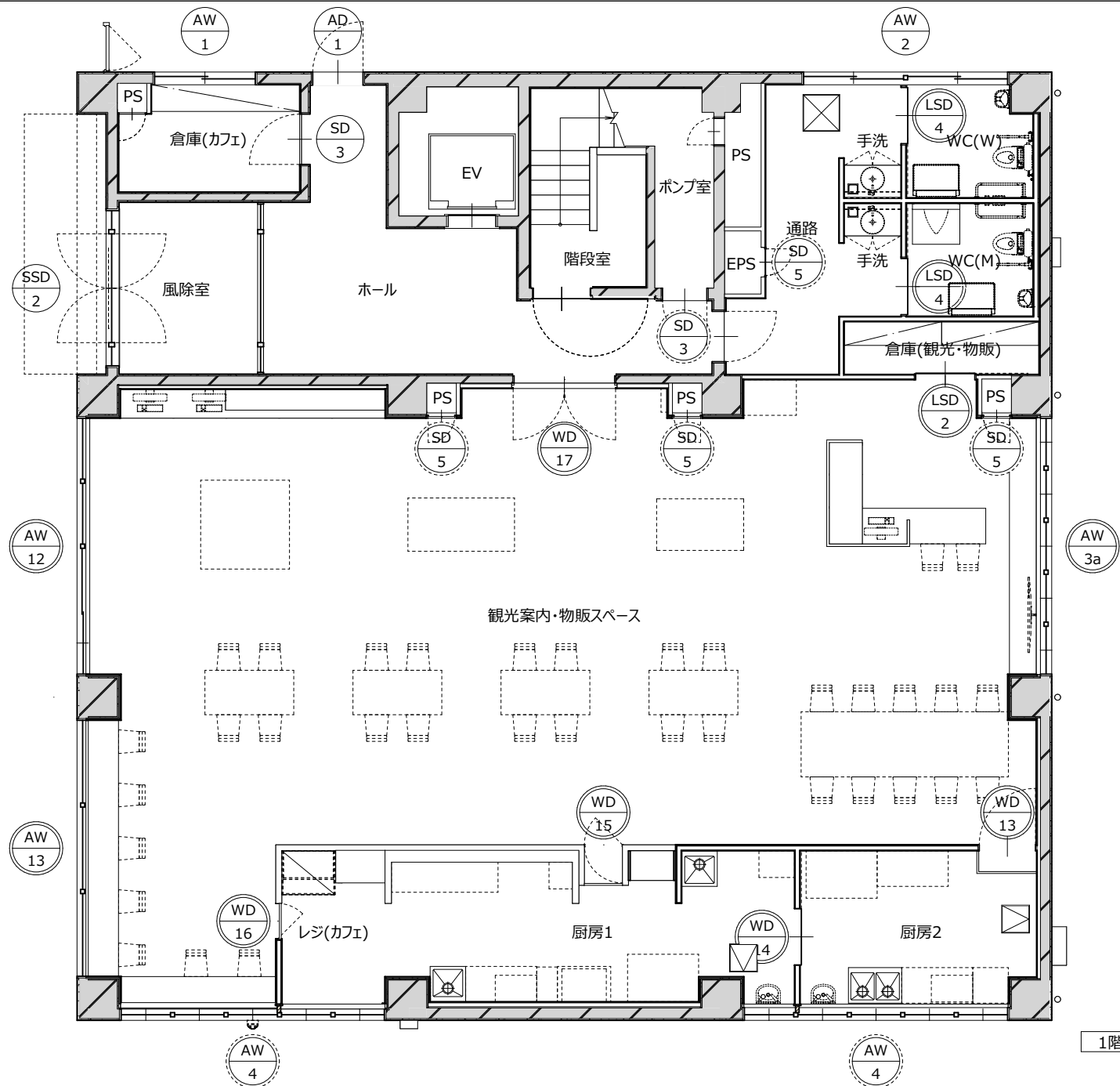


1階建具キープラン(改修前) 1:100

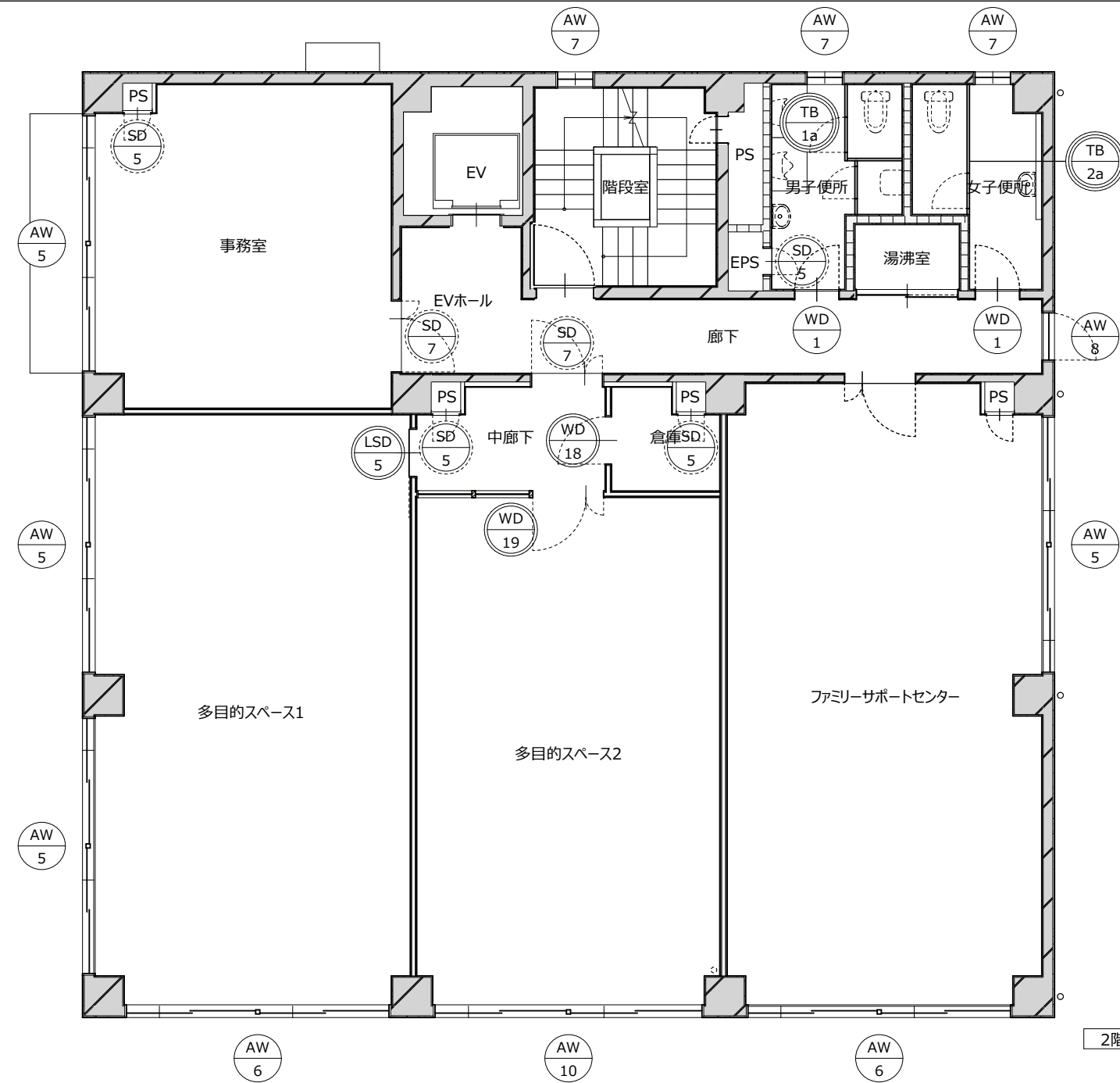


2階建具キープラン(改修前) 1:100

凡例	
外部建具：シーリング打替え 内部建具：既存のまま	
解体建具	
AW:障子部分のみ解体 TB:一部撤去	
外部：DP塗替え(桝共) 内部：SOP塗替え(桝共)	

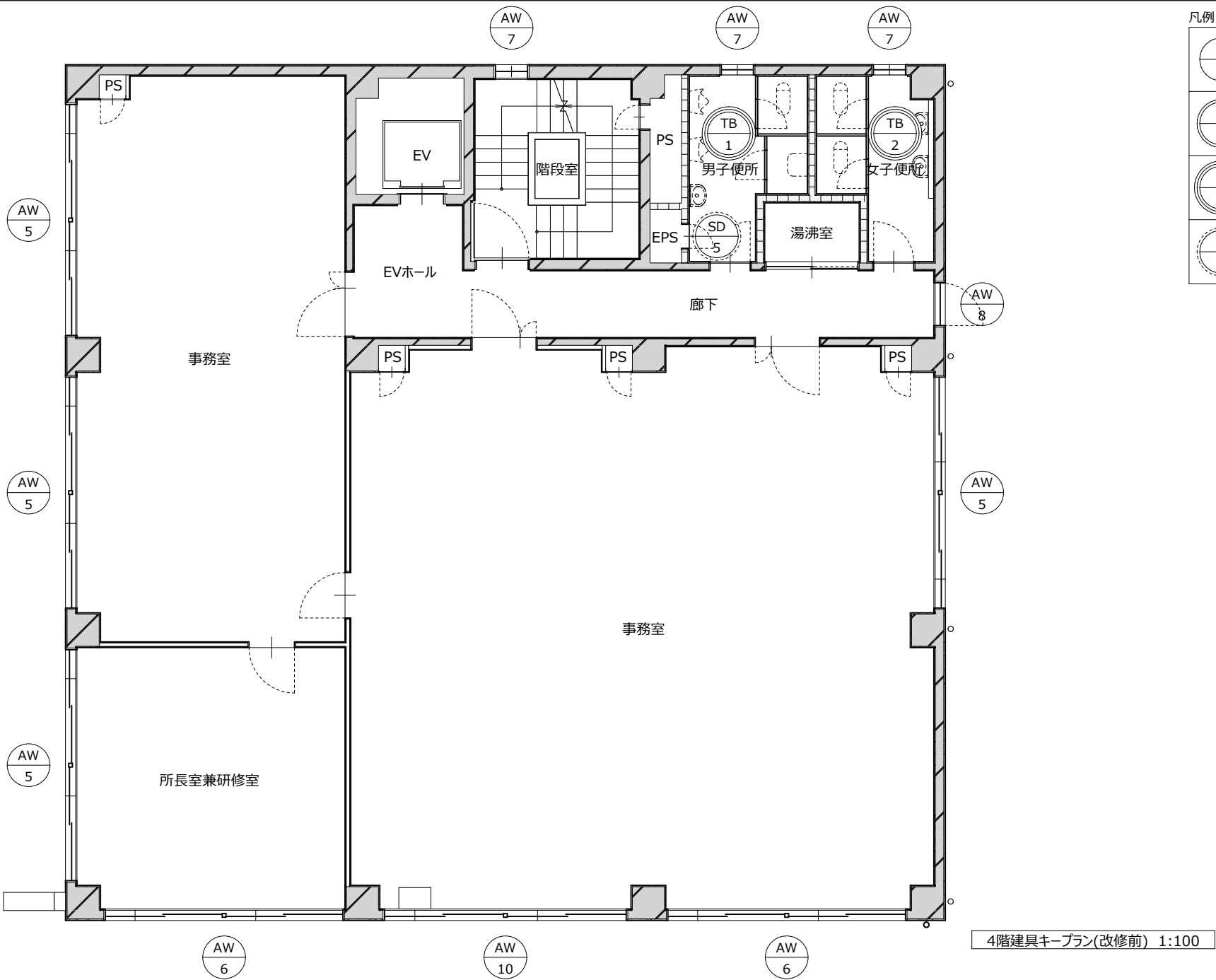
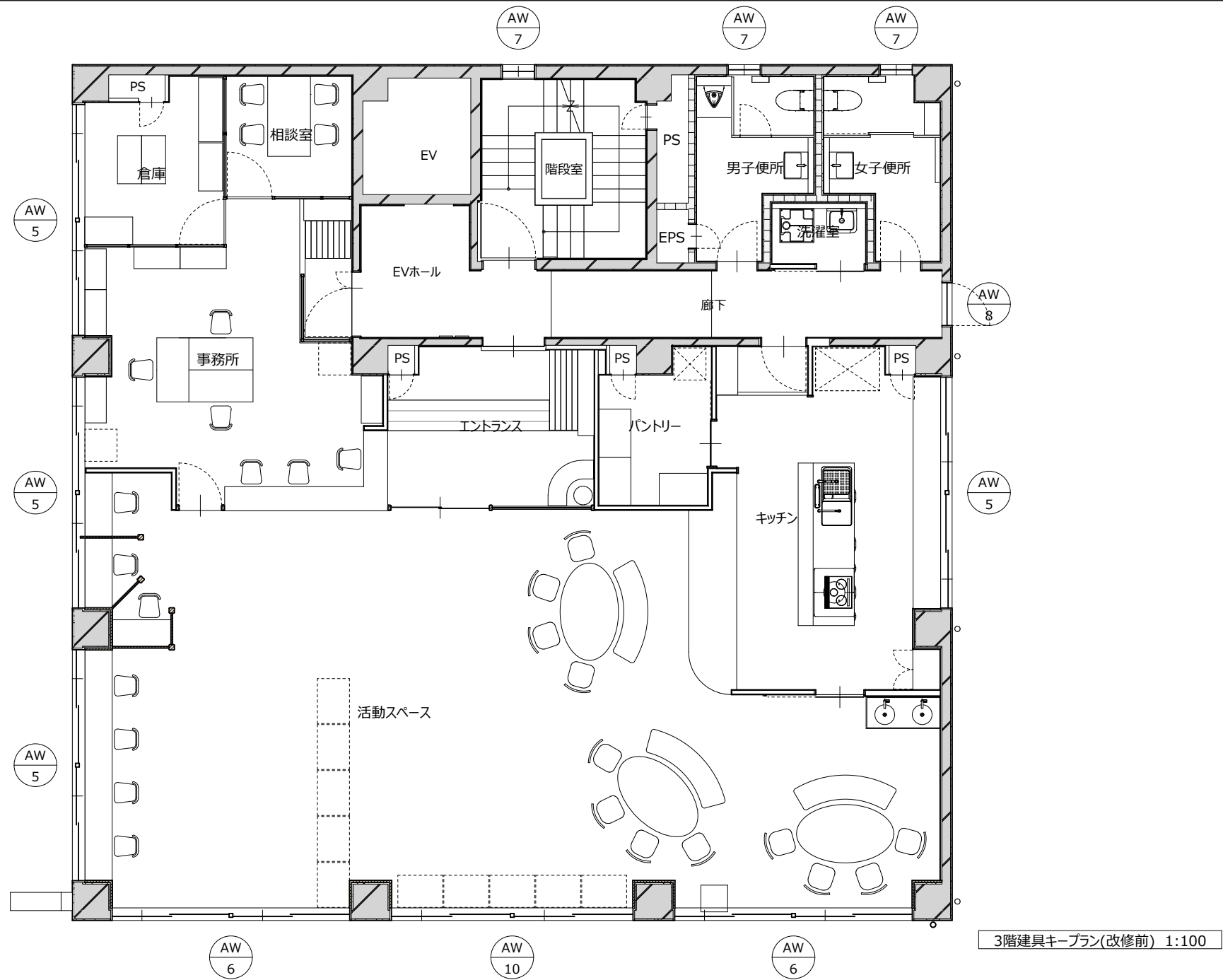


1階建具キープラン(改修後) 1:100

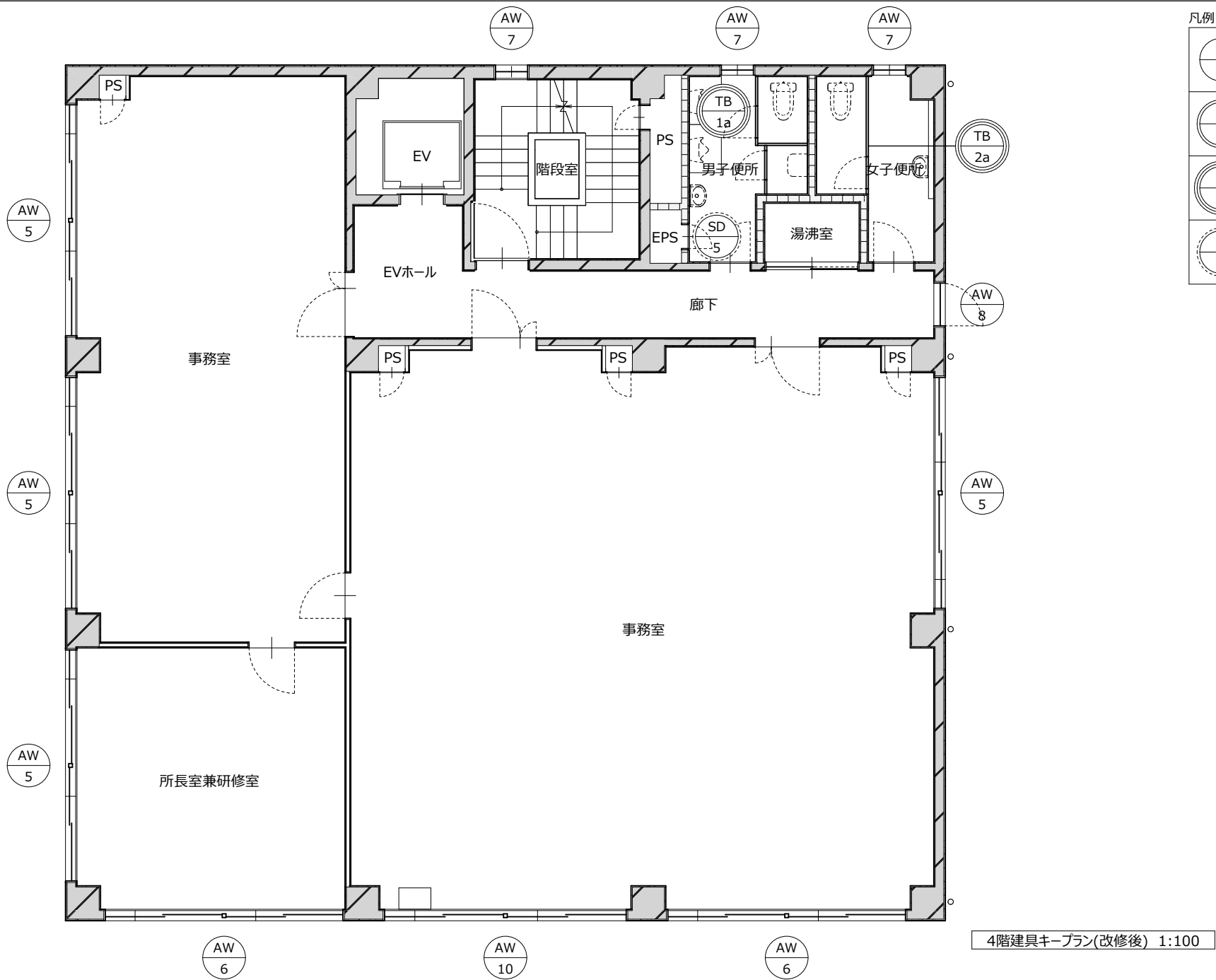
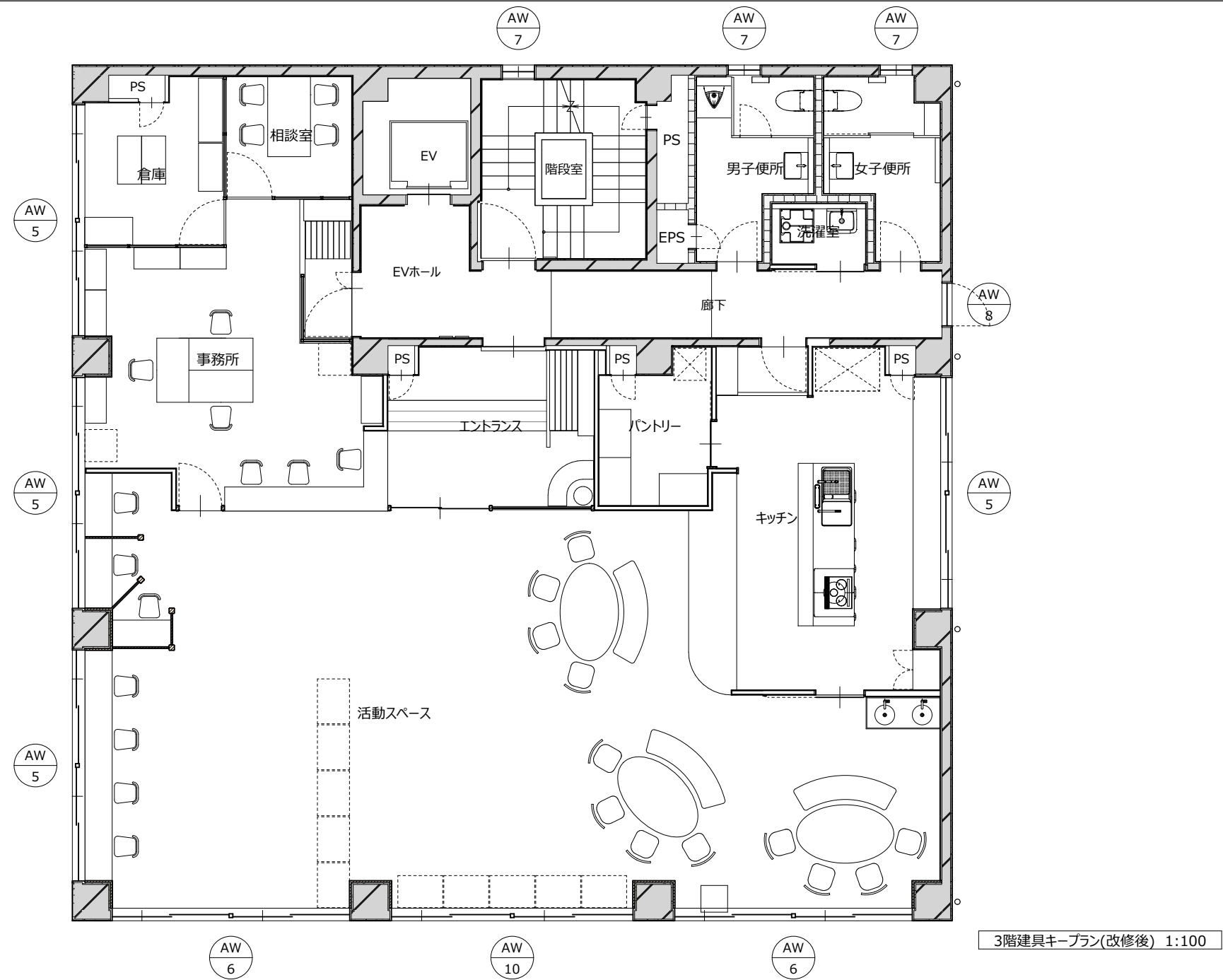


2階建具キープラン(改修後) 1:100

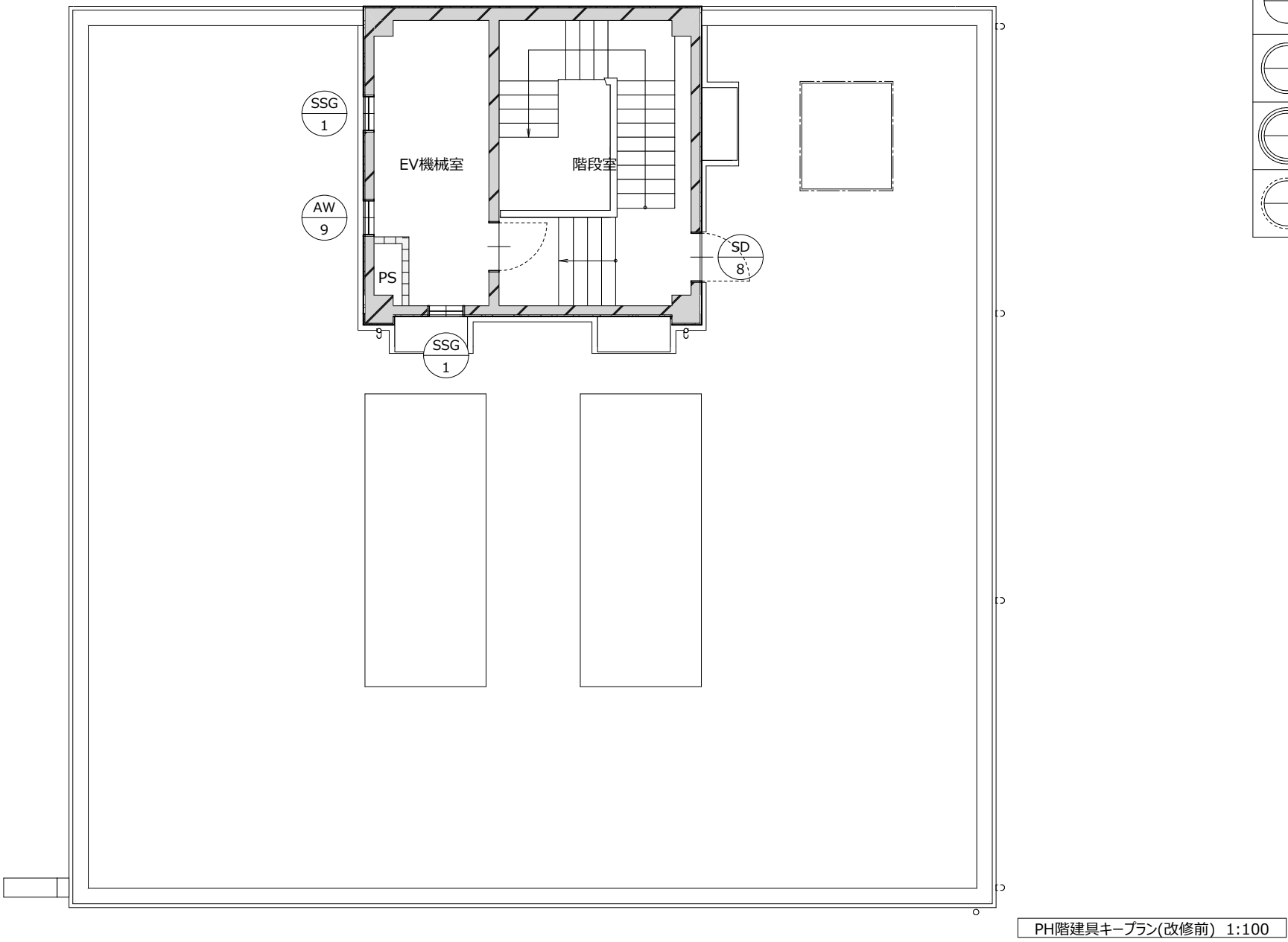
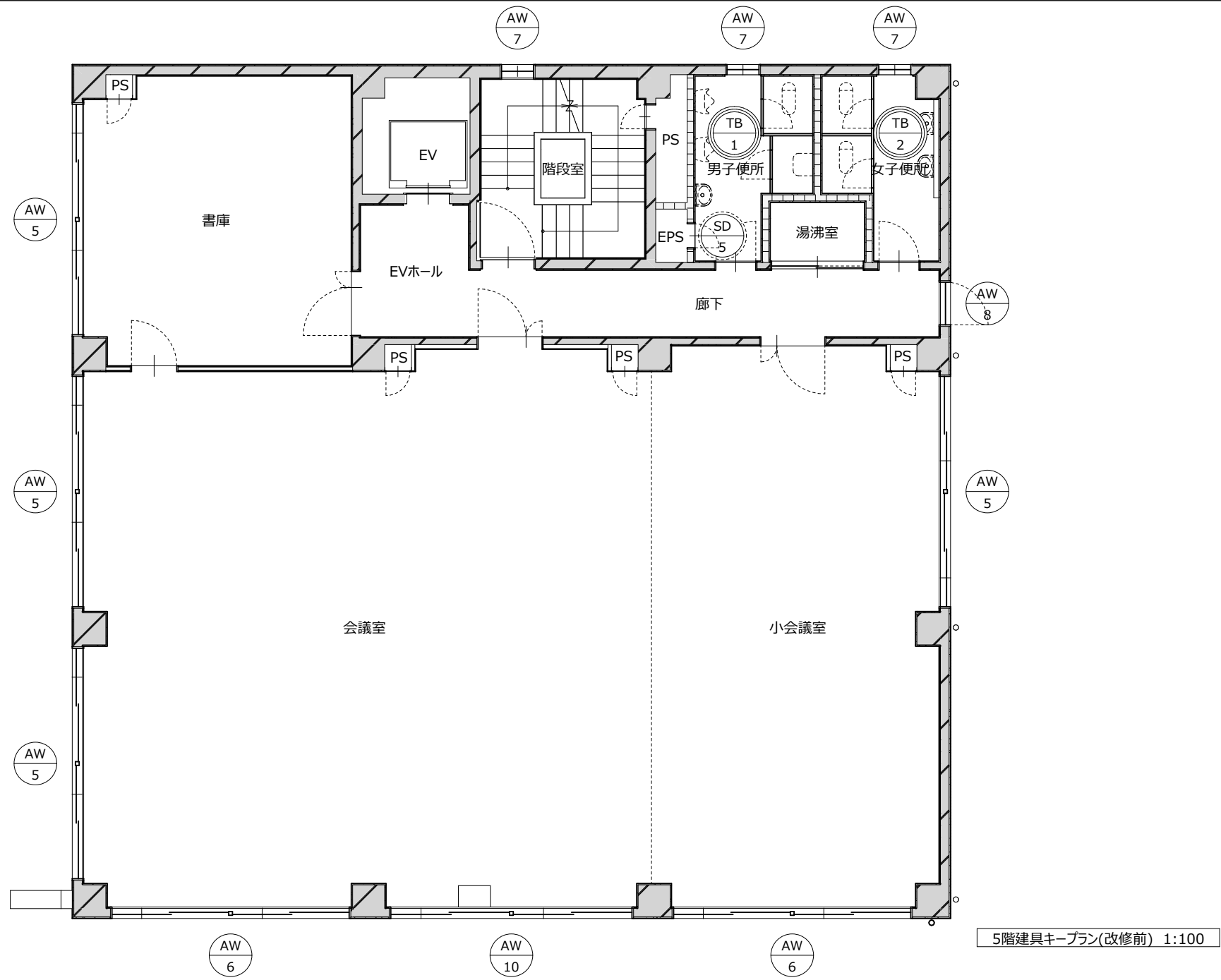
凡例	
外部建具：シーリング打替え 内部建具：既存のまま	
新設建具	
AW:カバー工法 TB:一部新設	
外部：DP塗替え(桝共) 内部：SOP塗替え(桝共)	



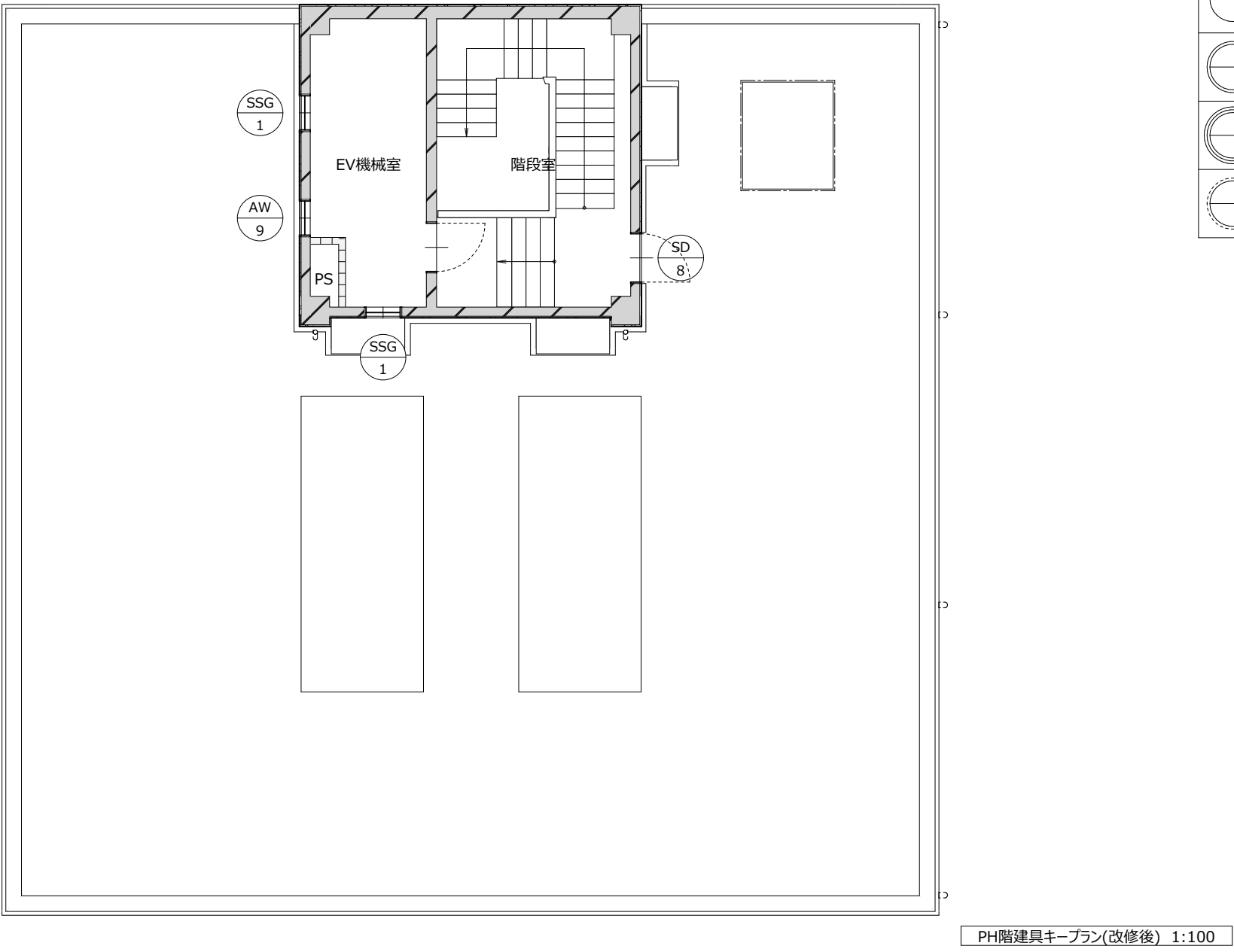
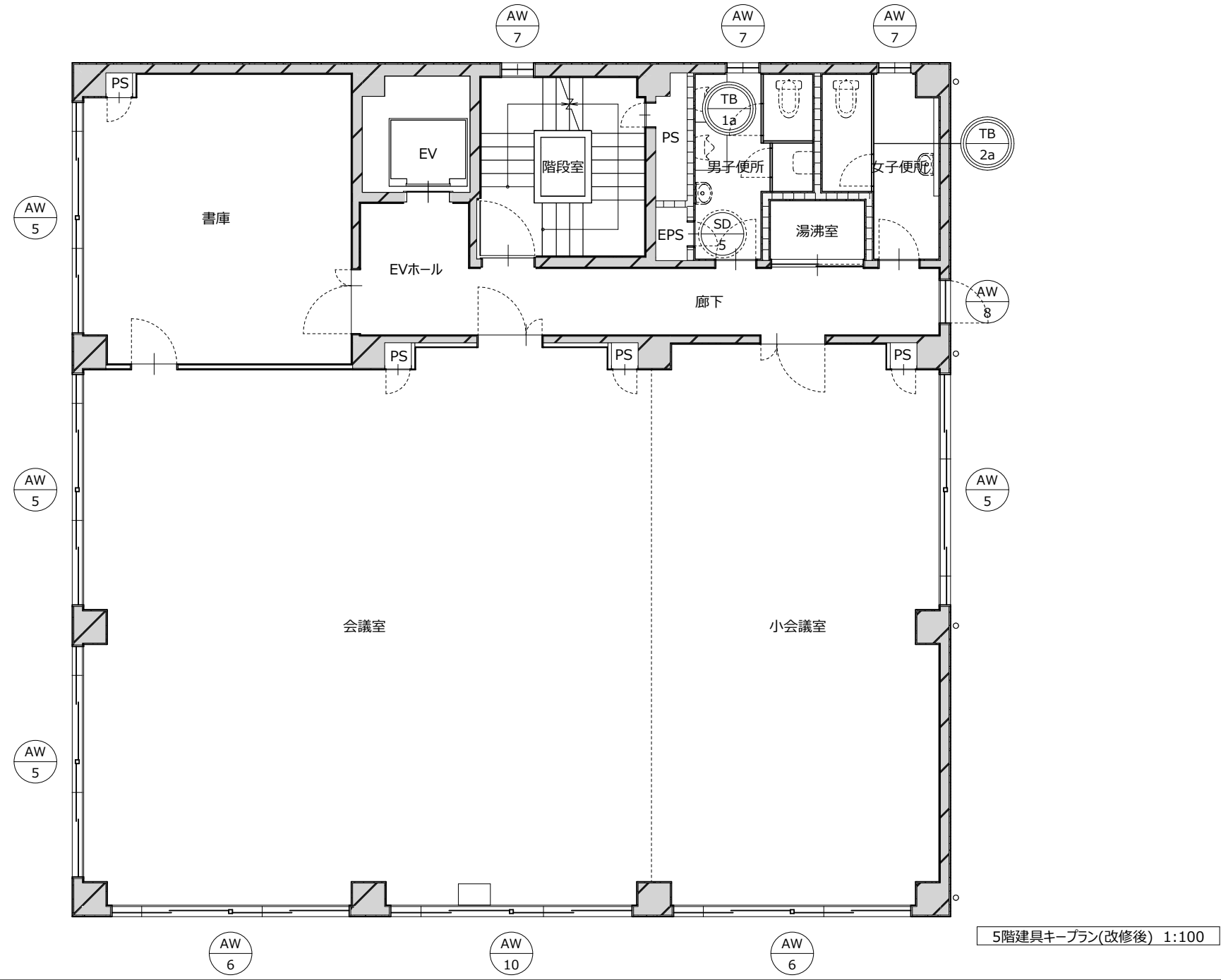
凡例	
	外部建具：シーリング打替え
	内部建具：既存のまま
	解体建具
	AW: 階子部分のみ解体 TB: 一部撤去
	外部：DP塗替え(桧共) 内部：SOP塗替え(桧共)



凡例	
	外部建具：シーリング打替え
	内部建具：既存のまま
	新設建具
	AW: カバー工法 TB: 一部新設
	外部：DP塗替え(桧共) 内部：SOP塗替え(桧共)



凡例	
	外部建具：シーリング打替え 内部建具：既存のまま
	解体建具
	AW:障子部分のみ解体 TB:一部撤去
	外部：DP塗替え(枠共) 内部：SOP塗替え(枠共)



凡例	
	外部建具：シーリング打替え 内部建具：既存のまま
	新設建具
	AW:カバ工法 TB:一部新設
	外部：DP塗替え(枠共) 内部：SOP塗替え(枠共)

建具種類	AW	AW	AW	AW	AW	AW	凡例	
建具番号	1	2	3	4	5	6	AW アルミ製窓	
形式	引違い窓	引違い窓	外倒し窓	外倒し窓	片引き窓	片引き窓	AD アルミ製ドア	
数量	1	1	1	2	16	8	AG アルミ製ガラリ	
姿図	シーリング打替え	シーリング打替え	撤去(枠共)	内部：建具面・枠 下地調整及びSOP 外部：建具面・枠 下地調整及びDP	シーリング打替え	シーリング打替え	シーリング打替え	ATL アルミ製天窗
	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	ACW アルミ製カーテンウォール	
	1,700	1,687.5 70 1,687.5 3,445	808 70 808 70 808 70 808 4,320	833 70 833 70 833 70 833 4,445	2,125 70 2,125 4,320	2,187.5 70 2,187.5 4,445	SSW ステンレス製窓	
	W×H	1,700×1,150	3,445×1,150	4,320×600	4,445×600	4,320×1,610	4,445×1,610	SSD ステンレス製ドア
	材質	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	SSF ステンレス製三方枠
	仕上	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	SW スチール製窓
	枠見込	70	70	70	70	70	70	SD スチール製ドア
	ガラス	FW-6.8	FW-6.8	アルミフラッシュ	アルミフラッシュ、PW-6.8	HA-6.0、延焼の恐れのある部分：HA-6.8(網入り)	HA-6.8(網入り)	SF スチール製三方枠
	枠	材質 木製 t=25	木製 t=25	木製 t=25	木製 t=25	木製 t=25	木製 t=25	SG スチール製ガラリ
	仕上	OP	OP	OP	OP	OP	OP	LSD 軽量スチールドア
付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式、オペレーター	付属金物一式、オペレーター	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	WW 木製窓
法規制	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	WD 木製ドア	
備考							WF 木製三方枠	
建具種類	AW	AW	AW	AW	AW	AD	WG 木製ガラリ	
建具番号	7	8	9	10	11	1	ATD 自動ドア	
形式	すべり出し窓	片開き窓	すべり出し窓	片引き窓	自動ドア	片開き戸	ED エレベータードア	
数量	12	4	1	4	1	1	SS スチールシャッター	
姿図	シーリング打替え	シーリング打替え	シーリング打替え	シーリング打替え	撤去(枠共)	シーリング打替え	シーリング打替え	AS アルミシャッター
	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	H ふすま	
	600	800	600	2,225 70 2,225 4,520	4,090	850	P 障子	
	W×H	600×800	800×1,610	600×600	4,520×1,610	4,090×2,650	850×2,660	WPT 木製パーテーション
	材質	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	MPT 移動パーテーション
	仕上	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	熱硬化性アクリル樹脂塗料	シルバー	熱硬化性アクリル樹脂塗料	SPT スチールパーテーション
	枠見込	70	70	70	70	100	70	TB トイレブース
	ガラス	FW-6.8	FW-6.8	FW-6.8	HA-6.8(網入り)	FL-6.0	FW-6.8	FL 透明ガラス
	枠	材質 木製 t=25	木製 t=25	木製 t=25	木製 t=25	アルミ	木製 t=25	F 型板ガラス
	仕上	OP	OP	OP	OP	シルバー	OP	FR フロストガラス
付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式、オペレーター	PW 網入透明ガラス
法規制	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備		防火設備	PWL 線入型板ガラス	
備考							FWL 線入型板ガラス	
建具種類	SSW	SSD	SSG	SD	SD	SD	FK 耐熱強化ガラス	
建具番号	1	2	1	3	4	5	HA 熱線吸収ガラス	
形式	ガラススリフナースクリーン	袖付両開きドア	ガラリ	片開き戸	両開き戸	片開き戸	SR 熱線反射ガラス	
数量	1	1	2	1	1	10	TFL 強化ガラス	
姿図	撤去(枠共)	シーリング打替え	シーリング打替え	SOP塗替え(枠共)	撤去	SOP塗替え(枠共)	SOP塗替え(枠共)	TF 型板強化ガラス
	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	▽FL	Low-E 高性能複層ガラス	
	1,234 15 1,872 15 1,234 4,370	321.5 70 1,837 70 321.5 2,620	600	850	1,700	450	CH チェッカーガラス	
	W×H	4,370×2,350	2,620×2,675	600×600	850×2,000	1,700×2,000	450×450	GB ガラスブロック
	材質	ステンレス	ステンレス	ステンレス	スチール t=0.8	スチール t=0.8	スチール t=0.8	PB ポリカーボネート合成樹脂板
	仕上	鏡面仕上	鏡面仕上	HL	OP	OP	OP	AL アクリル合成樹脂板
	枠見込	100	100	70	200	40	60	
	ガラス	FL-10、リブ：FL-15 ℓ=180	FL-6.0	70	—	—	—	
	枠	材質	ステンレス	木製	スチール t=1.6、沓摺：SUS HL	スチール t=1.6、沓摺：SUS HL	スチール t=1.6	
	仕上	鏡面仕上	鏡面仕上	OP	OP	OP	SOP塗替え	
付属金物	付属金物一式	付属金物一式、フロアビンジ、ドアハンドル	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式		
法規制			西側：防火設備	DC	DC	DC		
備考								

特記事項

■AH、FHを熱きDCの有無にかかわらず出入口には戸当りをつける。

[illegible]

建具種類	WD	WD	WD	WD	WD	WD	凡例			
建具番号	13	14	15	16	17	18	AW アルミ製窓			
形式	片開き戸	片引き戸	バタバタドア	バタバタドア	両開き戸	片開き戸	AD アルミ製ドア			
数量	1	1	1	1	1	1	AG アルミ製ガリ			
姿図	新設	新設	新設	新設	新設	新設	ATL アルミ製天窗			
							ACW アルミ製カーテンウォール			
							SSW ステンレス製窓			
							SSD ステンレス製ドア			
							SSF ステンレス製三方枠			
							SW スチール製窓			
							SD スチール製ドア			
							SF スチール製三方枠			
							SG スチール製ガリ			
							LSD 軽量スチールドア			
W×H	950×2,092	950×1,900	644×600	600×430	1,730×1,992	800×2,000	WW 木製窓			
材質	MDFフラッシュ	MDFフラッシュ	木製フラッシュ	木製フラッシュ	スプルス	MDFフラッシュ	WD 木製ドア			
仕上	観光案内・物販側：ルタ塗装(壁同色塗装)、厨房側：メラミン化粧板	メラミン化粧板	ポリ合板張	ポリ合板張	CL	メラミン化粧板	WF 木製三方枠			
枠見込/扉厚さ	—	40	30	30	40	40	WG 木製ガリ			
枠	ガラス	—	—	—	FL-8 飛散防止フィルム張	—	ATD 自動ドア			
	材質	杉(見付10)	MDFメラミン化粧板	—	—	—	SPT スチールパーテーション			
	仕上	WP(クリア)、(厨房側はメラミン化粧板張)	メラミン化粧板	—	桧、香椿：SUS HL(への字)	ランバーコア	TB トイレブース			
付属金物	レバーハンドル、丁番、シリンダー錠	上吊式引戸金物一式、引手	グレビティーヒンジ	グレビティーヒンジ	WP	メラミン化粧板	FL 透明ガラス			
法規制					レバーハンドル、DC	レバーハンドル、丁番、シリンダー錠	F 型板ガラス			
備考							FR フロストガラス			
建具種類	WD	TB	TB				PW 網入透明ガラス			
建具番号	19	1a	2a				PWL 線入透明ガラス			
形式	木製間仕切り	トイレブース	トイレブース				FW 網入型板ガラス			
数量	1	3	3				FWL 線入型板ガラス			
姿図	新設	一部新設	新設				FK 耐熱強化ガラス			
							HA 熱線吸収ガラス			
							SR 熱線反射ガラス			
							TFL 強化ガラス			
							TF 型板強化ガラス			
							Low-E 高性能複層ガラス			
							CH チェッカーガラス			
							GB ガラスブロック			
							PB ポリカーボネート合成樹脂板			
W×H	3,190×2,000	新設部：(1,290+970)×1,875	2,200×1,875				AL アクリル合成樹脂板			
材質	ラワンベニヤフラッシュ	メラミン化粧板フラッシュ	メラミン化粧板フラッシュ							
仕上	CL									
枠見込/扉厚さ	120	40	40							
枠	ガラス	FL-5+飛散防止フィルム張	—							
	材質	スプルス	—							
	仕上	CL	—							
付属金物	レバーハンドル、シリンダー錠、フランス落し、付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式							
法規制										
備考		常開	常開							
							特記事項			
							■AH、FHを除きDCの有無にかかわらず出入口には戸当りをつける。			

HIROSE SATOSHI ARCHITECTS

廣瀬諭志建築設計事務所

134-1 Higashishinmachi,Tomiokacho,
Anan-shi,Tokushima-ken 774-0030,Japan
TEL:+81-884-24-8881

一級建築士 第326788号 廣瀬諭志
ARCHITECT REGISTRATION NUMBER

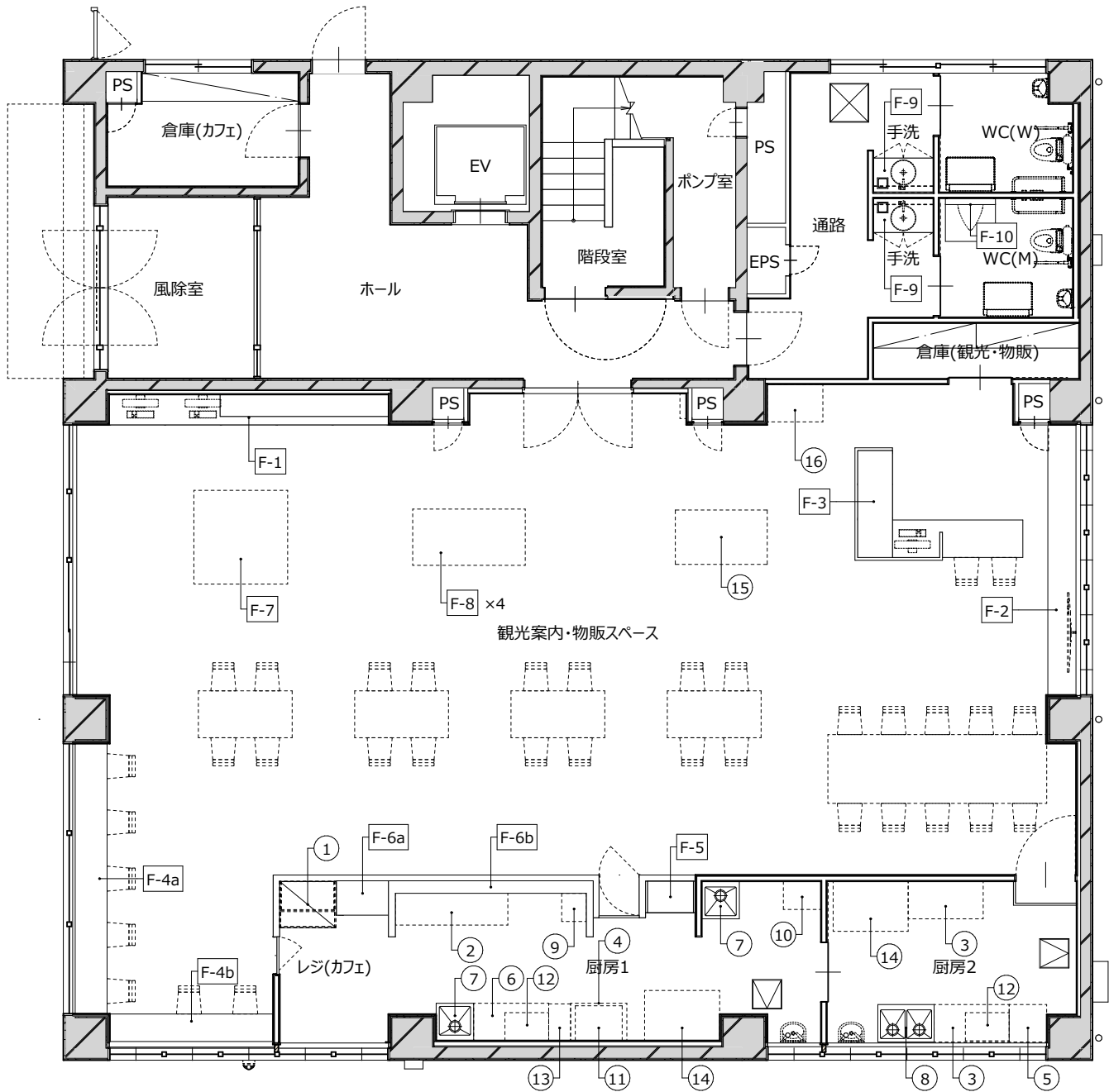
APPROVED. DRAWN. DATE. PROJECT.

阿南社会福祉会館改修工事のうち建築工事

新設建具表2

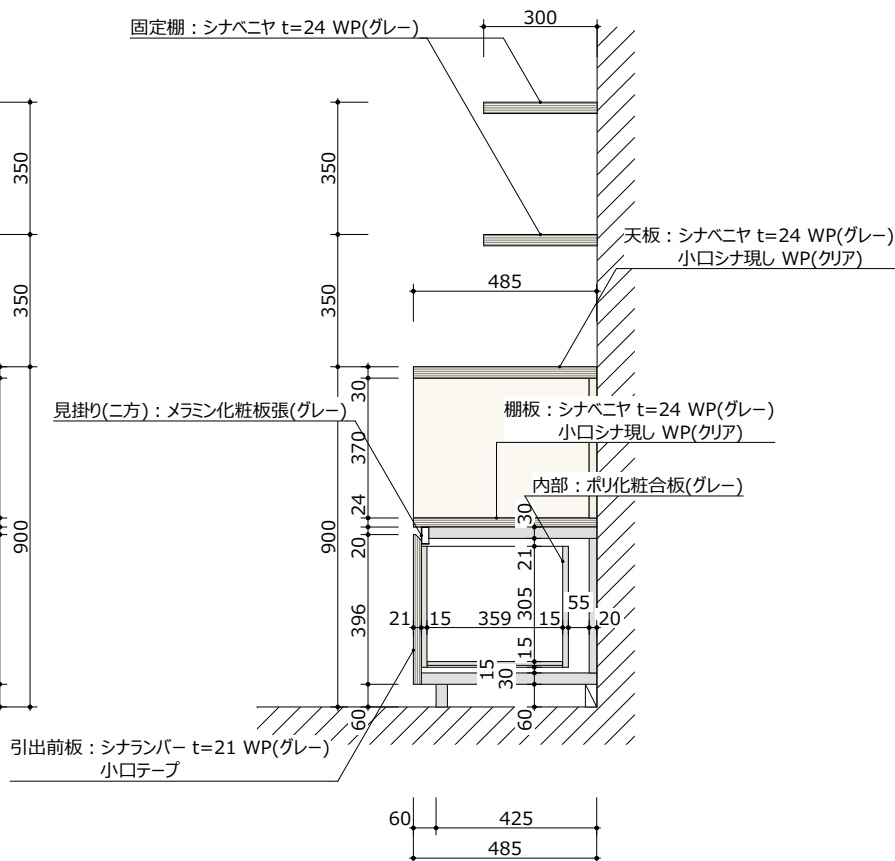
SCALE.

A-42

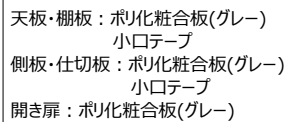


1階家具キープラン 1:100

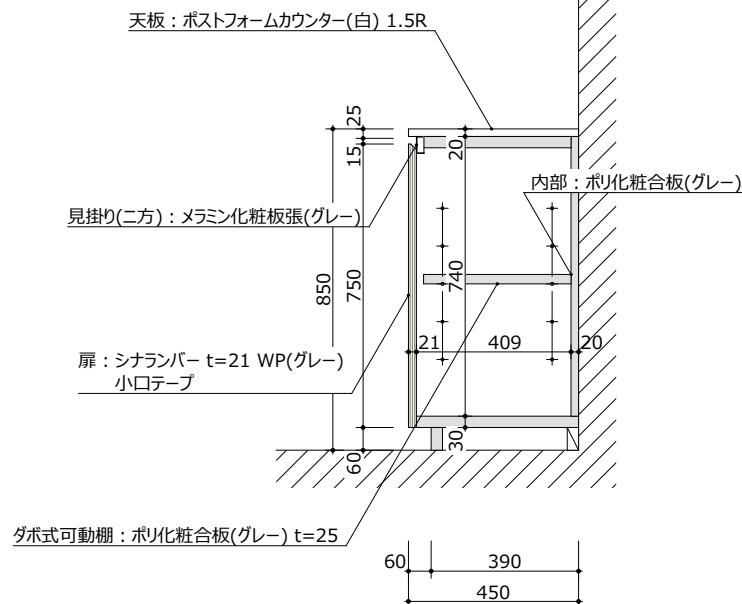
厨房機器リスト			
No.	品 名	数量	寸法
1	ディスプレイ冷蔵ショーケース	1	W895×D477×H730
2	作業台(扉付)	1	W1,800×D600×H800
3	作業台(扉付)	2	W1,200×D600×H800
4	作業台(扉付)	1	W900×D600×H800
5	作業台(扉付)	1	W600×D600×H800
6	作業台(扉付)	1	W1,200×D600×H650
7	一槽シンク	2	W600×D600×H800
8	二槽シンク	1	W900×D600×H800
9	製氷機	1	W395×D450×H800
10	業務用食器洗浄機	1	W600×D600×H800
11	スチームコンベクションオーブン	1	W750×D560×H685
12	業務用電磁調理器	2	W700×D450×H150
13	業務用電気フライヤー	1	W350×D590×H800
14	業務用冷凍冷蔵庫	2	W1,200×D800×H1,910
15	冷蔵平形ショーケース	1	W1,470×D670×H830(トレンパン有)
16	冷凍ショーケース	1	W890×D600×H1,500(トレンパン有)



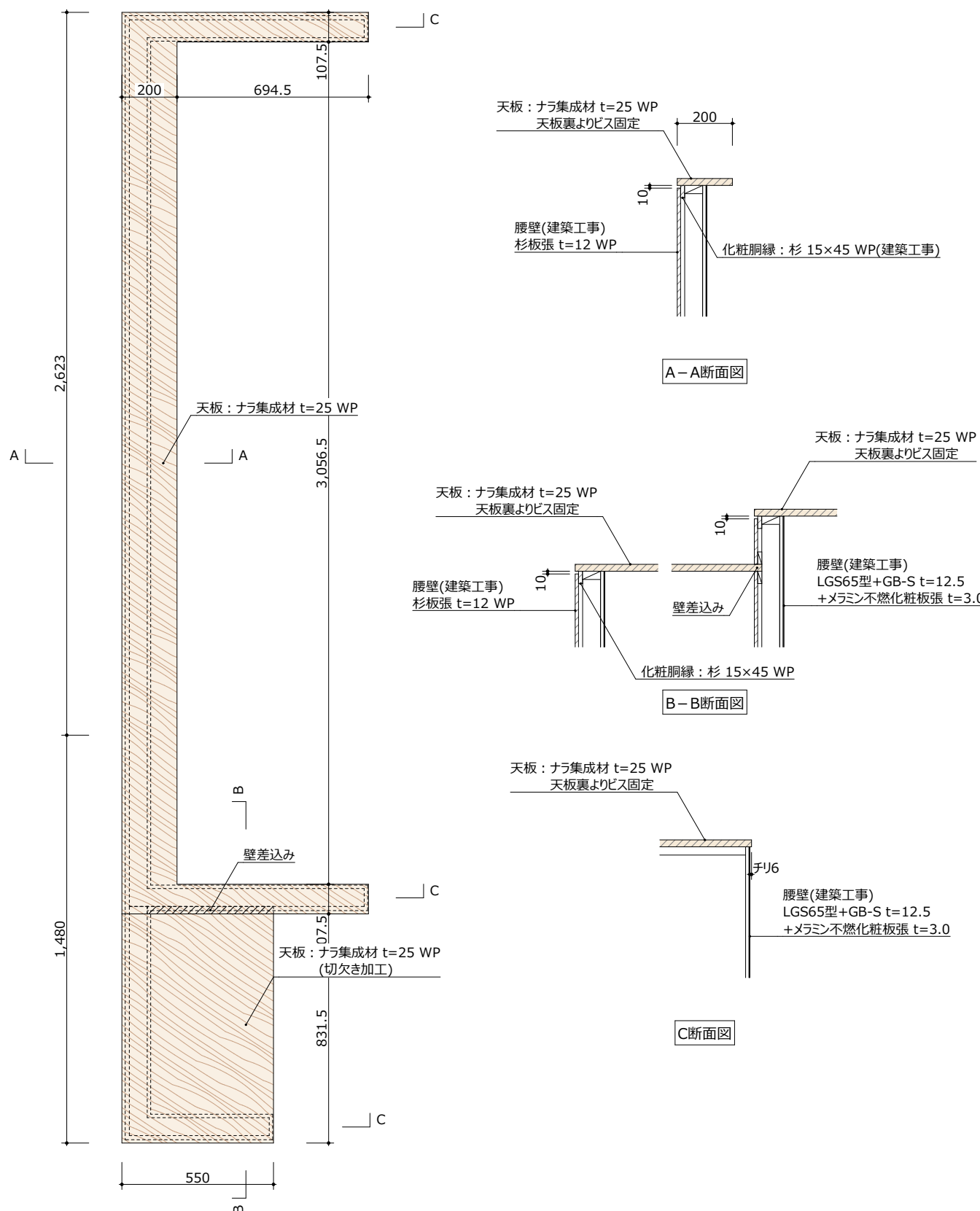
天板・棚板：シナベニヤ t=24 WP(グレー)
 小口シナ現し WP(クリア)
 側板・仕切板：シナベニヤ t=24 WP(ホワイト)
 小口シナ現し WP(クリア)
 背板：シナベニヤ張 WP(ホワイト)
 巾木：ポリ化粧合板(グレー)
 内板：ポリ化粧合板(グレー)
 引出しレール：Nova Pro Scala ストーン(HAFEL)
 固定棚：シナベニヤ t=24 WP(グレー)
 小口シナ現し WP(クリア)
 棚受け(インロー・金物)：IT7020-K300@450

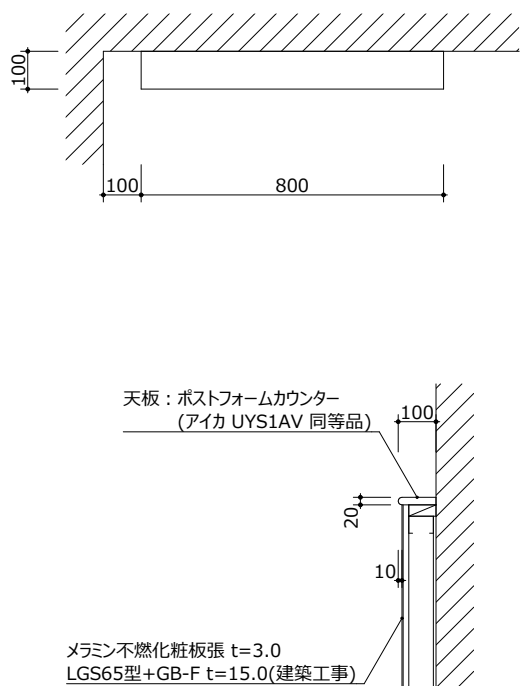
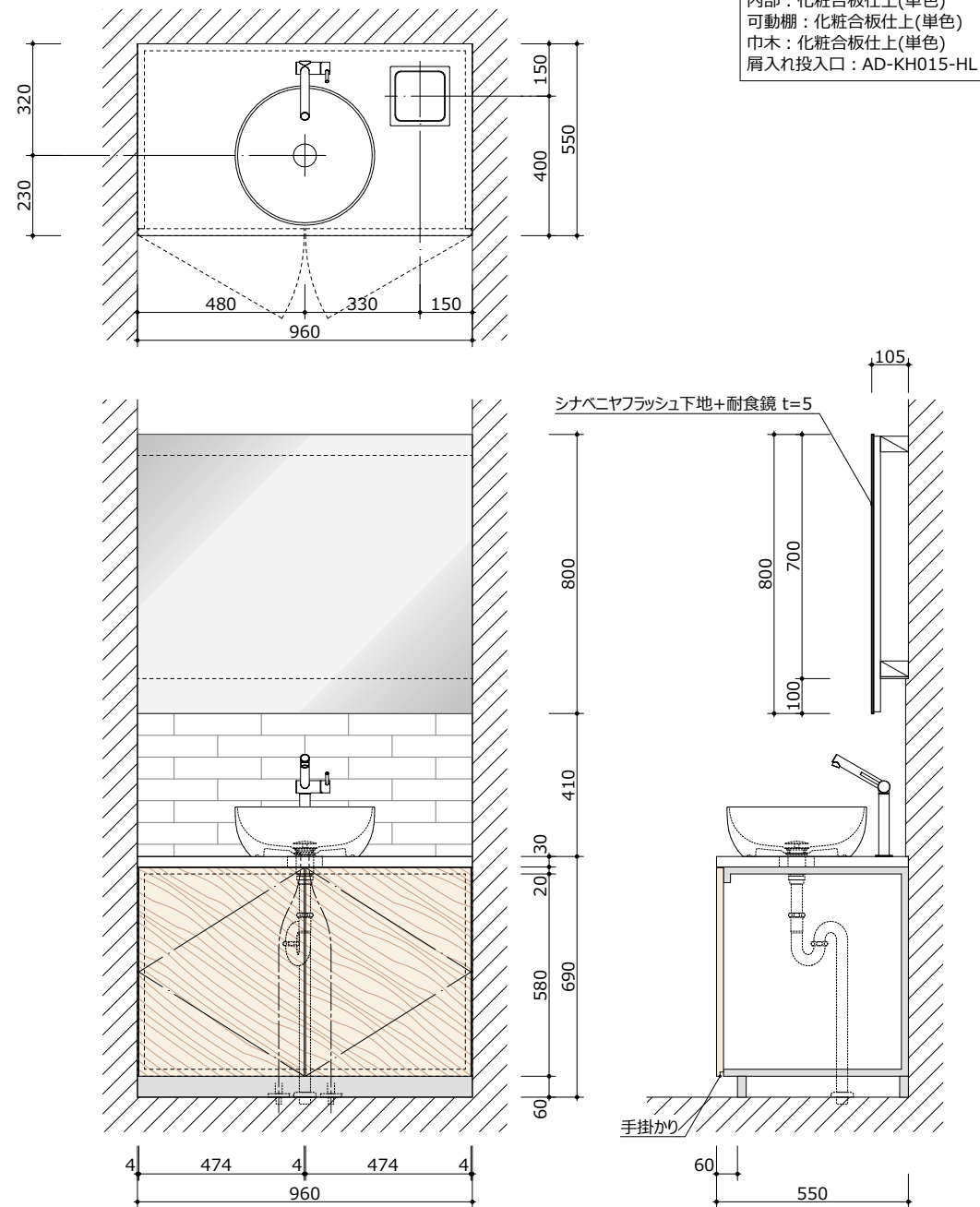
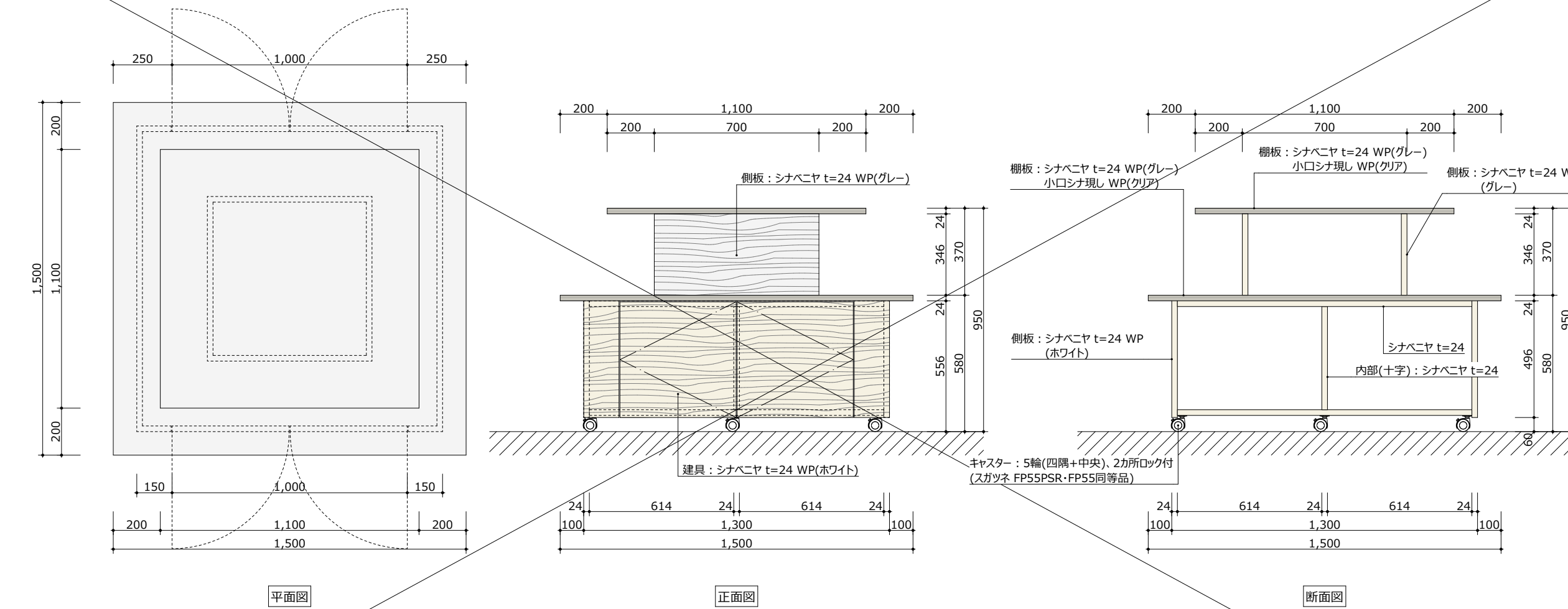
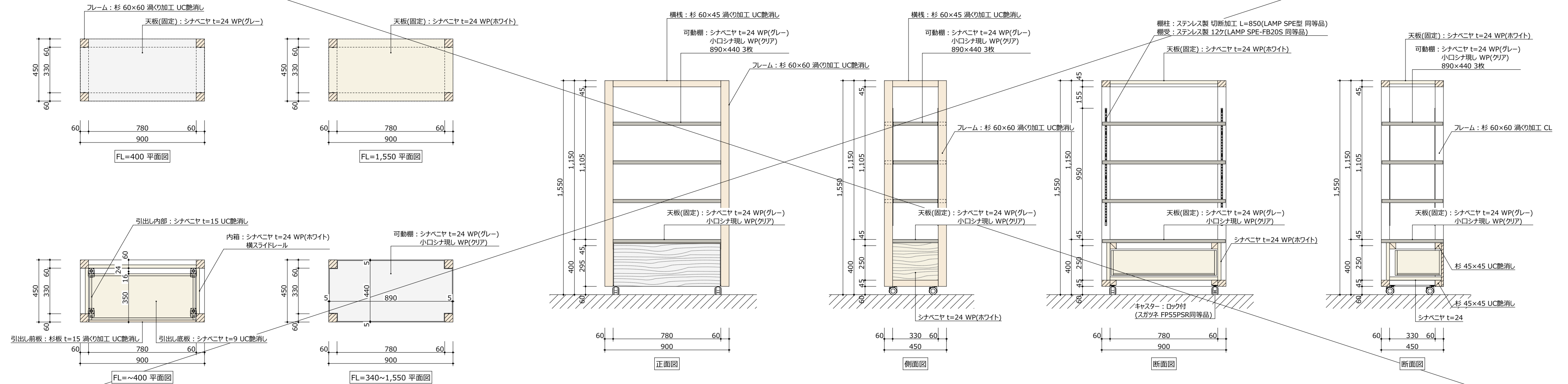


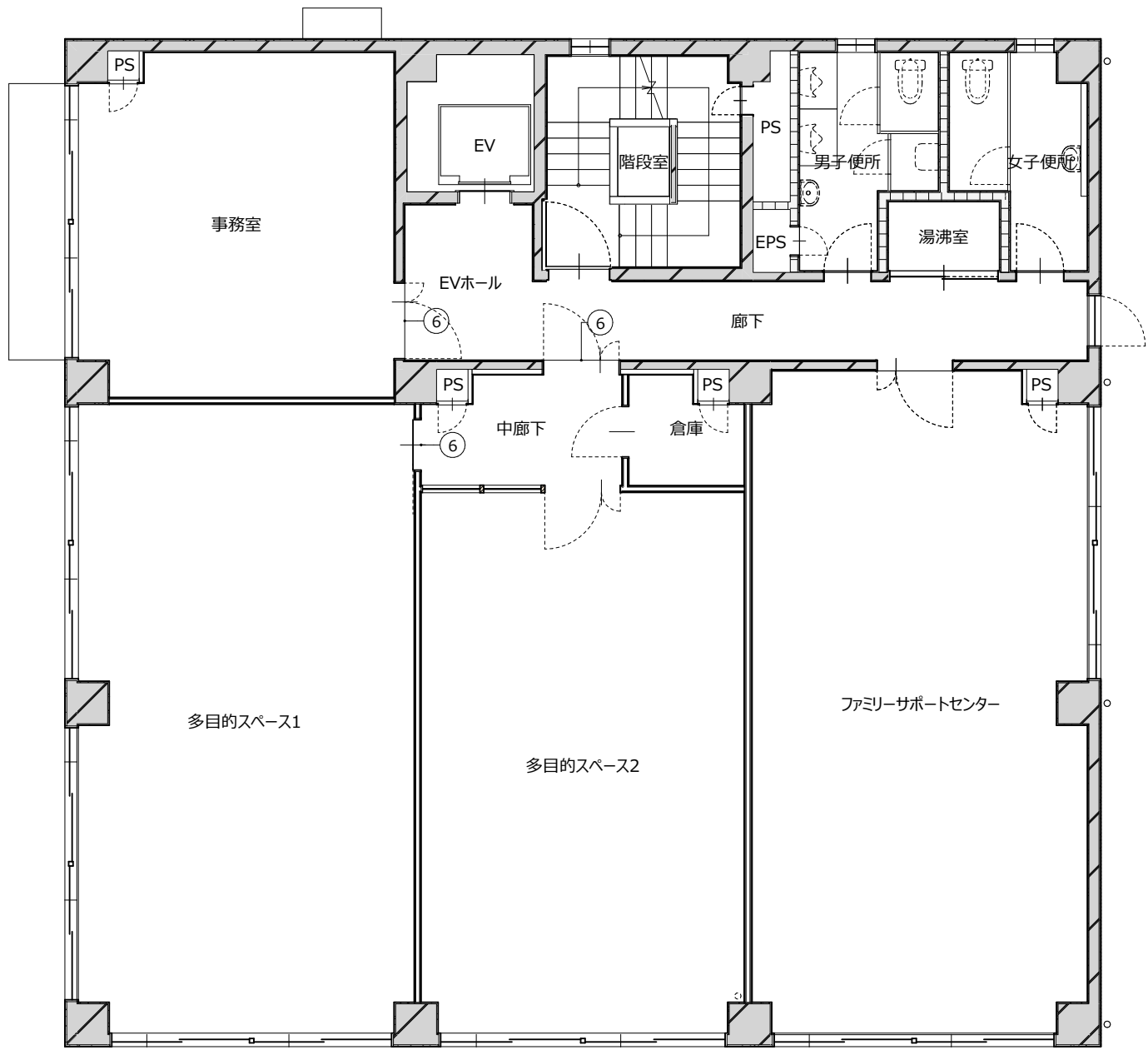
1/20



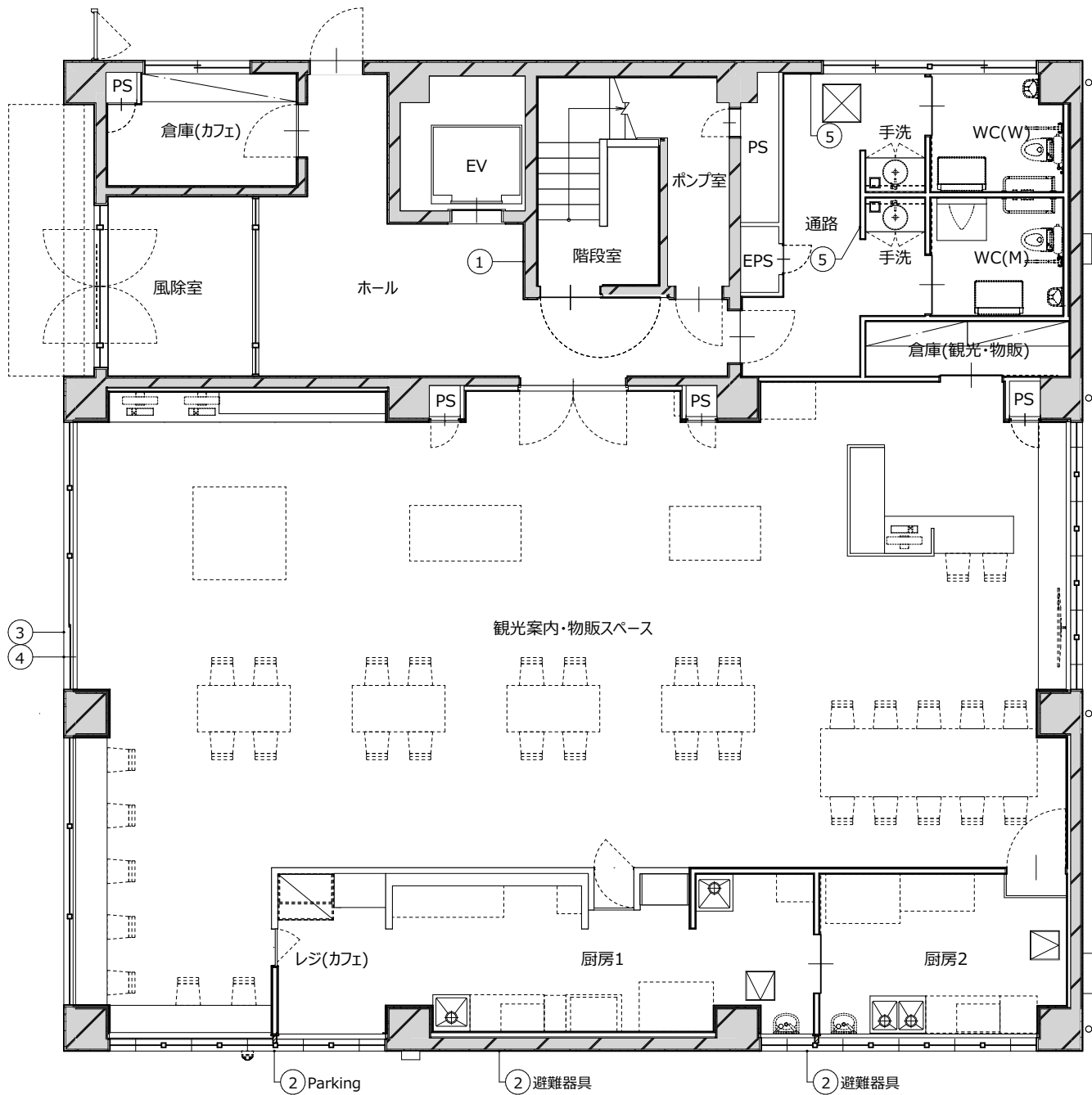
天板：ポストフォームカウンター
棚板：シナベニヤ t=24 WP(グレー)
小口シナ現し WP(クリア)
側板・仕切板：シナベニヤ t=24 WP(ホワイト)
小口シナ現し WP(クリア)
巾木：ポリ化粧合板(グレー)
内部：ポリ化粧合板(グレー)
引出レール：Nova Pro Scala ストーン(HAFELE)



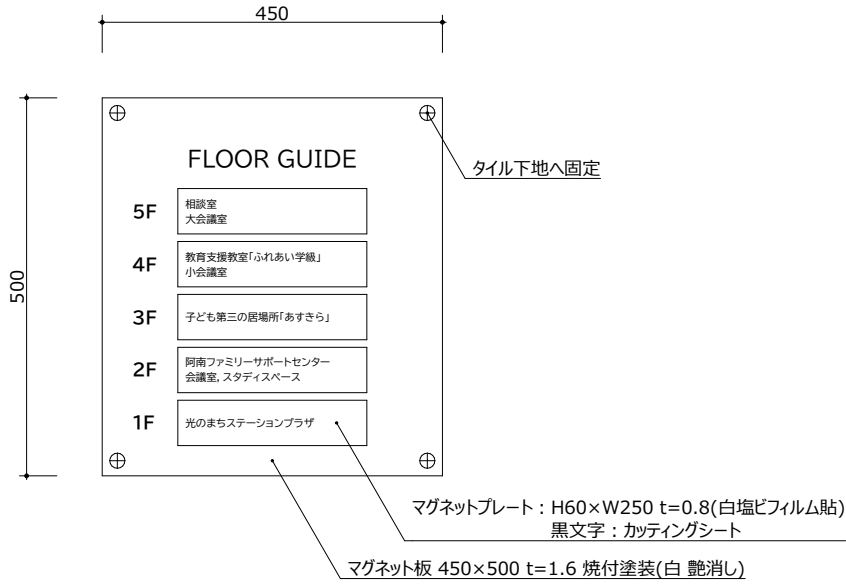




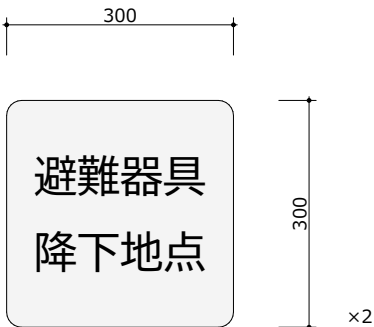
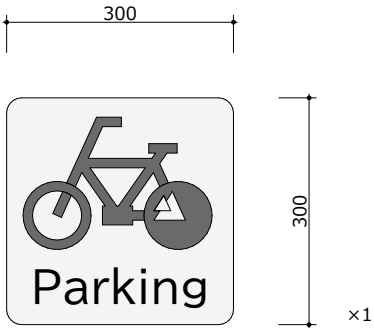
2階サインキープラン 1:100



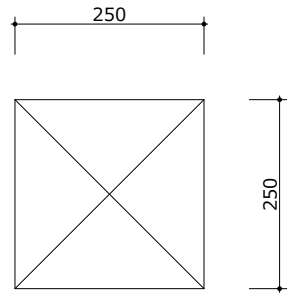
1階サインキープラン 1:100



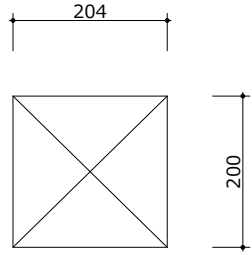
箇所数：マグネット板 1 箇所、マグネットプレート文字有 5 枚、文字無 2 枚
書体：未定
設置箇所：内壁タイル アンカー固定
注意事項：記載内容は打合せの上決定すること、既存サインは撤去とする。



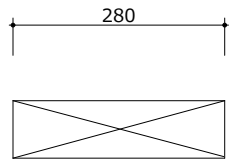
材質 SUS製
箇所数：3箇所
書体：未定
設置箇所：外壁タイル アンカー固定



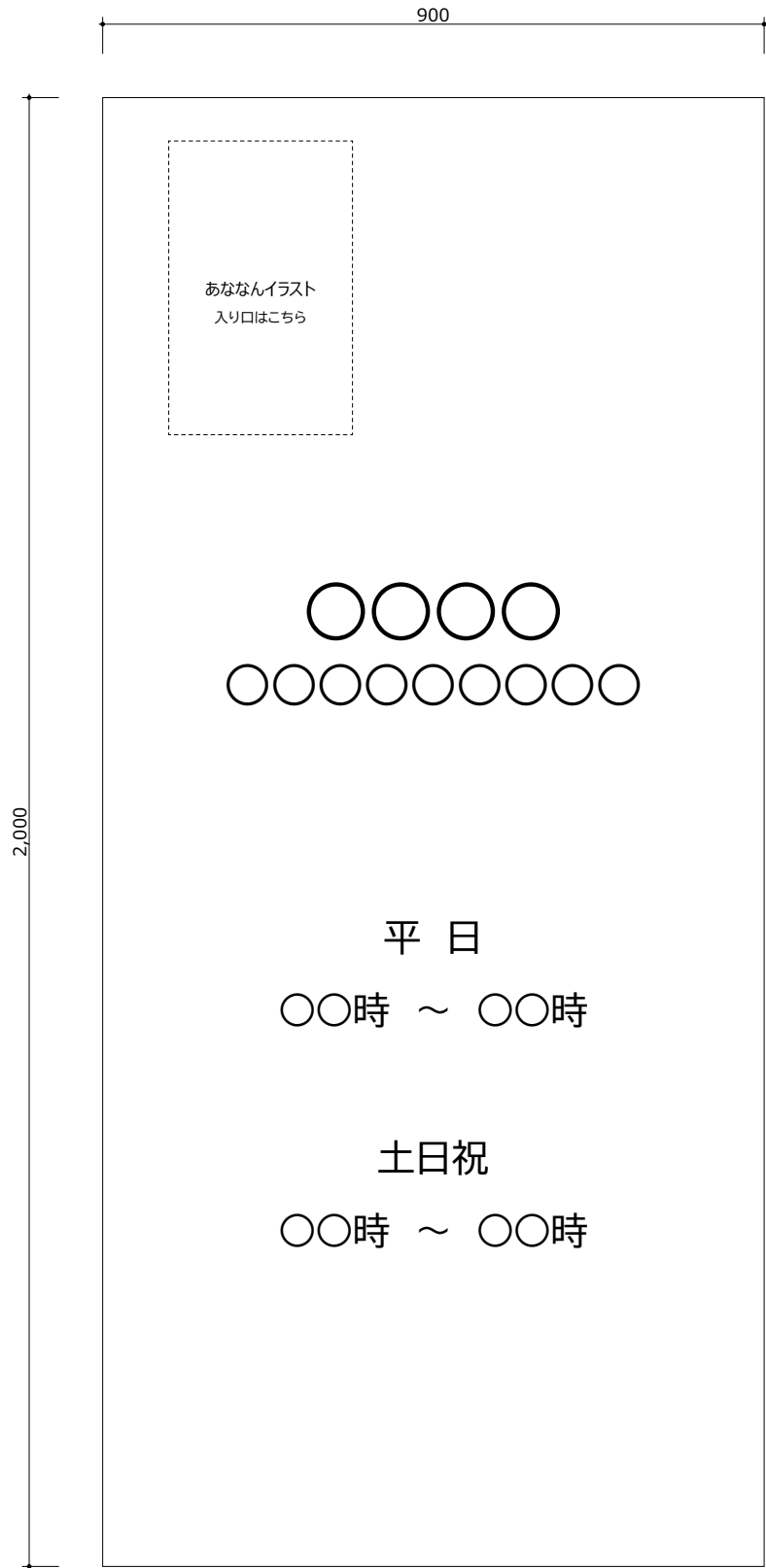
種類：SUS箱文字(D=30) 焼付塗装
文字数：13文字予定
書体：未定
設置箇所：外壁タイル アンカー固定



平付型
表示板：SUS304 t=0.5 HL
金具：アルミ アルマイトシルバー
FTS-200A(杉田エース)同等品



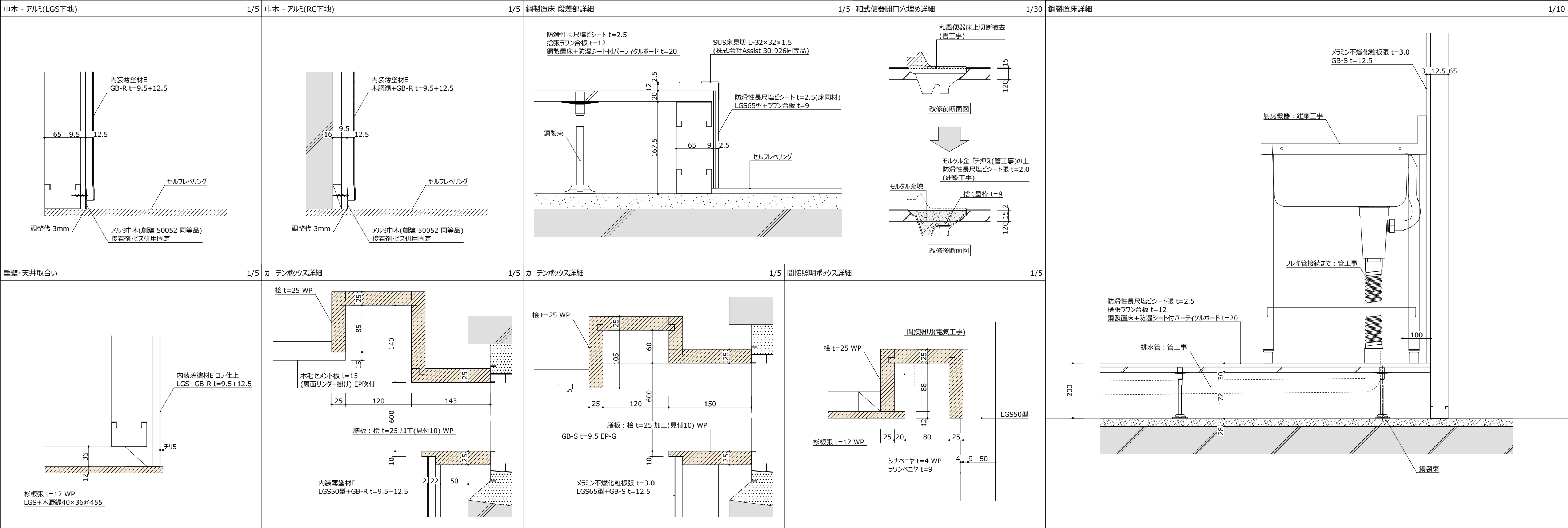
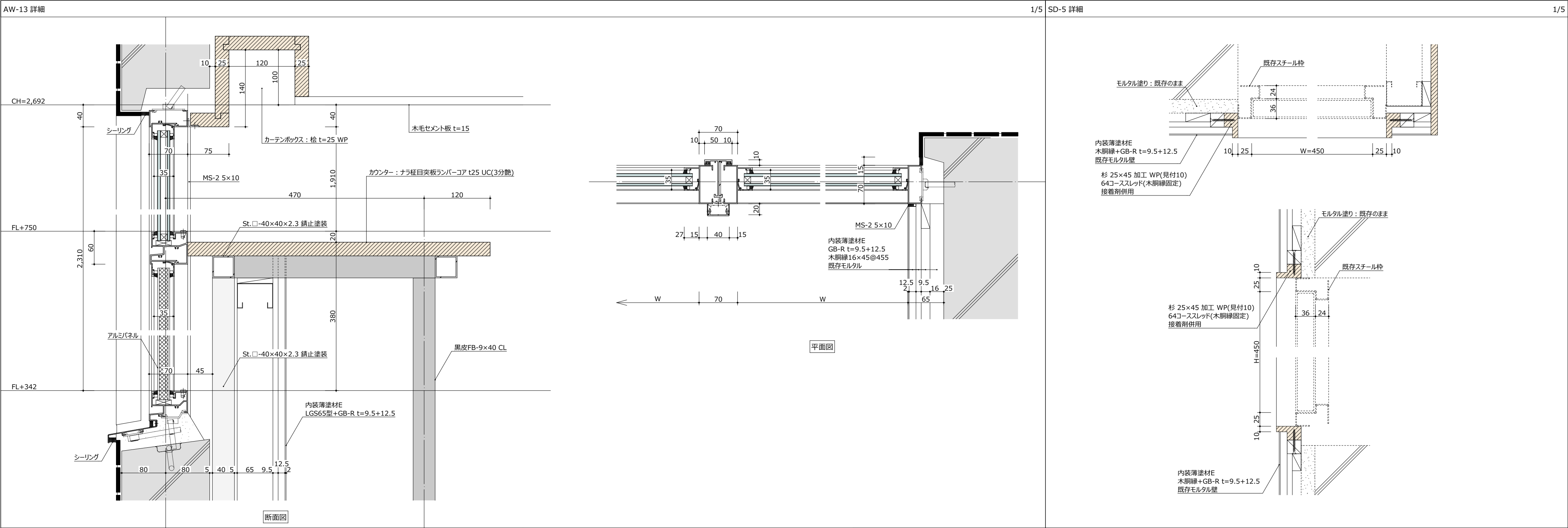
平付型
パネル：ABS
取付板：アルミ
SYR-03(杉田エース)同等品

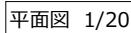


平日
〇〇時 ~ 〇〇時

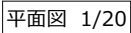
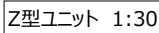
土日祝
〇〇時 ~ 〇〇時

材質：カッティングシート張り (カラー)
箇所数：1 箇所
書体：未定
設置箇所：外部建具ガラス部
注意事項：記載内容は打合せの上決定すること。



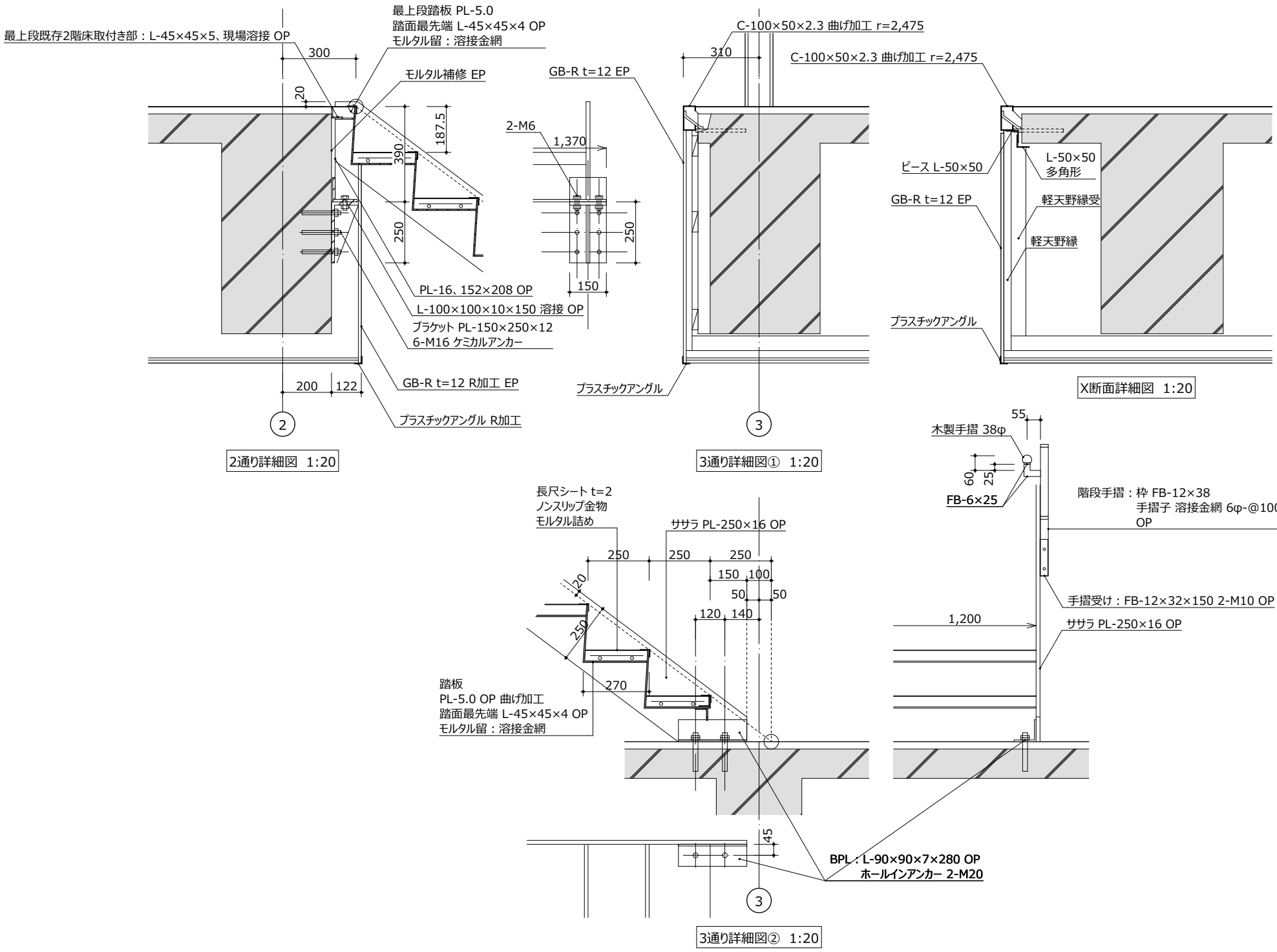
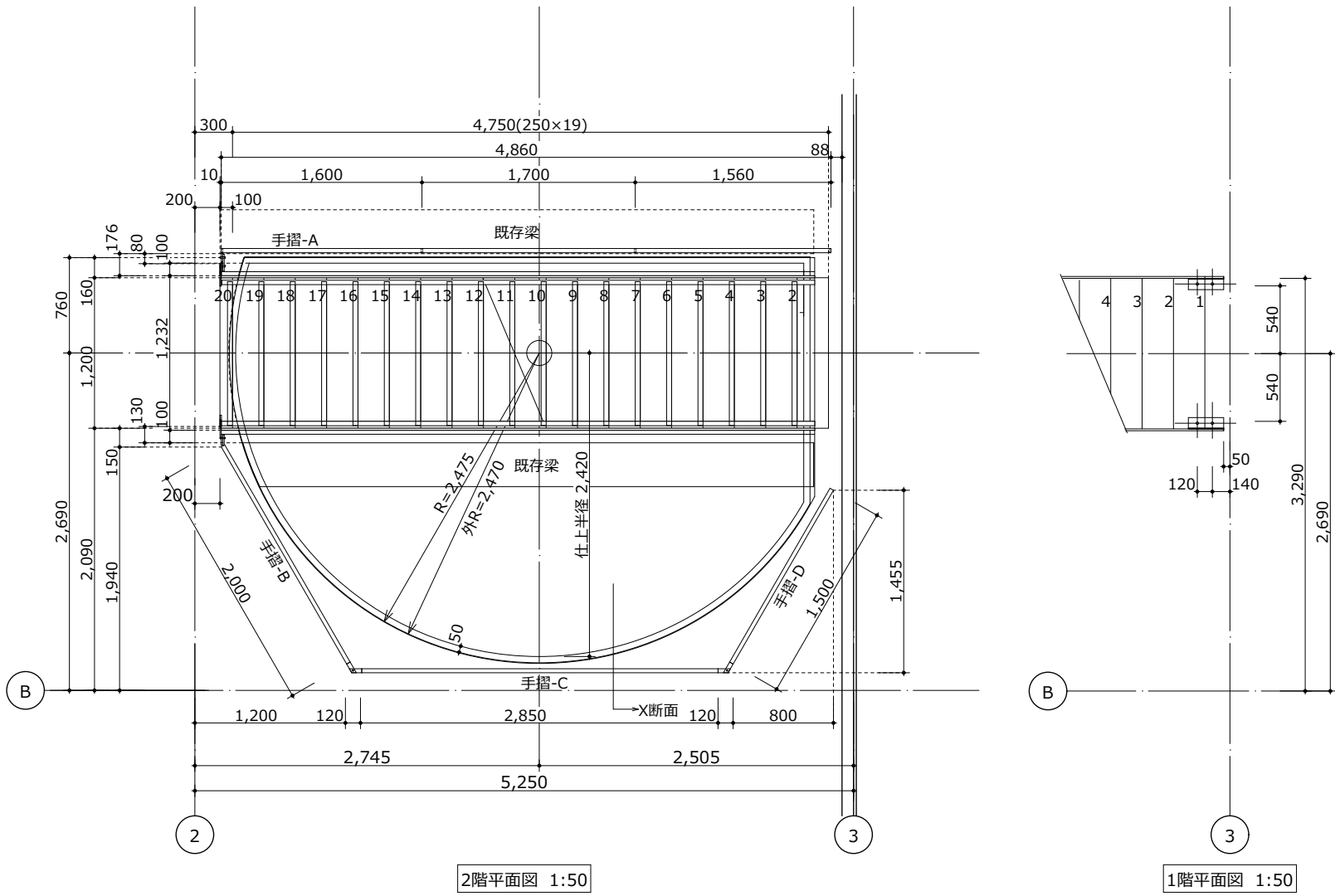
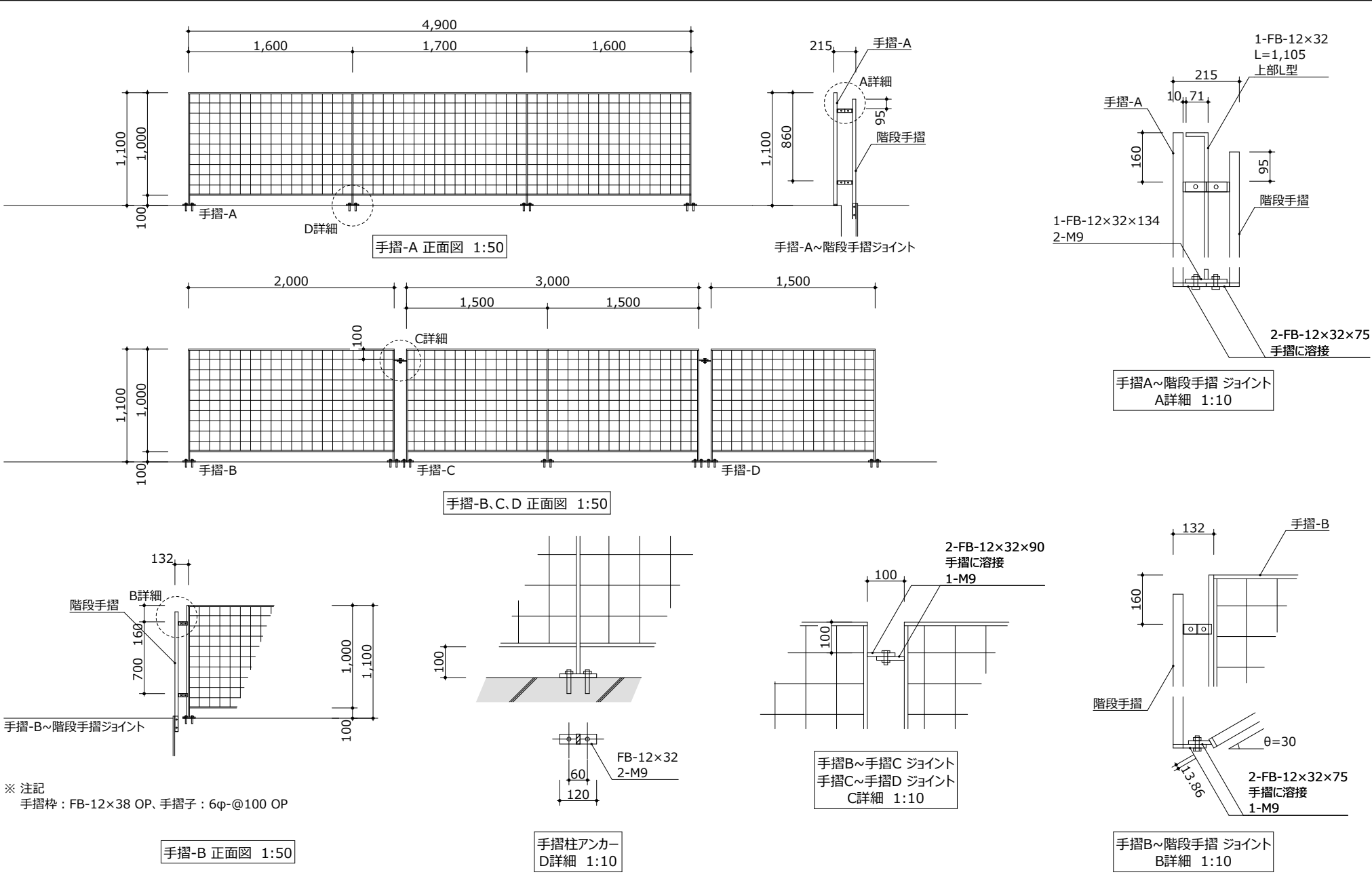
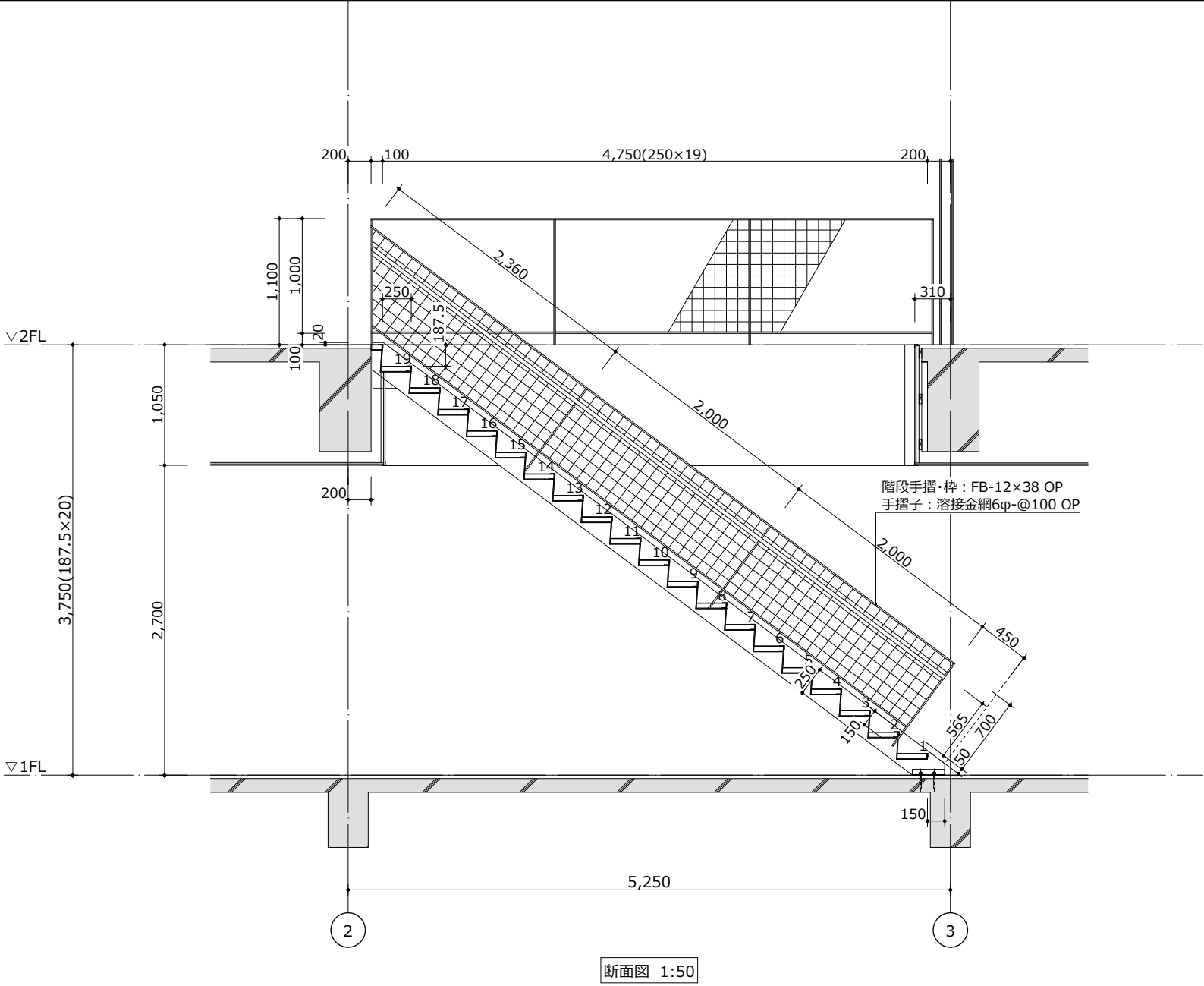


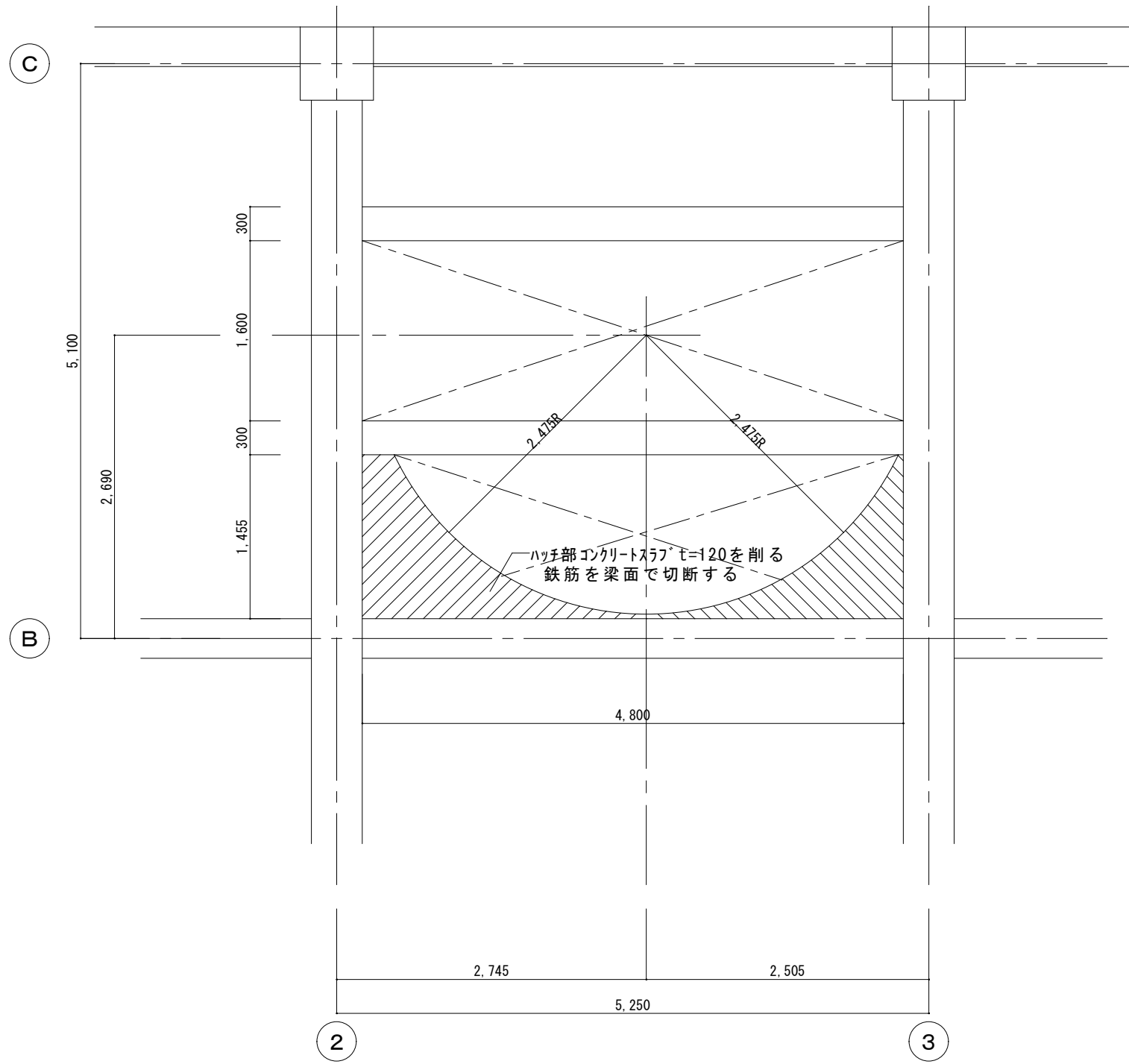
詳細図 1/5



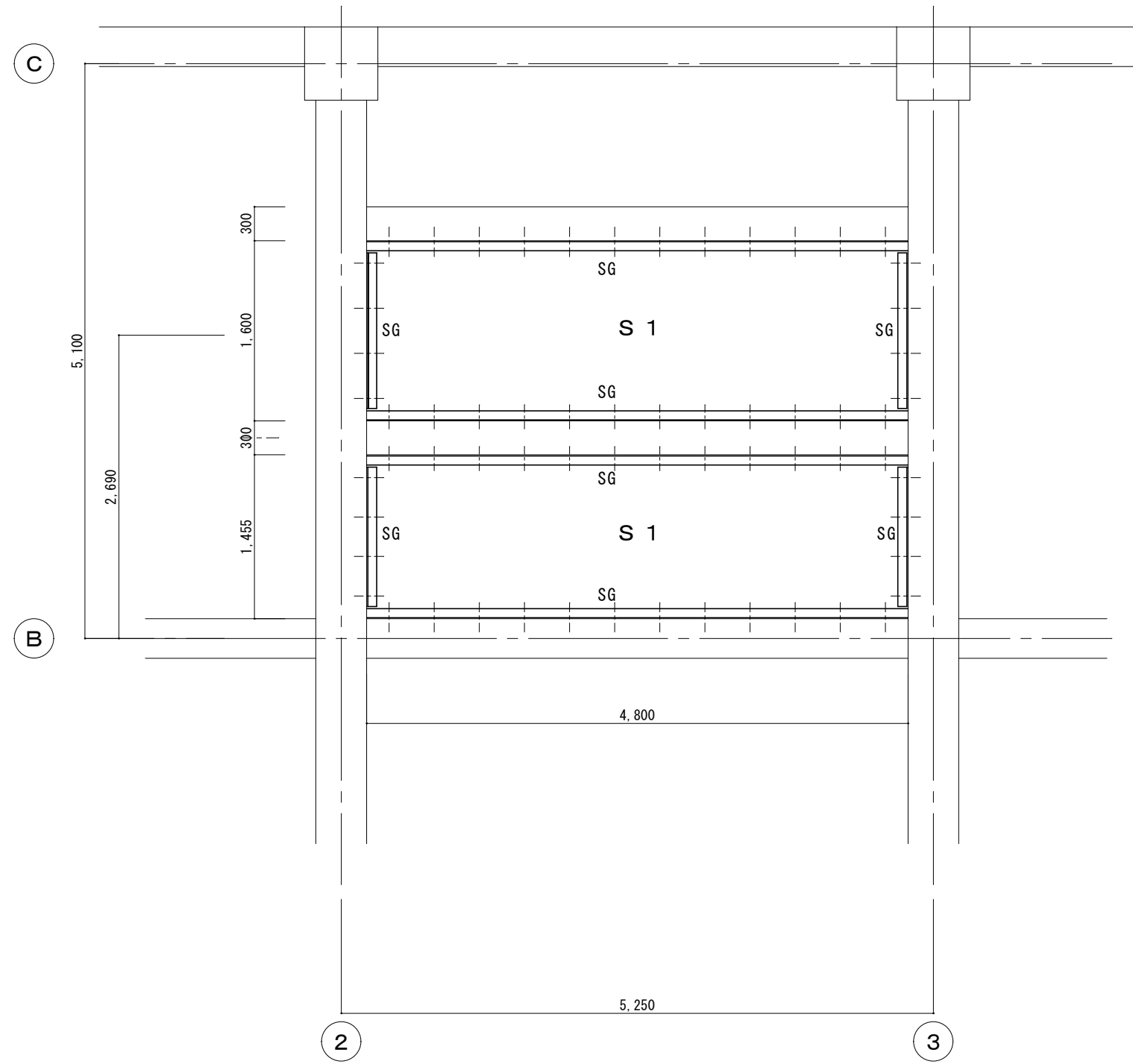
立面图 1/20

詳細図 1/5





現状伏図 1/50

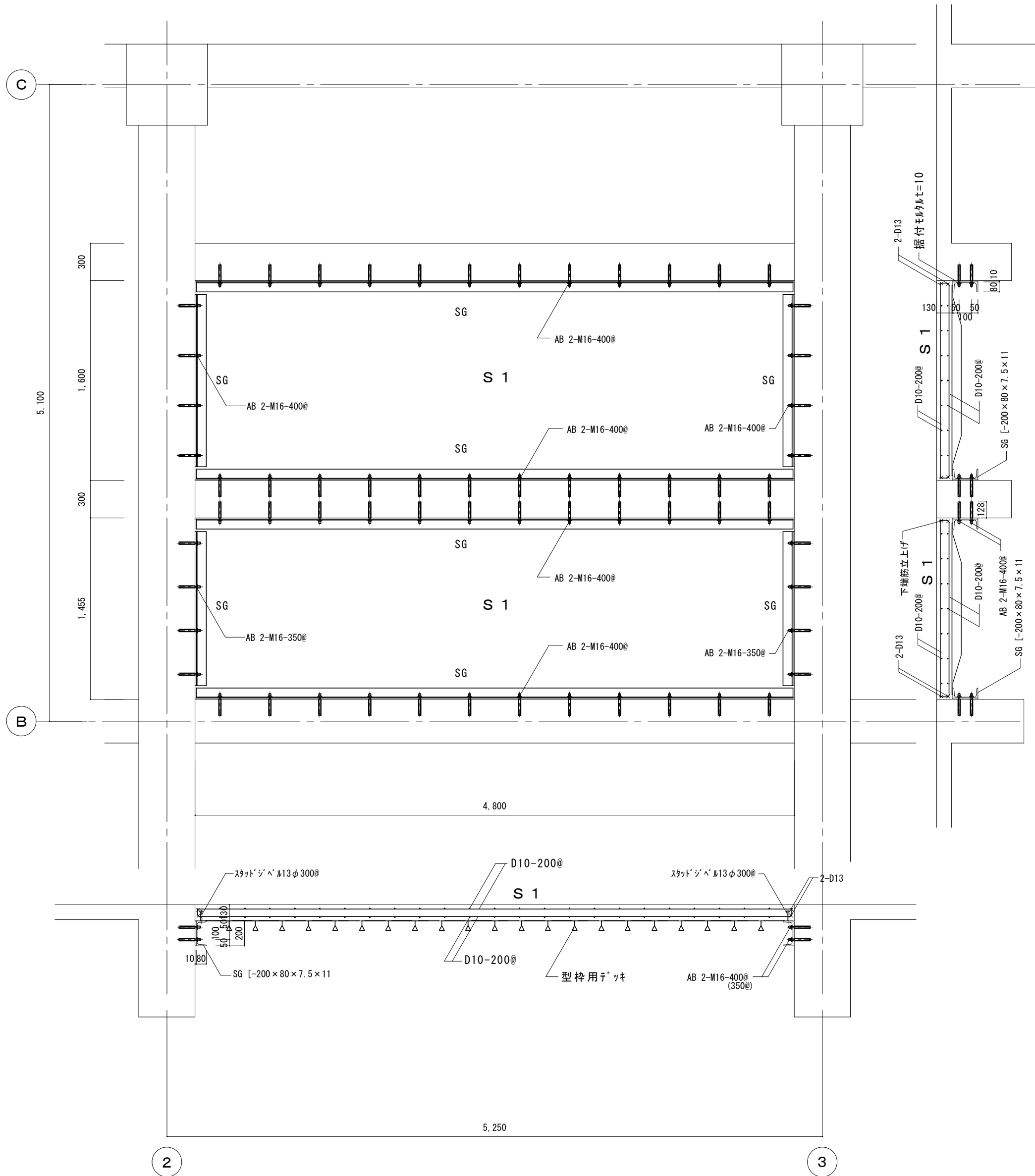


改修伏図 1/50

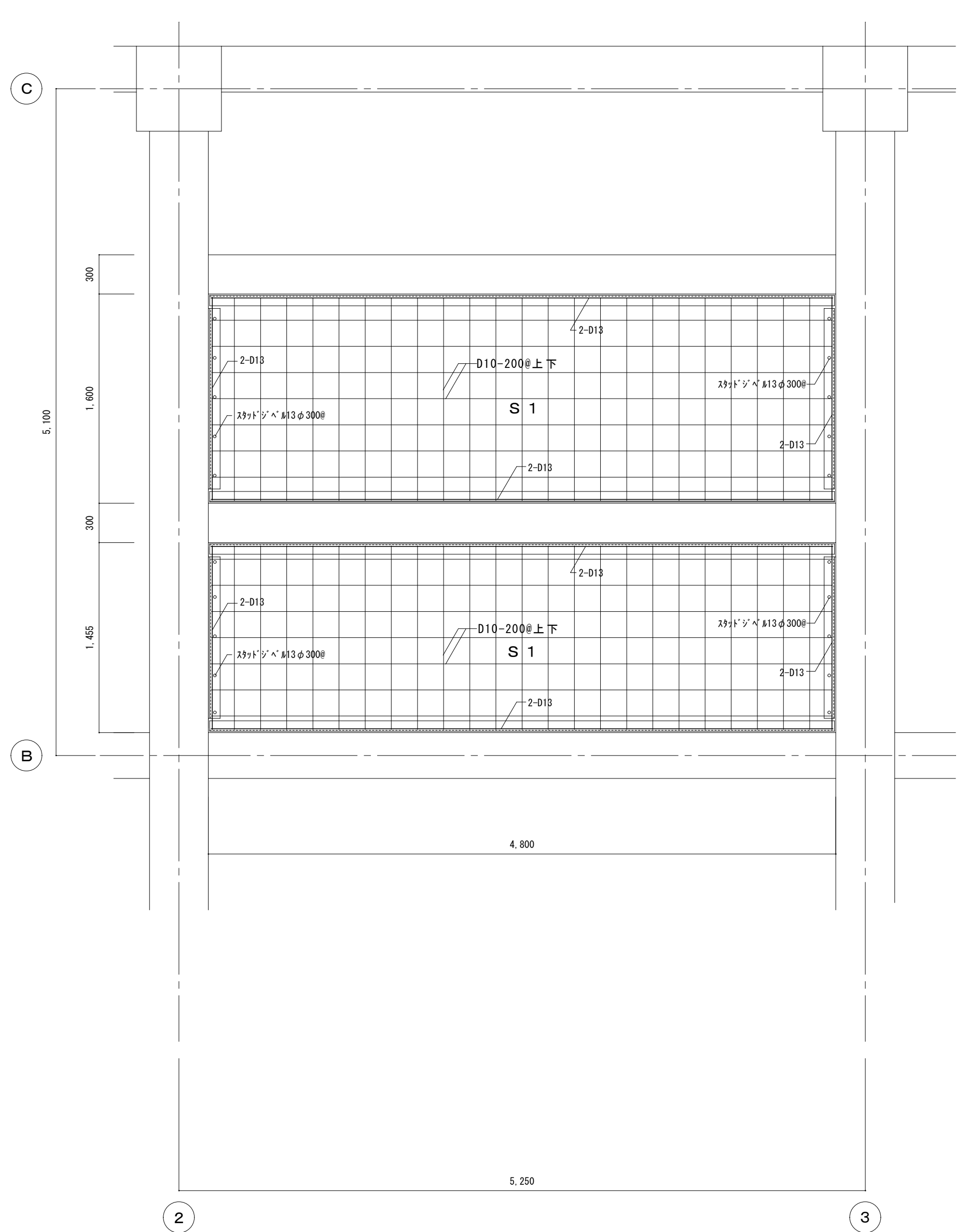
受け材リスト	
受梁 SG	[-200×80×7.5×11
据付モルタル	無収縮 Mc=30 型枠をして流し込む
梁上接合筋	スリットジベル 13φ-300@ L=80(短辺方向のみ)
取付アンカー AB	接着系あと施工アンカーボルト 2-M16-400@(350@)
	全ネジボルト タプルナット 片面45°カット(SS400)
	埋込深さL=128mm
	※打込み前に鉄筋探査を行うこと
仕様書	鉄筋工事・コンクリート工事及び鉄骨工事は、
	公共建築工事標準仕様書(令和7年版)による

コンクリートスラブ仕様	
コンクリート	Fc=21 SL=18cm
	構造体強度補正値（S）を考慮すること。
鉄筋	SD295
型枠	S F デッキ t=0.8 Z12（同等品）

スラブリスト				
	厚さ	位置	短辺方向	長辺方向
S 1	130	上筋	D10-200@	D10-200@
		下筋	D10-200@	D10-200@



スラブ受取り付け詳細図 1/30



スラブ配筋図 1/30

1. 製品・材料

(1) 質量および断面性能

品名	板厚 (mm)	質量 (Z12の場合) Kg/m		断面二次 1 (10 ⁴ mm ⁴ /m)	断面係数 Z (10 ³ mm ³ /m)
SF08	0.8	7.90	12.5	120	18.7
SF10	1.0	9.80	15.6	150	24.4
SF12	1.2	11.7	18.6	180	29.4
SF14	1.4	13.6	21.6	206	34.4
SF16	1.6	15.4	24.4	232	39.3
KP-ES-T	0.8	5.89	10.1	12.2	9.8
備考	断面二次モーメントは全断面有効の値である。 断面係数は、有効幅 (=50t) を考慮した値である。				

(2) 使用材料

表面処理	最小付着量 (g/m ²)	使用材料	適用板厚
Z12	120	SGCC -Z12	1.4mm以下
		SGHC -Z12	1.6mm
Z27	275	SGCC -Z27	1.4mm以下
		SGHC -Z27	1.6mm

* SFについて、Z27をご希望の場合は予め御相談下さい。

* KP-ES-T及びSFZについては、Z27の製品はありません。

2. 設計・資料

(1) 断面応力およびたわみの算定

a. 断面応力の算定

フラットデッキに作用する最大曲げモーメント (M)

の算定式は下式による。

$$M = (1/8) \cdot W \cdot L^2 \times 10^3 \quad (N \cdot mm/m)$$

W: 施工時の鉛直荷重 (N/m²)

L: スパン長さ (m)

断面応力 (σ) の算定式は下式による。

$$\sigma = M / Zt \quad (N/mm^2)$$

M: 最大曲げモーメント (N・mm/m)

Zt: 正曲げ用断面係数 (有効幅考慮) (mm³/m)

b. たわみの算定

たわみ (δ) の算定式は下式による。

$$\delta = (C \cdot 5 \cdot W \cdot L^4) / (384 \cdot E \cdot I) \times 10^4 \quad (mm)$$

C: たわみ算定用係数 (C=1.6)

E: 鋼材のヤング係数 (205,000N/mm²)

I: 断面二次モーメント (全断面有効) (mm⁴/m)

(2) 許容スパン表算定条件

- 許容応力度 : $f_b=205N/mm^2$ $\sigma/f_b \leq 1/\alpha$
- たわみ許容値 : $\delta a=1000 \cdot L/180+5.0mm$ $\delta \leq \delta a$
- たわみ算定用係数 : C=1.6
- 断面係数 (Z t) : 有効幅 (50t) を考慮した値
- 断面二次モーメント (I) : 全断面有効とした値
- 作業荷重 (W S) : $W S = 1.470$ 又は $2.450 (N/m^2)$ (「労働安全衛生規則」より)

* ホッパーやバケット打設工法の場合

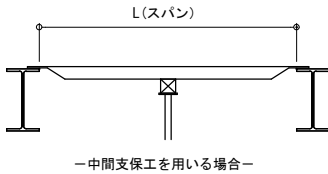
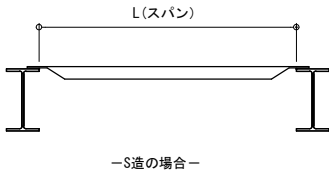
(7) エンドクローズ強度: デッキ端部の反力がエンドクローズ強度ePaを

上回らないことを確認して下さい。 $P_e=W \times L/2 \leq ePa$

(8) 許容支圧荷重 : デッキリブ許容支圧荷重は右表の通りとする。

デッキ板厚 (mm)	0.8	1.0	1.2
許容支圧荷重 (N/m)	9,800	14,700	19,600

*スパン (L) の取り方

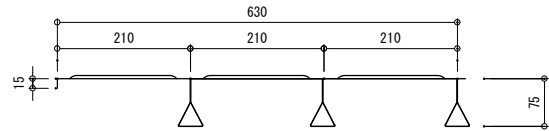


* 詳細は、『床型枠用鋼製デッキプレート（フラットデッキ）設計施工指針・同解説』による。

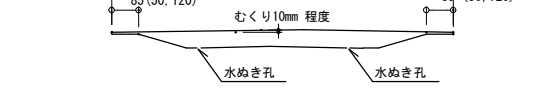
(3) 形状寸法

(単位: mm)

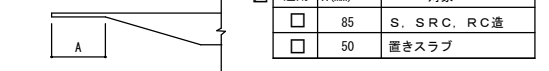
・断面



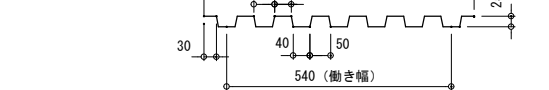
・側面



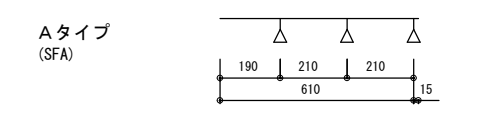
・端部形状



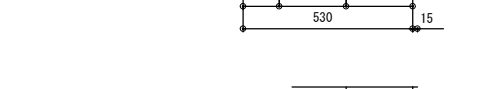
KP-ES-T



・役物断面



Bタイプ (SFB)



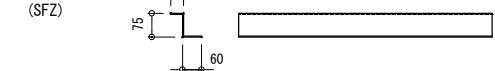
Cタイプ (SFC)



Pタイプ (調整プレート) (SFPR)

規格	幅	厚さ t
P2	200	1.2
P3	300	1.2
P4	400	1.6

Z金物 (SFZ)



斜梁用 S F デッキ受材 (4. 納まり例 ① 参照)

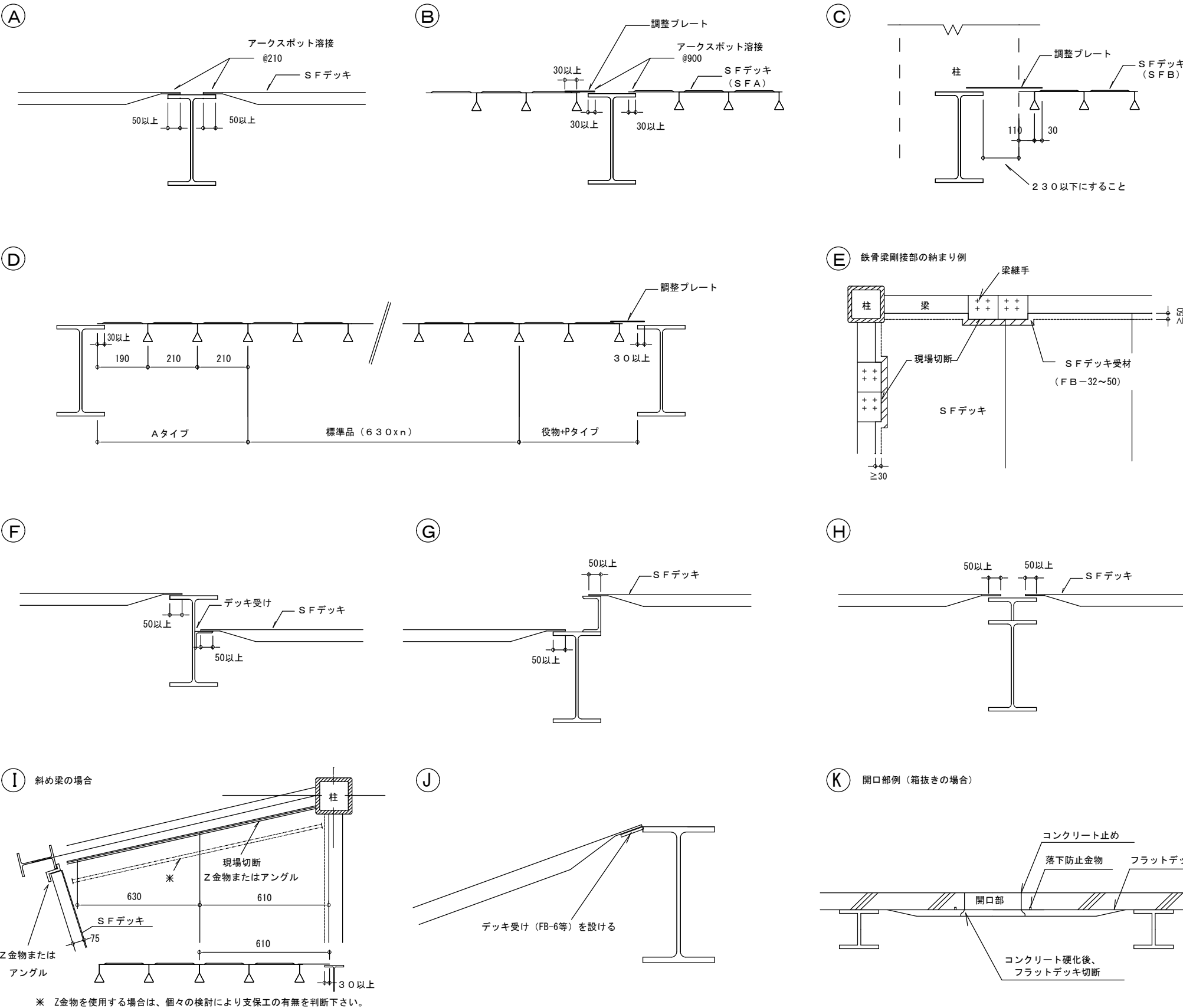
* 溝部換算スラブ厚さは、KP-ES-T 12mmです。

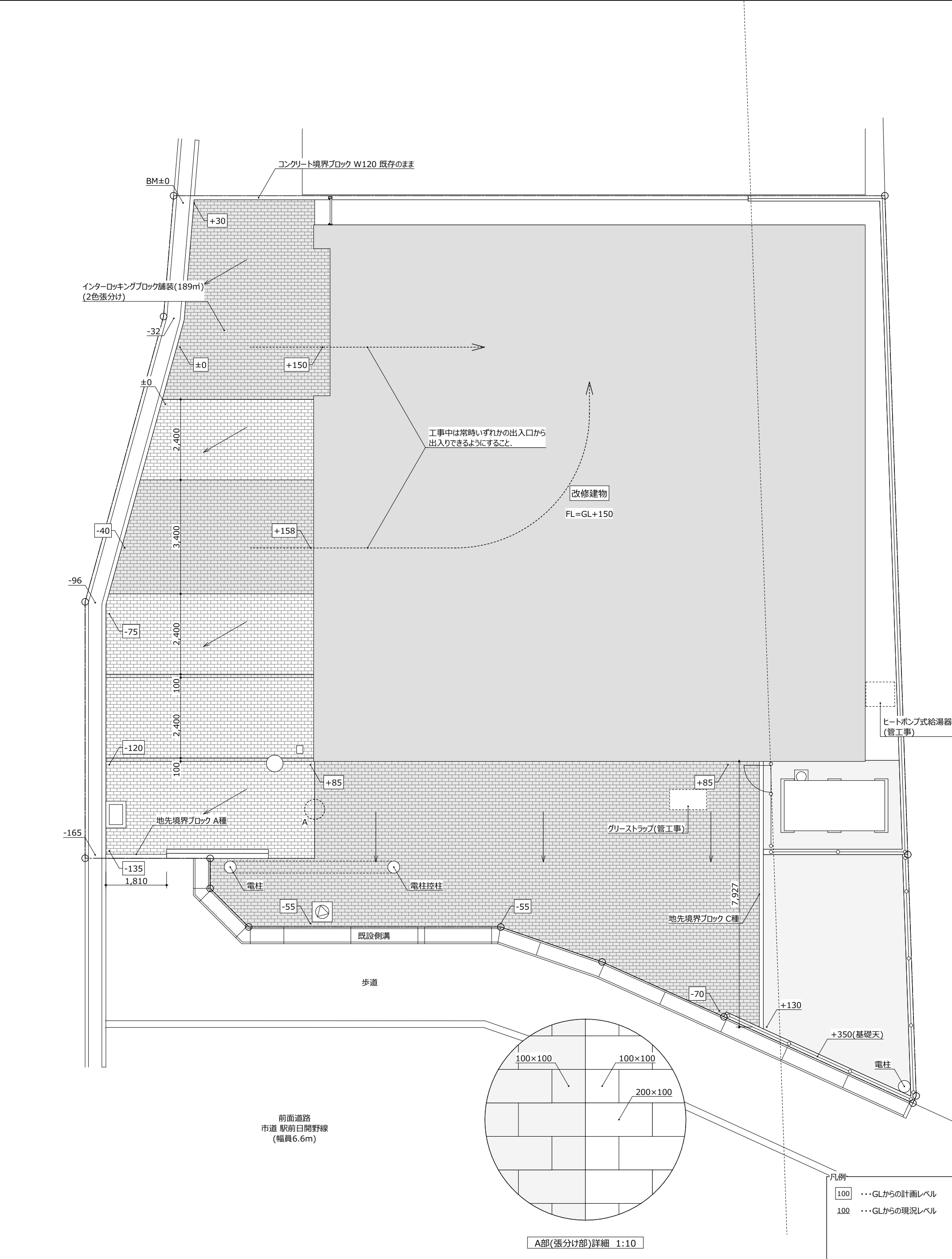
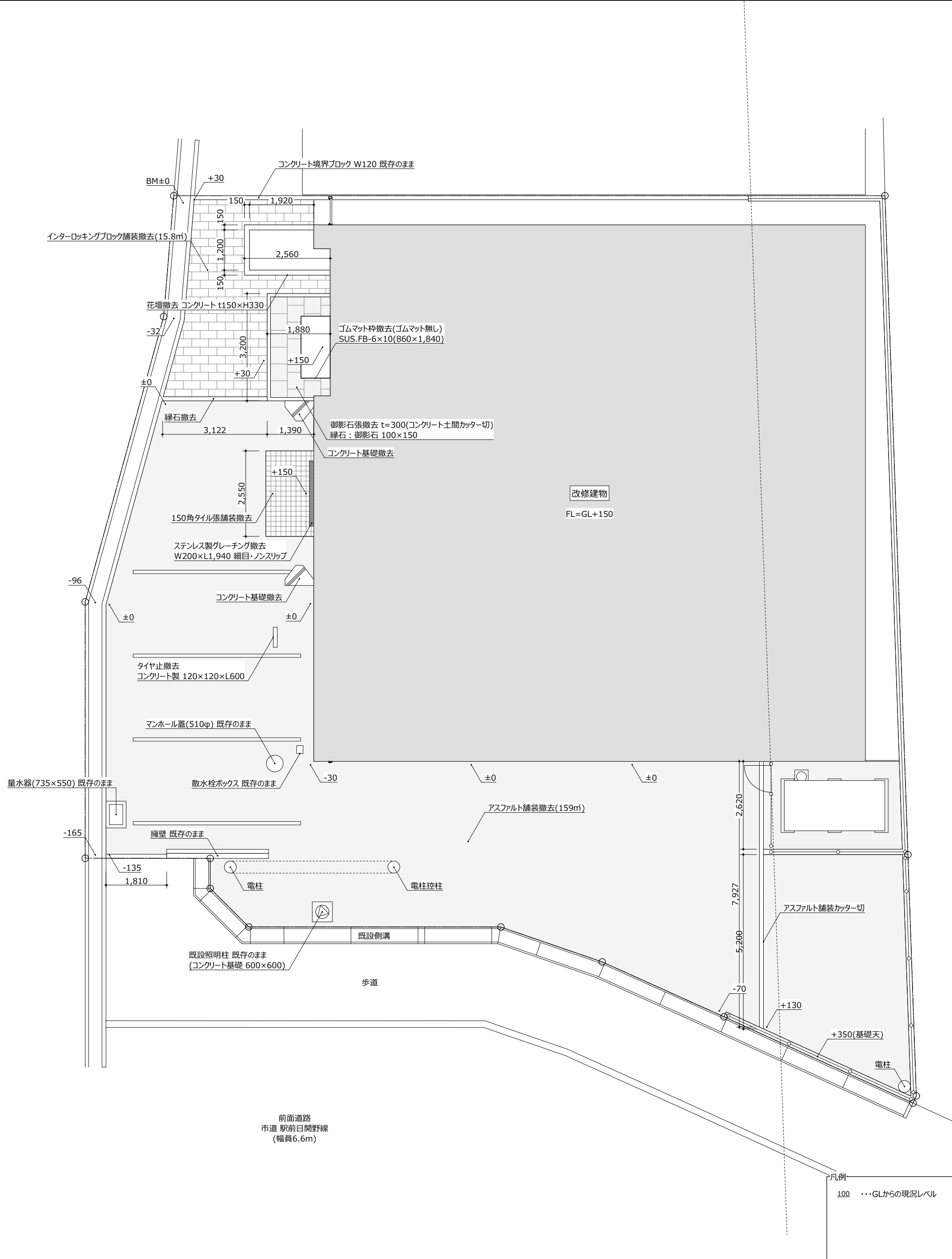
※改良等のため予告なく仕様を変更する場合がありますのでご了承下さい。

3. 施工手順

項目	施工要領	項目	施工要領
1. 計画	(1) 工法、応力、たわみを確認し、割付図 (施工図) を作成する。 (2) 鉄骨や型枠の工程を十分考慮して施工計画を立てる。	4. 切断・孔明け	(1) 切断はガス、プラズマ、電動のこ、グラインダー等を、また、孔明けはホールソー、ドリル等を使用して S F デッキの材質・形状 を損なわないよう行う。 (2) S F デッキを切断する場合、下部作業の安全、他デッキ・梁等の養生に十分留意する。 (3) スリーブ等の開口は原則箱抜き型枠とし、コンクリート硬化後に S F デッキを切断する。
2. 搬入・養生	(1) S F デッキにワイヤー備、あて傷がつかないように、また、S F デッキの形状保持、防錆、安全に十分注意を払って搬入、養生する。 (2) 鉄骨梁や型枠の上に仮置きする場合、過度の荷重がかからないように分散配置し、また、梁から落下しないように十分養生する。	5. その他	(1) 中間サポートをする場合、大引きがデッキのむくりを拘束しないよう設置する (2) デッキスパンが短くスラブが極厚の場合、デッキ端部の強度や中間サポートする場合の大引きに対するデッキリブ底面の支圧強度を事前に確認する。
3. 敷き込み	<S造> (1) 敷き込み前に必ず梁上を清掃する。 (2) 柱回り、梁接合部、梁段差部にてデッキ受材が施工図通り取付けられているか確認する。 (3) 割付図に従い S F デッキを不陸のないように敷込む。 (4) S F デッキをアークスポット溶接により梁へ接合する。 (5) S F デッキ (標準品) 相互の接合は差込み方式になるので通常の場合、溶接は必要ないが、スパンが大きい場合や、デッキ相互の馴染みが良くない場合は必要に応じて溶接する。 (6) S F デッキ (標準品) と役物・調整プレートとの接合部はアークスポット溶接する。		

4. 納まり例 (S造)





アスファルト舗装撤去 1/10	インターロッキングブロック舗装撤去 1/10	タイル張舗装撤去 1/10	御影石張撤去 1/10	花壇撤去 1/20	縁石撤去 1/20
コンクリート基礎撤去 1/20	インターロッキングブロック舗装新設 1/10	地先境界ブロック C種 新設 1/20	地先境界ブロック A種 新設 1/20		